

## イランの核問題と国際法

——包括的共同作業計画（JCPOA）と制裁復活の問題を中心に——

浅田正彦

はじめに

第一章 イランによる核開発の歴史と核不拡散体制強化の動き

第一節 イランによる核開発の歴史

第二節 保障措置の強化

第三節 濃縮・再処理技術の移転制限

第二章 テヘラン合意声明とパリ合意から濃縮関連活動の再開へ

第一節 テヘラン合意声明とパリ合意

第二節 アフマディネジャド大統領の登場と濃縮関連活動の再開

第三章 国連安全保障理事会による制裁

第一節 規範的措置

第二節 経済制裁措置

第四章 包括的共同作業計画（JCPOA）

第一節 包括的共同作業計画合意への経緯

第二節 包括的共同作業計画の法的性格

第三節 包括的共同作業計画の内容

第四節 包括的共同作業計画の評価

第五章 アメリカによる包括的共同作業計画からの脱退と諸国の反応

第六章 アメリカによる国連制裁復活（スナップバック）の試み

第一節 武器禁輸決議の不発とアメリカによるスナップバック手続の援用

第二節 アメリカによる法的正当化

第三節 アメリカの行動への疑問

第四節 スナップバック失敗の効果

おわりに

はじめに

核兵器をめぐる問題は、一九四五年にアメリカが史上初めての核爆発実験を実施してから、途切れることなく国際社会の最重要課題の一つであり続けてきた。しかし、核拡散問題、それも今世紀になって国際的に注目を集めている核拡散問題は、北朝鮮とイランのそれに集中しているといつてよからう。<sup>(1)</sup> そのうちの北朝鮮の核問題については、アメリカのトランプ大統領が政権発足後ほどなくして取り組んだ成果としての二〇一八年六月一二日の「米朝シンガポール共同声明」<sup>(2)</sup>はあるものの、その後はまったく進展を見ていないのが実情である。

これに対してイランの核問題については、二〇一五年七月一四日の歴史的な「包括的共同作業計画 (Joint Comprehensive Plan of Action)」(JCPOA)<sup>(3)</sup>の合意、それを受けた同年七月二〇日の安保理決議二二三一の採択を始め、二〇一八年五月八日のアメリカによるJCPOAからの脱退とその後の制裁の復活、同年七月一六日のイランによるアメリカを相手にした制裁復活問題に関連する国際司法裁判所 (ICJ) への提訴<sup>(4)</sup>、二〇二〇年八月二〇日のアメリカによる国連制裁復活手続の援用と他の関係国によるその拒否など、法的にも興味深い様々な展開がある。しかしそれらは、JCPOAの内容そのものの複雑さから始まり、その後の展開の難解さに至るまで、必ずしも容易に理解できるものではない。

本稿では、そうしたイランの核問題をめぐる最近の展開に焦点を当て、複雑で難解なJCPOAの合意内容とそ

の後の様々な展開を国際法の側面を中心に解明できればと思う。ただし、イランによるICJ提訴の問題はなお審理中であるので、本稿の検討対象からは外すこととしたい。検討に先立って、前提的な問題として、イランによる核開発の歴史と関連する核不拡散にかかる法制度の概略について簡単に整理しておくことにしたい。

## 第一章 イランによる核開発の歴史と核不拡散体制強化の動き

### 第一節 イランによる核開発の歴史

イランの原子力への関心は、一九五〇年代から存在した。その動機は、同国における豊富な石油資源の埋蔵という同じくエネルギーに関連する事情も少なからず関係していた。すなわち、同国には自国の石油資源が欧米列強による搾取の対象となってきたという被害者意識が強く、イギリスのアングロ・イラニアン石油会社によるイラン石油の独占、その後の同石油会社のイランによる国有化、そして背後でアメリカが関与する形で行われた一九五三年のモサデク首相失脚のクーデタなどの歴史から決別して、真に独立した強国となるためには原子力技術の開発が重要だと考えられるようになったといわれる。<sup>(6)</sup> また、将来、石油・ガスによつてエネルギーを賄うことができなくなつたときのための保険としての原子力や、さらには地域的な安全保障などを考慮して、核兵器オプションのためにも原子力を考えていたといわれる。<sup>(7)</sup>

イランは、一九五六年にテヘラン大学に原子力センター（現テヘラン原子力研究センター）を設立し、翌年、アメリカとの間で二国間の原子力平和利用協定を締結した。一九六七年には、アメリカから研究炉と燃料の濃縮ウランの提供を受けた。イランは、自らの原子力計画が平和利用目的であることを示すべく、核兵器不拡散条約（NPT）が署名に開放されたその日（一九六八年七月一日）に同条約に署名し、一九七〇年二月に批准して、その発効（一九七〇年三月五日）と同時に原当事国となっている。<sup>(8)</sup> さらに一九七三年六月には、NPT第三条に従い、国際

原子力機関（IAEA）との間の包括的保障措置協定に署名した（一九七四年五月に発効<sup>9)</sup>）。

一九七三年の第一次石油危機を契機として、各国が石油から原子力へとエネルギー供給源を移行させる方向となり、イランも本格的に原子力開発を推進することとなった。西ドイツの企業と契約を結び、一九七六年にプシエールで二基の軽水炉の建設を開始した。しかし、一九七九年のイスラム革命後の欧米諸国との関係悪化のなか、西ドイツの企業も撤退し、プシエールの軽水炉の建設は中止されるに至った<sup>10)</sup>。その後、一九八〇年から八八年まで続いたイラン・イラク戦争は、原子炉が空爆されるなどイランの原子力開発を停滞させる原因となったが、同時に、イランに核兵器開発を決断させる契機ともなった。すなわち、イランはイラクによる軍事侵攻を受けた後、化学兵器使用の犠牲ともなったが、国際社会はイランの期待したようにはイラクに対して厳しい対応をとることはなかった。そのため、イランは安全保障に関する自助努力の必要を強く感じるようになったとされる<sup>11)</sup>。もちろんこれに加えて、核兵器の保有が公然の秘密となっているイスラエルの存在や、誇り高いイラン人の持つ国家としての威信の問題が、イランによる核開発の背景にあったことは否定できない。

## 第二節 保障措置の強化

NPTは、世界の国を核兵器の保有を認められる国（核兵器国）とそれが認められない国（非核兵器国）とに分け、前者に対して、核兵器をいかなる者にも移譲しないという義務を課し、後者に対して、核兵器をいかなる者からも受領せず、また核兵器を自ら製造しないという義務を課すものである。非核兵器国に課される後者の義務は、IAEAによる検証（「保障措置」と呼ばれる）の対象となる。これまでIAEAは、NPTの当事国と非当事国を含め、非核兵器国の締結する保障措置協定の基礎となるべき文書を二種類作成してきたが、そのうちNPTの当事国である非核兵器国を対象とするものは、NPTの発効を受けて一九七二年三月に作成されたINFCIRC/153とすう

文書であり、非核兵器国がNPT上、IAEAとの間に締結を義務づけられている包括的保障措置協定の内容を定めるものである。イランが一九七三年に署名した協定も、この文書を基礎としている。

包括的保障措置協定は、当該国に核物質に関する報告(申告)を求め、IAEAがその正確さを確認するために査察を行うという内容であるが、申告を基礎とした検証の不十分さはイラクによる核開発の発覚で表面化した。すなわち、一九九一年の湾岸戦争後に、安保理決議六八七に基づいて実施されたある種の強制査察の結果として、かつてイラクが、IAEAに申告しIAEAが通常査察を行っていた施設の近傍にある未申告の施設において核開発を行っていた「決定的証拠」が得られたのである。<sup>(13)</sup>

この事実を受けて、IAEAの検証制度に根本的な改革が必要であることが認識され、「九三+二計画(Programme 93+2)」と呼ばれるプログラムが立ち上げられた。この計画は二部に分けて実施され、第一部は、現行の包括的保障措置協定に基づくIAEAの権限の範囲内で実施可能な措置、第二部はその実施のためにはIAEAに追加的な法的権限が付与される必要のある措置からなるものとされた。

第一部に属するものの一つが、設計情報の早期提出である。包括的保障措置協定では、「新たな施設」の設計情報の提出期限は協定の補助取極に規定され、モデル補助取極によれば、「通常、当該施設が初めて核物質の搬入を受ける予定の日の一八〇日以上前」とされていた。そのため、新たな施設の設計情報を提供しなかったとしても、核物質の搬入予定日が決まっていなかったとか、搬入予定が決まれば提出する予定であったといった抗弁を許すものであったのであり、実際、イラクによるそうした主張を可能にしたとされる。<sup>(14)</sup>そこでその点を改め、新たな施設の予備的な設計情報は、「建設または建設の許可の決定(いずれか早い方)が行われ次第、できるだけ早期に」提供されることとされ、その旨の補助取極の改正が順次なされた(「改正コード三.一」と呼ばれる)。

第二部は、第一部の完了後にIAEA事務局の作成した草案を基礎に起草委員会を中心に審議がなされ、一九九

七年五月の IAEA 特別理事会において、保障措置協定に対するモデル追加議定書として採択された。追加議定書においては、包括的保障措置協定では求められない範囲の情報の提供が求められる（拡大申告）と共に、査察の範囲も拡大された（拡大アクセス）<sup>(15)</sup>。

拡大アクセスは、正式には「補完的なアクセス（complementary access）」と呼ばれ、追加議定書で新たに申告対象となった場所を中心に、未申告の核物質・原子力活動の不在の確認、申告内容の正確性・完全性に関する疑義の解消、申告情報の整合性に関する問題の解決のために実施される。なかでもモデル追加議定書第五条 c の規定する補完的アクセスでは、「特定の場所における環境試料の採取を行うために」「国際原子力」機関が指定する場所へのアクセスを提供することが義務づけられており、未申告施設へのアクセスを認めるものとなっている。

このような画期的な内容を含むモデル追加議定書であるが、NPT 当事国に追加議定書を締結する義務があるからいえば、それは無いといわざるを得ない<sup>(16)</sup>。実際、累次の NPT 再検討会議で採択された最終文書においても、それを前提とした記述がなされている<sup>(17)</sup>。

### 第三節 濃縮・再処理技術の移転制限

NPT のもう一つの弱点として指摘されてきたのが、機微技術（濃縮・再処理）をめぐる問題である。核物質の利用には、原子力発電におけるような平和利用がある一方で、核兵器開発におけるような軍事利用もあるが、そのいずれにおいても使用される技術（濃縮・再処理）は共通しており、それが軍事的に利用される可能性があるからといってそれらを完全に禁止することはできないという点である。

この点については、二〇〇二年八月のイランの反体制組織によるイランの未申告核関連活動の告発の後に、NPT にかかる根本的な問題として、IAEA のエルバラダイ事務局長が二〇〇三年一〇月の『エコノミスト』誌に寄

稿した記事において、次のように危機感をもって指摘している。すなわち、NPTの下では、ウランの濃縮も使用済核燃料の再処理（プルトニウムの抽出）も禁止されていないので、現行の制度の下では、非核兵器国が濃縮や再処理の技術を保持することも、兵器級の核物質を保有することもまったく違法でなく、一定の種類核兵器製造技術は公開の文書において容易に入手することができるのであって、完全な核燃料サイクル（濃縮から再処理まで）能力を有する国であれば、数か月以内に核兵器を生産することができると思われ、三五〇四〇の国が核兵器取得の知識を有しているとの見方もある、という。こうした懸念から同事務局長は、民生用の原子力計画における兵器に利用可能な核物質（高濃縮ウランとプルトニウム）の加工および濃縮や再処理を通じた新たな核物質の生産を制限し、濃縮・再処理の活動を多数国間の管理の下にある施設のみ限定することに合意すべきことを含む、一連の提案を行った（エルバラダイ構想）。

それからやや遅れて二〇〇四年二月一日にはアメリカのブッシュ大統領が、同様な懸念から、原子力供給国グループ（NSG）（後述）の参加四〇か国は「本格的な規模の稼働している既存の濃縮・再処理工場を持たない国に対して濃縮・再処理の設備・技術の売却を拒否すべきこと」を提案している（ブッシュ提案）<sup>(19)</sup>。こうして、核拡散をめぐるNPT関連のもう一つの課題として、濃縮・再処理技術の拡散防止が注目されることとなった。

この点に関しては、ブッシュ提案にも見られるように、核関連資機材の協調的な輸出管理を実施しているNSGの枠内で主要な取組みがなされることになる。NSGは、一九七四年のNPT非当事国であるインドによる「平和的核爆発」を受けて、翌七五年四月に平和利用による原子力資機材の移転が核兵器その他の核爆発装置に転用されるのを防止することを目的に結成されたもので、原子力資機材の移転のための条件を定めるガイドラインに従って、参加国がその国内法等を通じて輸出管理を実施するというものである<sup>(20)</sup>。

NSGでは二〇〇四年二月のブッシュ提案を受けて、同年五月の総会で本件の議論がなされたが、特定の原子力

技術の提供を一律に拒否することがNPT第四条（原子力の平和利用の権利を規定）と両立するの否か、という疑問も提起され、合意には至らなかった。<sup>(21)</sup>その後、この問題をめぐる議論は容易には解決せず、アメリカの方針転換などを受けて二〇一一年になってようやく、ガイドラインの機微な施設・設備・技術・物質の輸出に関する条項の改正が合意された。それによれば、①NPTの当事国であり、NPTを完全に遵守していること、②IAEA理事會が審議中のIAEA事務局による報告書において、保障措置協定の違反を指摘されていないことなどが列挙され、それら六つの条件のすべてを満たさない限り、機微な施設・設備・技術・物質の移転を行うべきではないとされたほか、受領国が包括的保障措置協定を発効させており、かつ、追加議定書を発効させている（またはそれまでの間IAEAと協力して適切な保障措置協定を実施している）場合にのみ、それらの移転を認めるべきである、とされた。<sup>(22)</sup>

こうして、保障措置の強化（追加議定書）と機微技術の移転制限（NSGガイドラインの改正）の両側面において、核不拡散の取組みが一般的に強化されることになった。しかし、これは一般的な取組みであって、イランのような特定の懸念国との関係では、別途のテイラー・メイドの取組みが必要であった。<sup>(23)</sup>

## 第二章 テヘラン合意声明とパリ合意から濃縮関連活動の再開へ

### 第一節 テヘラン合意声明とパリ合意

前述のように、イランの核開発疑惑は、二〇〇二年八月にイランの反体制組織がイランにおける二つの秘密核施設（ナタンズのウラン濃縮施設、アラクの重水生産工場）の建設について告発したのを契機として始まった。<sup>(24)</sup>同年九月のIAEA総会の折に、エルバラダイ事務局長がイランの副大統領に対して、八月のメディア情報の真偽を尋ねたのに対して、副大統領は若干の関連情報を提供すると共に、事務局長によるイラン訪問に同意した。<sup>(25)</sup>



二〇〇三年二月のIAEA事務局長によるイラン訪問に際して、イランは、ナタンズのウラン濃縮施設について初めてIAEAに申告すると共に、アラクにおける重水生産工場の建設についても確認した。<sup>(26)</sup> こうして、関連施設に対してIAEAによる検認活動が行われることになった。

IAEA理事会は、二〇〇三年六月に議長声明を発し、イランに対して保障措置に関するすべての問題を直ちに是正するよう要請すると共に、濃縮プラントに核物質を入れないよう奨励した。<sup>(27)</sup> しかし、八月の事務局長報告書において、議長声明にも拘らず、その後イランが濃縮プラントに核物質を注入したこと、(イランは濃縮活動を一切行っていないと主張してきたにも拘らず) ナタンズの濃縮プラントで高濃縮ウランが検出された(核物質注入前の環境サンプリングの結果) ことなどが報告されたこともあり、IAEA理事会は、九月一二日、次のような内容を含む本件に関する最初の決議を採択した。すなわち、理事会はイランに対して、①すべてのウラン濃縮関連活動の停止を要請し、②すべての(報告の) 履行不備 (failures) を是正し、IAEAに完全に協力することが不可欠かつ緊急であることを決定すると共に、③即時無条件に追加議定書に署名・批准し、それを完全に実施し、今後は追加議定書に従って行動するよう要請した。<sup>(28)</sup>

このような理事会の行動に対してイランは理事会の決議採択の場から退席したが、英仏独三国(「E3」と呼ばれる)の外相がイランを訪問した結果、二〇〇三年一月二日に、上記決議の内容を実質的に受け入れるような内容の「テヘラン合意声明 (Tehran Agreed Statement)」が発せられた。<sup>(29)</sup> 同声明においてイラン政府は、①IAEAとの完全な協力を決定したこと、②追加議定書に署名し批准手続を開始することを決定したこと、批准までの間追加議定書に従ってIAEAとの協力を継続すること、③「IAEAの定めるすべてのウラン濃縮活動と再処理活動 (all uranium enrichment and reprocessing activities as defined by the IAEA)」の自発的停止を決定したこと、を三国外相に通報したとしている。実際イランは、同年一月一八日、追加議定書に署名し、発効までの間追加議定

書の規定に従って行動することを約束した。

しかし、リビアによる大量破壊兵器放棄の動きに関連してパキスタンのカーン博士を中心とする「核の闇市場」の存在が明らかとなり、イランにも遠心分離機が提供されていた旨の証言がなされ、二〇〇四年二月には、その点がIAEAによって確認された<sup>(31)</sup>。また、テヘラン合意声明の解釈をめぐる争い（「濃縮活動」に遠心分離機の組立てや部品生産、ウラン転換活動を含むか）を背景に、イランは二〇〇四年六月のIAEA理事会決議<sup>(32)</sup>に反発するなどして、上記の解釈が争われていた諸活動を再開ないし継続した<sup>(33)</sup>。

そこでE3/EUは再度<sup>(34)</sup>イランと交渉し、同年一月十五日、ソラナEU外務・安全保障政策上級代表の協力も得て、新たな合意としての「パリ合意 (Paris Agreement)」を結んだ。このパリ合意においてイランは、①IAEAとの間の完全な協力と透明性を約束し、②すべての濃縮関連活動および再処理活動 (all enrichment related and reprocessing activities) の自発的な停止 (EUはこれが自発的な信頼醸成措置であり法的義務ではないことを承認) の継続を決定し、③各種協力を含む長期的な取決めの交渉期間中その停止を維持する、とした。②は同年九月のIAEA理事会決議を反映したものであり、「濃縮関連活動」については上記の争われていた諸活動を列挙して、<sup>(37)</sup>それが停止に含まれることが明記された。このパリ合意の法的性格については、②が法的義務でないことは明らかであるが、それ以外については必ずしも明確ではない。②が法的義務でないことを特に明記していることからは、それ以外については異なる法的性格であると考えられなくもないが、用いられている文言等からして、法的義務を創設する条約であるとは考えがたく、②は単なる確認ないし強調であろう<sup>(36)</sup>。

## 第二節 アフマディネジャド大統領の登場と濃縮関連活動の再開

E3/EUは、二〇〇五年八月五日に、パリ合意の③にいう長期的な取決めに關する包括的提案（「長期的な合意

のための枠組み」を提出したが、<sup>(39)</sup>同じ八月に就任したイランの急進派アフマディネジャド新大統領は、直ちに拒否回答を行うと共に、八月八日、パリ合意に基づいて停止していたウラン転換活動を再開するに至った。こうした動きの背景には、自発的に濃縮活動を停止して二年近くが経過してもヨーロッパとの交渉が進まず、何も見返りが得られていないという不満があった。<sup>(40)</sup>IAEAは八月一日に特別理事会を開き、すべての濃縮関連活動を再度完全停止するよう求める決議を採択したが、これにイランが応じなかったため、九月二四日の理事会において決議を採択し、「GOV/2003/75に詳述されるNPT保障措置協定を遵守する義務のイランによる多数の履行不備および違反(failures and breaches)<sup>(41)</sup>が「IAEA」憲章第一二条Cの文脈における違反(non compliance)を構成する」ことを認定した。<sup>(42)</sup>もっともこの時は、中露両国が反対したため、「IAEA憲章」第一二条Cの下で必要とされる安保理への報告および第三条B4の下で必要とされる通告の時期と内容はいずれ検討する」として、即時の安保理への報告・通告(以下、「安保理への付託」と総称する)は行われなかった。しかし、二〇〇六年一月一〇日になって、イランがIAEAの査察員立会いの下に封印を撤去し、ナタンズにおけるウラン濃縮関連の「研究開発」活動を再開したため、IAEA理事会は二月四日、特別理事会において決議を採択し、安保理への報告を行うことを決定した。<sup>(43)</sup>これに対してイランは、翌日、今後は包括的保障措置協定のみを履行すること、これまで自発的かつ法的拘束力を持たないものとして行ってきたすべての措置を停止することをIAEAに通報し、二月一三日には約二年ぶりにウラン濃縮を再開したことがIAEAによって確認されている。<sup>(44)</sup>こうして、問題は基本的にIAEAから安保理に移されることになり、これ以降は、E3/EUに米中露の安保理三常任理事国を加えた六か国(E3/EU+3またはP5+1)が中心となってイランの核問題に対応することになるのである。

### 第三章 国連安全保障理事会による制裁<sup>(46)</sup>

#### 第一節 規範的措置

イランの核問題は、二〇〇六年二月にIAEAから安保理に報告されたが、早くも同年三月二九日には安保理議長声明が発出され、イランにおける未申告の核物質・原子力活動の不存在を結論づけることはできないというIAEA事務局長の報告に重大な懸念を示すと共に、イランに対してすべての濃縮関連活動と再処理活動を完全かつ継続的に停止することの重要性を強調した<sup>(47)</sup>。しかし、議長声明には一般に法的拘束力がないだけでなく、遵守しない場合の対応も示されていなかった。イランはこの議長声明を無視し、四月一日には三、五%の濃縮に成功したと発表した。そこで五月になって英仏両国は、国連憲章第七章に基づく制裁決議案を提示したが、中露両国が反対したため、六月六日、E3/EU+3（英仏独/EU+米中露）は、イランに濃縮活動を停止させるために新たな包括的長期取決めの提案を行った<sup>(48)</sup>。この提案は、前述の二〇〇五年八月のE3/EU提案をベースにしつつ、よりイランに配慮した内容を含むものとなっていた<sup>(49)</sup>。しかし、イランが八月二二日に回答すると応じるなど時間稼ぎをしていると受け止められ、E3/EU+3も制裁決議に向けての安保理の協議再開に合意した<sup>(50)</sup>。七月一五日の北朝鮮ミサイル発射非難決議の全会一致の採択の勢いもあって、二〇〇六年七月三一日、安保理は、イランの核問題に関する初めての決議となる決議一六九六（英仏独共同提案）を一四対一（カタル）で採択した<sup>(52)</sup>。

この決議は、国連憲章第七章の下で、イランに対して「研究および開発を含むすべての濃縮関連活動および再処理活動を停止してIAEAによる検認を受ける」よう「要求 (Demands)」した（第二項）。これは、憲章第七章の下の「要求 (demand)」であり、法的拘束力のある安保理決議の定型である憲章第七章の下の「決定 (decide)」ではない。しかし、決議の前文は、「IAEAの要求する停止を義務的な (mandatory) ものとするため、国際連合憲章第七章第四〇条の下で行動して」と述べ、これが義務的なものであることを明記している。こうしてイランは、

濃縮関連活動と再処理活動を停止することを義務づけられたのである。法的拘束力のある安保理決議は、憲章第一〇三条を通じて、他の国際協定上の権利（NPT第四条を含む）に優先する義務を課することができるのであり、その結果イランは、NPT上認められた平和利用の権利を部分的に行使できなくなったといえよう。なお、イランに一定の不作為を義務づける規範的な措置は、二〇〇六年一二月の決議一七三七において、濃縮関連活動・再処理活動に加えて重水関連プロジェクトを含む形で拡大され（第二項）、さらに二〇一〇年六月の決議一九二九において、核兵器を運搬可能な弾道ミサイル関連の活動を含む形で（第九項）拡大されている。

## 第二節 経済制裁措置

### (1) 決議一六九六

安保理決議一六九六は、イランに対して規範的な義務づけを行うと同時に、同国に対してある種の経済制裁を実施している。<sup>(54)</sup> すなわち、すべての国に対して、イランの濃縮関連活動、再処理活動および弾道ミサイル計画に寄与する可能性のある品目等の移転を監視し、防止するよう「要請 (Calls upon)」した（第五項）。

これが経済制裁措置といえるかについては、議論があるところであろう。決議一六九六は前文末尾において国連憲章「第四〇条「暫定措置の規定」の下で行動して」と述べているし、その第八項で憲章第四条（経済制裁などの非軍事的措置の規定）に基づく措置を将来のこととして規定していることから、同決議によれば、同決議において経済制裁措置は取られていないということになるのかも知れない。しかし、イランに対する一定の品目の移転を防止するよう「要請」することも、ある種の経済制裁措置にほかならない。安保理は、同様の内容の措置であっても法的拘束力のある場合とない場合とを区別し、前者のみを憲章第四条に基づく措置（経済制裁）として扱っているようであるが、法的拘束力の有無は当該措置の対象国以外の国連加盟国にとってのみ意味があることを想起

すれば、そうした区別には合理性があるように思えない。後述のJCP OAにおいても、決議一六九六はそれ以降の制裁決議と並べて「制裁」のタイトルの下で一括して扱われているのである。<sup>(55)</sup>さらにいえば、憲章第四一条の非軍事的措置を一般に経済制裁と別称することができるとすれば、上記の規範的措置さえ経済制裁の一種ということができるかも知れない。

いずれにせよ上記の措置は、イランの濃縮関連活動、再処理活動および弾道ミサイル計画に「寄与する可能性のある」品目等の移転を防止するよう「要請」したものである。対象品目が特定されることなく、「寄与する可能性のある (could contribute)」という一般的な表現で定められているため、どれだけの実効性（ここでは実際に移転防止の措置が実施されることをいう）があるか、疑問である。しかもそのような措置が「要請」されているに過ぎないのであって、この一般に法的拘束力のない定式の下では、さらに実効性は期待しがたいといわねばならない。

しかし、だからといってこの規定がおよそ無意味かといえば、そうではない。それどころか、そのような措置をとる意欲のある国にとっては、極めて重要な規定である。それらの国にとっては、この規定があることで、たとえそのような措置をとることによってイランとの間の既存の協定に形式的には違反することになるとしても、その「違法性」は、この規定の存在によって阻却されることになるのであり（もちろん当該品目がイランの濃縮関連活動等に「寄与する可能性」がなければならぬ）、その法的意味は大きい。むしろこれこそが、国連の経済制裁決議一般に通底する最も重要な機能であるとさえいえよう。

とはいえ、法的拘束力のない制裁措置と比べて法的拘束力のある制裁措置の方が効果的であるのは明らかである。上述のように、決議一六九六の第八項は、イランに一月の猶予を与えて、二〇〇六年八月三十一日までに同決議を遵守しない場合には、国連憲章第四一条に基づく適切な措置（非軍事的措置）をとる（そのためにはさらなる決定 (decisions) が必要であることを強調）意図を表明していた。イランは同決議を遵守しなかったが、安保理が直ちに

そうした経済制裁に移ることはなかった。本格的な対イラン制裁決議への作業は、一〇月一四日の対北朝鮮制裁決議（決議一七七八）後に本格化したように思える。<sup>(56)</sup>

(2) 決議一七三七

イランに対して拘束力ある制裁を課す決議一七三七<sup>(57)</sup>（英仏独共同提案）は、二〇〇六年一月二三日に全会一致で採択された。同決議は、「国際連合憲章第七章第四一条の下で行動して」、「①イランが、研究および開発を含むすべての濃縮関連活動および再処理活動ならびにすべての重水関連プロジェクト（重水研究炉の建設を含む）の作業を停止して、IAEAによる検認を受けることを「決定（Decides）」し（第二項）、②すべての国が、イランの濃縮関連活動、再処理活動、重水関連活動、核兵器運搬システム開発に寄与しうる品目等のイランへの「移転」を防止するために必要な措置をとることなどを「決定」した（第三項、第四項）。

②の品目等については、北朝鮮に制裁を課す決議一七七八が使用した安保理文書のリスト（各種輸出管理レジームのガイドラインのリスト）を利用している。<sup>(58)</sup> すなわち、濃縮関連活動、再処理活動および重水関連活動については、核関連の輸出管理レジームであるNSGのガイドラインが利用され、そのパート1の品目（原子力専用品）のほとんどが移転防止措置の対象とされた（第三項(a)(b)）。ただし、ロシアの主張を反映して、軽水炉用の機材と軽水炉用燃料要素に組み込まれた低濃縮ウランは例外とされ（第三項(b)、これによってロシアによるイランのプシェール軽水炉の完成と同炉への燃料供給が可能となったといわれる。<sup>(59)</sup> 他方、NSGガイドラインのパート2の品目（原子力汎用品）については、当該国が濃縮関連活動、再処理活動、重水関連活動に「寄与するであろう（would contribute）」と決定する場合に「イランへの移転を防止する措置をとることが義務づけられるに留まった（第四項(a)」。前述の決議一六九六第五項の場合と同様の理由から、この措置の実効性（ここでは実際に移転防止の措置が実

施されることをいう)には疑問があるということになる。

運搬システムとの関連では、ミサイル技術管理レジーム(MTCR)のガイドラインのリストに定めるほぼすべての品目(カテゴリーIIの品目19A3を除く)が対象とされた(第三項(c))。MTCRのリストの中で唯一除外されたカテゴリーIIの品目19A3とは、(i)自動操縦航法能力または直接視認不能距離からの人の操作による管制飛行能力を有し、かつ、(ii)二〇リットルを超える容量のエアゾール(噴霧)噴射システム/メカニズムを組み込んでいるか組み込むように設計ないし改良された完成無人航空機システムである。これは、主として生物兵器の散布を念頭に置いた規定と考えられるところ、決議一七三七ではイランの核兵器運搬手段システムの開発に寄与しうる品目等のイランへの移転防止が目的とされていることから(第三項柱書き)、直接関係しないとして除外されたものと考えられる。

③イランからの「調達」については、NSGガイドラインのパート1とパート2の双方のリストに含まれるすべての品目およびMTCRガイドラインのリストに含まれるすべての品目が禁止されることが「決定」されている(第七項)。

④個人の出入国に関しては、すべての国に対して、イランの核拡散関連機微活動(上記①で停止を決定した活動)・核兵器運搬システム開発の従事者や支援者の入国・通過を「監視」するよう「要請(Calls upon)」すると共に、そのような従事者・支援者として決議の附属書に掲げられる個人については、その入国・通過を一七三七委員会(対イラン制裁の履行監視に当たる安保理の補助機関として決議一七三七によって設置された委員会<sup>(d)</sup>)に通報することを「決定」した(第一〇項)。

⑤資産凍結に関しても、イランの核拡散関連機微活動・核兵器運搬システム開発の従事者や支援者として決議の附属書に掲げられる団体と個人の所有・管理する資金・金融資産・経済資源(以下、まとめて「資産」という)を



凍結することを「決定」した(第二二項)。

(3) 決議一七四七

イランは、決議一七三七の採択後も濃縮活動を続けたため、安保理は二〇〇七年三月二四日に決議一七四七<sup>(62)</sup>(英仏独共同提案)を全会一致で採択して制裁の範囲を拡大し、①すべての国に対して、戦車等の大型通常兵器(国連通常兵器登録制度の対象と同じ品目)<sup>(63)</sup>のイランへの「移転」を「監視し抑制」するよう「要請」する(第六項)と共に、②すべての国が「あらゆる武器」および関連物資のイランからの「調達」を禁止することを「決定」した(第五項)。また、③すべての国に対して、イランの核拡散関連機微活動・核兵器運搬システム開発の従事者や支援者の入国・通過を「監視し抑制」するよう「要請」すると共に、そのような従事者・支援者として決議一七三七の附属書と本決議の附属書Iに掲げられる個人については、その入国・通過を一七三七委員会に通報することを「決定」した(第二二項)。さらに、④資産凍結の対象となる団体・個人を拡大することを「決定」する(第四項)と共に、すべての国および国際金融機関に対して、イランへの新規の財政支援等の約束を行わないよう「要請」した(第七項)。

(4) 決議一八〇三

その後もイランは安保理決議に従わずに濃縮活動を続けたのに対して、安保理は二〇〇八年三月三日に決議一八〇三<sup>(64)</sup>(英仏独共同提案)を一四対ゼロ棄権一(インドネシア)<sup>(65)</sup>で採択して、①すべての国がNSGガイドライン・パート2のすべての品目(原子力汎用品。ただし、軽水炉関連の例外あり)およびMTCRガイドラインで例外とされていたカテゴリーIIの品目19A3のイランへの「移転」を防止するために必要な措置をとることを「決定」した(第八項)。また、②すべての国に対して、自国の法的権限および国内法令に従いかつ国際法に適合する範囲内

で、イランに出入国する「イラン航空貨物」および「イラン・イスラム共和国 SHIPPING・ライン」が所有しまたは運航する航空機および船舶が禁輸品目（決議一七三七および一七四七による）を輸送している疑いがある場合には、その貨物を空港・海港において「検査」することを「要請」した（第一一項）。さらに、③すべての国がイランの核拡散関連機微活動・核兵器運搬システム開発の従事者・支援者として附属書Ⅱに掲げられる個人について、その入国・通過を「防止」するために必要な措置をとることを「決定」し（第五項）、④資産凍結の対象となる団体・個人を拡大することも「決定」した（第七項）。

(5) 決議一九二九

イランはその後濃縮活動を続け、二〇一〇年二月一日までに二〇%までの濃縮に成功した旨を明らかにした<sup>(66)</sup>。安保理は、二〇一〇年六月九日に決議一九二九<sup>(67)</sup>（米英仏独共同提案）を一二対二（ブラジル、トルコ）棄権一（レバノン）で採択して、イランに対する制裁措置を一層強化し、①イランが核兵器を運搬可能な「弾道ミサイル」に関連する活動を行わないことを「決定」する（第九項）と共に、②すべての国が戦車等の大型通常兵器および関連物資のイランへの「移転」を防止することを「決定」した（第八項）。決議一八〇三では一部の貨物に限定されていた検査の制度も拡大され、③すべての国に対して、自国の法的権限および国内法令に従いかつ国際法に適合する範囲内で、イランに出入国するすべての貨物で禁輸品目（決議一七三七、一七四七、一八〇三および一九二九による）を輸送している疑いのあるものについて、領域内（海港・空港を含む）において検査を行うよう「要請」し（第一四項）、公海上では旗国の同意を得て船舶の検査の要請を行うことができることに「留意」して、すべての国に協力して「要請」し（第一五項）、検査で発見した禁輸品目を押収しかつ処分することを「決定」した（第一六項）。さらに、④資産凍結の対象をイスラム革命防衛隊（IRGC）関連の特定の団体・個人に拡大することを「決定」する

(第二二項)と共に、諸国に対し、イランの核拡散関連機微活動・核兵器運搬システム開発に寄与しうるとの情報がある場合には、イランの銀行が自国領域内で新たな支店やコルレス関係<sup>(8)</sup>を開設することを禁止し、自国の金融機関がイランにおいて代表事務所や銀行口座を開設することを禁止する措置をとるよう「要請」した(第二三項、第二四項)。

(6) まとめ

以上の五つの決議によつて課されてきた安保理の対イラン制裁は、イランの極めて多様な活動に関係しつつ、次に拡大・強化されてきた。それらの主要な部分を整理すると、次のようになる(表1参照)。

まず、核関連品目に関する措置として、NSGガイドライン・パート1の品目(原子力専用品。ただし、軽水炉関連の一部品目を除く)は、決議一七三七において、そのイランへの「移転」が禁止されると共に、そのイランからの「調達」も禁止された。NSGガイドライン・パート2の品目(原子力汎用品。ただし、軽水炉関連の例外あり)は、決議一八〇三において、そのイランへの「移転」が禁止され、決議一七三七でそのイランからの「調達」が禁止された。また、ミサイル等関連品目については、MTCRの品目が、決議一七三七と一八〇三において、そのイランへの「移転」が禁止されると共に、決議一七三七において、そのイランからの「調達」が禁止された。

通常兵器については、決議一九二九において、戦車等の大型通常兵器のイランへの「移転」が禁止され、決議一七四七において、すべての武器および関連物資のイランからの「調達」が禁止されている。

これらの禁止品目の輸送の疑いがある場合には、その貨物の検査が「要請」されている。当初、決議一八〇三では、イラン航空貨物およびイラン・イスラム共和国シッピング・ラインの所有・運行する航空機・船舶のみが対象とされていたが、決議一九二九ではそのような限定は外されてすべての航空機・船舶が対象となり、ただし公海上

表 1 対イラン経済制裁措置の変遷

	決議1737 (2006)	決議1747 (2007)	決議1803 (2008)	決議1929 (2010)
NSG Part 1	イランへの 移転禁止 [3(a)(b)]			
	イランからの 調達禁止 [7]			
NSG Part 2	(イランへの 移転禁止) [4(a)]		イランへの 移転禁止 [8]	
	イランからの 調達禁止 [7]			
MTCR	イランへの 移転禁止 (一部除外) [3(c)]		イランへの 移転禁止 (全面的) [8]	
	イランからの 調達禁止 [7]			
通常兵器				イランへの 移転禁止 (大型武器のみ) [8]
		イランからの 調達禁止 (すべての武器) [5]		
貨物検査			貨物検査の要請 (特定) [11]	貨物検査の要請 (全面的) [14~16]
渡航禁止	入国・通過の通報 (指定個人) [10]		入国・通過の防止 (指定個人) [5]	
金融制裁	資産凍結 (指定団体・個人) [12]			金融活動の 制限の要請 [23, 24]

注：[ ] 内の数字はパラグラフを示している。

では旗国の同意が条件とされた。

個人の出入国（渡航禁止）については、当初決議一七三七において、イランの核拡散関連機微活動・核兵器運搬システム開発の従事者や支援者の入国・通過を「監視」するよう要請され、また附属書に掲げる個人の入国・通過を一七三七委員会に「通報」することが義務づけられるに留まっていたが、決議一八〇三においては、附属書に掲げる個人の入国・通過を「防止」するために必要な措置をとることが義務づけられるに至っている。

金融制裁については、決議一七三七において、附属書に掲げる団体・個人の資産の凍結が「決定」されたが、その対象はその後の決議において拡大され、決議一九二九では、革命防衛隊関連の団体・個人が対象とされるに至った。決議一九二九はまた、イランの核拡散関連機微活動・核兵器運搬システム開発に寄与しうる場合には、イランの銀行が自国領域内で新たな支店やコルレス関係を開設したり、自国の金融機関がイランで代表事務所や銀行口座を開設したりすることを禁止するよう「要請」している。

上記のうち、貿易関連措置（輸出入の禁止）について見るならば、核関連、ミサイル関連、通常兵器関連のいずれについても、概ね、まずイランからの輸入（調達）が禁止され、その後イランへの輸出（移転）が禁止されているし、また、イランからの輸入については直ちに全面的な禁止が行われるのに対して、イランへの輸出に関しては一部例外を設けたり段階的に禁止されたりしていることが分かる。これは、イランが核兵器およびその運搬手段に関連する品目を入力（輸入）するのを防止するという制裁の目的とも関連しているであろうが、それだけではなく、イランに対して武器その他の関連物資や汎用品を輸出したいという、一部の理事国の思惑も反映しているように思える。

最後の二種類の措置（渡航禁止・資産凍結）は、対象となる団体・個人を特定して指定するいわゆるスマート・サンクションの形態をとっている。その対象となる団体・個人の数は新たな決議の採択のたびに増加し、決議一九

二九の時点で、七五団体・四一個人に及んでいる<sup>(70)</sup>。同じく大量破壊兵器拡散関連の制裁として、同様に渡航禁止・資産凍結が行われている対北朝鮮制裁における指定が同時期に八団体・五個人にとどまっていた<sup>(71)</sup>ことから、国の経済規模・国際化の相違やとらわれている措置の内容の若干の相違を勘案した上でもなお、対イラン制裁においては、比較的多くの団体・個人が指定されているといえるであろう。

#### 第四章 包括的共同作業計画 (JCPOA)

##### 第一節 包括的共同作業計画合意への経緯

以上の国連による経済制裁とは別に、アメリカやEUをはじめとする諸国によって国連の枠外においていわゆる独自制裁が実施されてきた。アメリカの場合には、一九九六年の「対イラン制裁法 (Iran Sanctions Act)」やそれを改正した二〇一〇年七月の「包括的対イラン制裁・説明責任・出資引揚法 (Comprehensive Iran Sanctions, Accountability, and Divestment Act)」(以下、「対イラン包括制裁法」といふ)、二〇一二年国防授權法などに基づいて独自制裁が実施されたが、とりわけ強力であったのが二次制裁である。「二次制裁 (secondary sanctions)」とは、アメリカを例にとると、アメリカによる一次制裁の対象として指定されている企業等(例えばイラン中央銀行)との間に取引を行った第三国(非アメリカ)の企業等(例えば日本の企業)に対してアメリカの金融システムへのアクセスを禁止するなどの制裁を加えるというものである<sup>(72)</sup>。国際通貨であるドルを利用するために必要なアメリカの金融システムへのアクセスが禁止されると、当該企業の取引一般が大きな影響を受けることになり、結果として多くの企業が一次制裁の対象として指定されている企業等との取引を控えることになる。こうして、二次制裁の効果は多くの国に及ぶのであって、場合によっては事実上国連の義務的制裁に近い効果が期待できるとさえいえるかも知れない。

EUの独自制裁も効果的であった。EUは、アメリカの対イラン包括制裁法制定と同じ二〇一〇年七月に理事会決定二〇一〇／四一三／CFSPを採択し、イランの石油・天然ガスの主要部門に対する重要な設備・技術の移転を禁止すると共に、イランの石油・天然ガス部門の企業に対して融資や信用供与を行うことを禁止した<sup>(25)</sup>。さらに、二〇一二年三月のEU理事会規則二六七／二〇一二は石油関連の禁輸措置を定め、イランが原産であるかイランから輸出される原油・石油製品・石油化学製品のEUへの輸入を禁止した<sup>(26)</sup>。同じく二〇一二年にアメリカが二〇一二年国防授權法に基づいて二次制裁がらみで諸国に要求したイラン石油の輸入通減措置とも相まって、石油関連の制裁はイラン経済に甚大な影響を与えることとなった。イランのGDP成長率は二〇一一年のプラス三%から二〇一二年にはマイナス六、六%へと急落したとされる<sup>(27)</sup>。

こうした厳しい経済制裁を背景に、二〇一三年六月に行われたイランの大統領選挙において、経済改革と核問題を含む外交を旗印に選挙戦を戦った穏健派のロウハニが当選した<sup>(28)</sup>。早くも同年九月の国連総会の折に、政権発足後初のE3+3との閣僚級協議が開催され、同年一月二四日にはイランおよびE3+3の外相とコーディネーターとしてEU外務・安全保障政策上級代表が参加したジュネーブ協議において、第一段階の措置として「共同作業計画 (Joint Plan of Action)」(JPOA)<sup>(29)</sup>と題する合意が成立した<sup>(30)</sup>。JPOAによりイランは、濃縮度二〇%の濃縮ウランの生産を止め、既存の二〇%濃縮ウランを五%まで希釈すること、ウランの濃縮は五%以下とすること、遠心分離機の数を凍結すること、アラク重水炉に主要機器や燃料・重水を搬入せず、再処理活動に従事しないことなどを約束した。これと引き換えに、E3/EU+3は、石油関連の禁輸措置を含む制裁の緩和や、核関連の新たな制裁を実施しないことなどを約束した。JPOAの履行と併行して、最終的な合意を目指した交渉が開始され、何度か交渉期限を延長しながら交渉を継続した結果、二〇一五年七月一四日にイランとE3/EU+3との間で、イランの核問題を包括的かつ長期に亘って適切に解決するものとして、<sup>(31)</sup>「包括的共同作業計画 (Joint Comprehensive

Plan of Action)」（JCPOA）が最終合意されるに至った<sup>(83)</sup>。

第二節 包括的共同作業計画の法的性格

JCPOAは極めて大部の文書である。その原本はJCPOA本体が一八頁、五部からなる附属書が一四一頁、総計一五九頁にも及ぶ（これは原本の数字であり、安保理文書では九〇頁となっている<sup>(84)</sup>）。その全体構造を示せば次のようである。JCPOA本体は、序文(Preface)・前文および一般規定(Preamble and General Provisions)に続き、本文三七項が、核（A濃縮、濃縮研究開発、貯蔵、Bアラク、重水、再処理、C透明性および信頼醸成措置）、制裁、履行計画、紛争解決メカニズムに分けて規定されている。以上の本文に続いて附属書Ⅰ（核関連措置）、附属書Ⅱ（制裁関連の約束）、附属書Ⅲ（民生用原子力協力）、附属書Ⅳ（合同委員会）、附属書Ⅴ（履行計画）という五つの附属書が添付されて、本文の規定に係る詳細が定められている（表2参照）。

表2 決議2231（JCPOAを含む）の構造

決議前文	(全14項)	
決議本文	(全30項)	
附属書A (JCPOA)	序文	
	前文および一般規定(全16項)	
	本文 (全37項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核                             <ul style="list-style-type: none"> <li>A 濃縮、濃縮研究開発、貯蔵</li> <li>B アラク、重水、再処理</li> <li>C 透明性および信頼醸成措置</li> </ul> </li> <li>・制裁</li> <li>・履行計画</li> <li>・紛争解決メカニズム</li> </ul>
	附属書Ⅰ (全82項)	核関連措置
	附属書Ⅱ (全7項+添付リスト4)	制裁関連の約束
	附属書Ⅲ (全16項)	民生用原子力協力
	附属書Ⅳ (全7項)	合同委員会
	附属書Ⅴ (全26項)	履行計画
附属書B (声明)	(全7項)	



JCPOAに関してまず明らかにしておくべきは、その法的性格である。この点については比較的容易に結論を示すことができる。JCPOAの「前文および一般規定」の直後に次のような文言があるからである。すなわち、「イランとE3/EU+3は、このJCPOAおよびその附属書に詳述されている時間枠内において以下のような自発的措置をとる (will take the following voluntary measures)」と定めている。また、文書全体として、条約において義務づけの際に用いられる「shall」ではなく、「will」という助動詞が使用されている点も、JCPOAが法的拘束力のない文書であることを示している<sup>(85)</sup>。さらに、アメリカではJCPOAの交渉過程においてすでに文書の法的性格が議論されており、国務省報道官がその政治的な性格を繰り返して確認しているし、イランとのJCPOA交渉において中心的な役割を果たしたアメリカのケリー国務長官も、上院外交委員会の公聴会において、「我々は当初の段階から、法的拘束力のある計画を交渉しているのではないことを明らかにしてきた」と述べている<sup>(87)</sup>。いずれも、JCPOAが法的な性格を有しない文書であることを示しているといえよう。なお、文書の法的拘束力には直結しないものの、この文書には署名がされていない。

この合意は、イランの核開発という一〇年以上にわたって国際安全保障上の重大な難問であり続けてきた問題に一応の終止符を打とうとしたものであり、かつ後に見るように、内容的にも極めて重要な権利義務関係を定めているものであるから、法的拘束力を有する文書として作成されてしかるべきものであったともいえる。しかし、そうはならなかった。それには理由がある。第一に、JCPOAの内容は政治的にも極めて機微であるため、国内手続において議会の承認を必要とする条約の形をとりたくなかったという事情である。この点は、特に安全保障上の利害が直接に関係するイランとアメリカにおいて顕著であった。第二に、JCPOAのような広範で詳細な内容を持つ文書を条約の形で合意するのは不可能であったとも指摘される<sup>(88)</sup>。

これらのうち、より重要なのが前者であるのは明らかである。もちろん広範な内容を扱い、詳細な規定を含む文

書を条約の形で合意するのが容易でないというのは事実であろう。しかし、だからといってそうした文書を条約として合意するのが不可能という訳ではない。この点は、同じく軍縮不拡散分野の条約である化学兵器禁止条約がJCPOAの二倍の分量を含むことを想起すれば明らかである。<sup>(98)</sup>しかし、第一の理由はより本質的である。例えばアメリカの場合、条約の締結には憲法上、上院の三分の二による助言と承認が必要であるが、共和党優位の当時の上院の構成を考えると、条約の形で合意した場合にその承認を得られる保証はなかったからである。<sup>(99)</sup>アメリカの政府関係者も、JCPOAが議会の承認を必要とする文書ではないことを当時、繰り返し強調していた。<sup>(100)</sup>

国連安保理は、JCPOAの合意の六日後の二〇一五年七月二〇日に決議二二三一を全会一致で採択した。この決議はJCPOA自体が予定し、その「発効 (come into effect)」のために選択的に必要としていた (後述) ものである。<sup>(95)</sup>決議二二三一は、JCPOAを「承認 (Endorse)」し、すべての加盟国、地域的機関および国際機関に対して「JCPOAの履行を支持するために適当な行動をとるよう要請」しているが、これによってJCPOAが全体として法的拘束力を有する文書になった訳ではない。<sup>(97)</sup>JCPOAの定める措置の一部 (国連制裁に関する部分) については、この決議によつて法的義務とされた (後述) のであるから、文書全体を法的なものとすることも技術的には可能であったが、<sup>(98)</sup>そうはされなかったのである。決議二二三一において、JCPOAの一部についてのみ法的な性格を与えることが定められたということは、逆に、同決議においてJCPOAを全体として法的拘束力あるものとはしないという意図がそこに示されていると考えることができるであろう。

こうしてJCPOAは、決議二二三一によつて法的拘束力ある文書とはされなかったのであり、まずは非法的な文書を作成し、それを法的拘束力ある安保理決議を利用して全体として「法化」するというプロセスは辿らなかつた。もちろんそうすることに、国際法の観点から問題がある訳ではないし、正当性の観点からも、条約を迂回して安保理決議で国家一般に義務づけを行う安保理による「国際立法」の場合ほど問題はなからう。<sup>(99)</sup>JCPOAにお

るイランの核関連活動への制限は、安保理によるそれまでの対イラン制裁に近い趣があることからそのようにいえる。

他方、上記のようなプロセスを進めることは、関係国の国内における条約締結過程の「民主的統制」の観点からは問題がある。それはまさにJCPOAを条約の形では作成しなかった理由とも関係する。JCPOAを政治的文書として作成して条約としての議会の承認を回避し、しかる後に安保理決議を利用してそれに条約と同様の拘束力を付与するということになれば、議会承認のプロセスの迂回として問題となり得る<sup>(10)</sup>。JCPOAにおける国連制裁の終了と復活の部分については決議二二三一において法的拘束力が与えられたが、それは当初の国連制裁の終了からして法的拘束力ある安保理決議が必要であったことに加えて、同様の国連制裁を復活させるためにも法的拘束力ある安保理決議が必要であったのであり、いわば必然であった。

ところでロシアは、安保理決議二二三一とJCPOAの法的性格との関係について、①安保理決議二二三一の前文で国連憲章第二五条（安保理の決定の拘束力を規定）が言及されていること、②同決議でJCPOAが無条件で承認されていること、③JCPOAが同決議に添付されていることの三点を挙げて、それらの累積的效果として、JCPOAは（その以前における法的性格の問題を害することなく）「法的拘束力を有する」ものとなった、と主張する<sup>(11)</sup>。しかし、この主張は疑わしい。①は決議二二三一の別の規定（第七項、第九項、第一一項、第二二項などにおける「決定」）との関係で規定されたものであるし、②無条件であれ何であれ、「承認（endorse）」にそのような効果はない。また安保理には、③決議に添付されただけで法的拘束力を生ずるという規則も慣行もない。添付のみで法的拘束力が生ずるということであれば、決議二二三一の附属書Bの「声明（後述）」にも全体として法的拘束力があるということになるが、そうすると、附属書Bの一部にのみ法的拘束力を付与することを意図した同決議第七項(b)と矛盾することになるであろう。こうしてみると、たとえこれら三つの要素を累積しても、決議二二三一

によってJCP OAが全体として法的拘束力ある文書となったということにはならないといわざるを得ない。

またウェラー教授は、この点について、この政治的約束は信義誠実と禁反言の原則によって法的性質(legal quality)を獲得したと主張しうる(イランはアメリカの約束を信頼したため、その違反によって不利益を被った)とする。<sup>(10)</sup>しかし、禁反言の原則の安易な適用は、関係国が法的な義務とすることを意図していなかった約束(例えばJCP OA)をその意に反して「法的」な義務とする結果につながりかねないし、さらにはその当事者が主観的には法的な義務とは考えていないことから、結果として「法的」な義務の軽視にもつながりかねず、慎重であるべきである。<sup>(11)</sup>もちろん、明らかに法的な義務が存在するという場合には、禁反言を援用するまでもないことから、禁反言が独自の機能を果たすのは、法的な義務の存否が不明確な場合やそれが否定されうる場合(フィッツモーリス)ということになるが、とりわけ法的な義務を引き受ける意思が当事者にないことが明らかである場合(例えば本件)には、それを法的な義務に転化させるために禁反言に依拠することはできないといわなければならない。実際、禁反言の実体的権利創設効果を認めたといわれるチャゴス仲裁判断でさえ、「たとえ国が明確な不利益を被った場合であっても、あらゆる信頼(reliance)が禁反言の根拠とするのに十分であるという訳ではない。明示的に非拘束的である合意(expressly non-binding agreement)を信頼することで不利益を被った国は、禁反言によって拘束力のある約束を達成することはできな」と述べて、<sup>(12)</sup>この点を確認している。なお、イランはロシアのような主張を行っている訳でも、禁反言を援用した主張を行っている訳でもなく、そもそもJCP OAが法的な性格であるという主張も行っていない。

ところで、前述のように、安保理決議二二三二には、附属書AとしてJCP OAが添付されているほか、それとは別に附属書Bとして「声明(Statement)」と題する文書が添付されている。<sup>(13)</sup>後者は、E3/EU+3が発出した声明であり、「透明性を改善し、JCP OAの完全な履行に資する雰囲気醸成するため」とされると共に、そこに

は、E3/EU+3の「JCPOAへの参加」は、①対イラン制裁決議の終了、②本声明の規定の遵守の要求、③JCPOAの設置する合同委員会と協力したJCPOAの履行の促進の三つを定める新安保理決議の採択を条件とする (contingent on) ことが明記されている。<sup>(10)</sup>そこにいる新決議が決議二二三一である。この声明には、JCPOAの内容についての明確化やJCPOAにない措置 (例えば、核兵器運搬能力を有する弾道ミサイル活動を八年間行わないようイランに要請、JCPOAの完全な履行を促進するためイランを仕出し・仕向地とするすべての貨物の検査を自国の領域内で実施するようすべての国に要請) も含まれており、かつ、その多くの規定には決議二二三一によって法的拘束力が付与されている (上記括弧内の二つの要請にだけは法的拘束力が付与されていない)。<sup>(11)</sup>

### 第三節 包括的共同作業計画の内容

#### (1) 主な内容

包括的共同作業計画の内容は、いくつかの要素に分けて考えることができる。それらは、①イランの核関連活動の制限、②イランの義務履行の監視、③国連制裁および独自制裁の解除、④紛争解決メカニズム、ならびに⑤国連制裁の復活手続である。それぞれについて敷衍して述べるならば以下のようになる (表2および表3参照)。なお、⑤では関連する安保理決議二二三一についても触れることにする。

#### (a) イランの核関連活動の制限 (JCPOA第一項、第一二項、第一七項、附属書I、IV)

まずイランによる核関連の活動については、大原則として、JCPOAの前文および一般規定において、「イランはいかなる場合にも決していかなる核兵器も追求せず、開発せず、取得しないことを再確認する」と明記されており、そのことは決議二二三一の前文においても「歓迎」されている。<sup>(12)</sup>併せてJCPOAの本文においても、「イラン

は、研究・開発のレベルにおいても、ウランまたはプルトニウムの冶金活動を含め核爆発装置の開発に寄与しうる活動に従事しない<sup>(15)</sup>」ことを約束している。その上で、個々の活動について、具体的な制限が設けられている。そうしたイランの核関連活動の制限については、いくつかの観点から整理することができる。前述のように核兵器開発には濃縮ウランの利用と使用済燃料の再処理をよるプルトニウムの利用とがありうるが、JCPOAではウラン濃縮に関して、イランによるウラン濃縮の濃縮度の上限はウラン二三五の濃度にして（以下同様）三、六七％とされ、その貯蔵量も六フッ化ウランにして最大三〇〇キログラム（ウラン換算で二〇二、八キログラム）<sup>(16)</sup>とされ（以下、三〇〇キログラムという場合は六フッ化ウラン、二〇二、八キログラムという場合はウラン換算である）、この制限は五年間維持される<sup>(15)</sup>。

表3 JCPOA の概要

	内 容	期間*
ウラン濃縮	・濃縮度の上限：3.67％ ・濃縮ウラン貯蔵量の上限：300kg (202.8kg)** ・濃縮はナタンズのみ（フォルドウの地下施設は不可）	15年
	・遠心分離機の設置の上限：6104基 ・遠心分離機の稼働の上限：5060基	10年
再処理	・アラクの重水炉の改造と使用済燃料の国外搬出	無期限
	・追加の重水炉建設不可	15年
	・すべての使用済燃料の国外搬出	無期限
	・再処理の放棄	15年（無期限）
検証	・追加議定書の暫定的適用	発効まで
	・JCPOA 違反疑惑に24日以内のアクセス提供	15年
紛争解決	・合同委員会による紛争解決 ・未解決かつ重大な不履行の場合の安保理通報	25年+
制裁解除	・国連制裁***、米国制裁、EU 制裁の解除	復活まで
	・安保理通報後、国連制裁解除継続の決議案を表決 ・決議案が提出されない場合、安保理議長が提出 ・制裁解除継続の決議案の否決で国連制裁復活	10年****

\* 基本的に履行日（2016.1.16）に開始。  
 \*\* 六フッ化ウランで300kg、ウランにして202.8kgに相当。  
 \*\*\* 武器禁輸は採択日（2015.10.18）から5年後に解除。  
 \*\*\*\* 採択日から10年。E3/EU+3は制裁復活の制度を5年間延長する意図あり。

また、濃縮に使用される遠心分離機についても、旧式遠心分離機を一〇年間で縮小していくが、この間、その設置総数は五〇六〇基までに制限し、ナタンズに設置されるものとされた。<sup>(10)</sup> 地下施設であるフォルドウの施設は核物理科学技術センターに改変され、旧式遠心分離機一〇四四基が残されるが、そこでは一五年間ウラン濃縮もウラン濃縮関連研究開発も行われ<sup>(11)</sup>ない。したがって遠心分離機の「設置」は総計六一〇四基となるが、実際にウラン濃縮用に「稼働」することが認められるのはナタンズにおける五〇六〇基までということになる。これは当時のイランにおいて稼働していた約一萬基の遠心分離機が半減することを意味する。<sup>(12)</sup> 余剰の遠心分離機は、IAEAの継続監視の下でナタンズにおいて保管される。<sup>(13)</sup>

遠心分離機の研究開発も制限され、ナタンズにおいてのみ認められるだけでなく、その時期、種類、態様、総数などにおいて様々な制限が課されている。<sup>(14)</sup>

プルトニウム利用の核兵器開発との関係では、まず兵器用プルトニウムの生産に適した原子炉であるアラクの重水炉について、兵器級のプルトニウムを生産せず、医療・工業用の放射性同位体を生産するように新たな設計された近代的重水炉（三、六七％のウラン燃料使用）に改造し、そのすべての使用済燃料を将来にわたり国外搬出することとされた。<sup>(15)</sup> 使用済燃料の国外搬出については、イランは、将来のものを含めすべての原子炉（動力炉および研究炉）の使用済燃料を国外に搬出する意図を表明している。<sup>(16)</sup> またイランは、国際的な「軽水炉」依存の傾向に合わせると共に、一五年間は追加の重水炉を建設しないとされた。<sup>(17)</sup> さらに、アラク重水炉を離れて再処理一般についても、イランは使用済燃料の再処理（研究開発を含む）を一五年間行わず、その後も行う意図を有しない（For 15 years Iran will not, and does not intend to thereafter, engage in any spent fuel reprocessing）し、再処理能力を有する施設の開発や建設についても同様である、<sup>(18)</sup> としている。したがってイランは、事実上、無期限に再処理をしないことを約束したことになる。<sup>(19)</sup> なお、重水炉に関連してイランは、一五年間にわたり、アラクの新重水炉等に

において必要とされる量（新重水炉の試運転（commissioning）前の段階において一三〇トンとされる）を超える余剰の重水を国外輸出の対象とすることも約束した。<sup>(16)</sup>

イランの核関連活動は制限されてはいるが、全面的に禁止されている訳ではない。したがって、核関連資機材の調達も完全には禁止されていない。もちろん自由である訳でもない。JCPOA附属書IVによれば、NSGのガイドラインに掲げる資機材などのイランへの移転については、JCPOAに定める条件に従って合同委員会（調達作業部会）が検討して決定するものとされる。<sup>(17)</sup> JCPOAの設置する「合同委員会（Joint Commission）」は、JCPOA参加のE3/EU+3とイランで構成され、本件にかかる決定は、EUを除くコンセンサスで行われる。<sup>(18)</sup> さらに、その決定は安保理に伝達され、安保理の承認（五日以内に拒否しない限り承認したものとみなされる）<sup>(19)</sup> がなければ移転は認められない。<sup>(20)</sup> この手続は、採択日（二〇一五年一月一日）後述）から一〇年後の日まで適用される。<sup>(21)</sup>

(b) イランの義務履行の監視（JCPOA第一三項、第一五項、附属書I第Q節）

イランはNPT当事国として包括的保障措置協定を締結しているが、NPT上の義務とはいえない追加議定書については、二〇〇三年一二月に署名したものの批准には至っていないかった。イランは、追加議定書の署名時からその自発的実施を行っていたが、それもイランの核問題の安保理への付託を受けて二〇〇六年二月に終了していた。JCPOAでは、イランはJCPOAの「履行日」<sup>(22)</sup>（二〇一六年一月一六日）後述）に追加議定書の暫定的適用を開始することについてIAEAに通告することを約束した。<sup>(23)</sup> 「大統領と議会のそれぞれの役割に従って」という留保付きであったが、イランは実際、追加議定書の暫定的適用に関する通告をIAEAに対して行い、履行日に暫定的適用を開始した。<sup>(24)</sup>



暫定的適用は、追加議定書第一七条bに基づくものである<sup>(13)</sup>。その適用は、発効までの間の暫定的なものであり、また、当事国とならない意図を通告すれば終了するものとされるが、それらの点を除けば、追加議定書が実際に発効した場合と異なるところのない法的な義務を生じさせるものである<sup>(14)</sup>。イランは、追加議定書第二条に基づく冒頭申告を行い<sup>(15)</sup>、追加議定書第五条cに基づく補完的アクセスも受け入れている<sup>(16)</sup>。なお、仮にイランが上記の手続を踏んで暫定的適用を終了させた場合（本稿の「おわりに」の注(31)参照）、それが違法かといえ、そうではない。暫定的適用は、法的文書ではないJCPOAにおいて約束したことにはすぎないからである。

包括的保障措置との関係では、イランは履行日に包括的保障措置協定の補助取極の「改正コード三・一」を完全に履行するものとされる<sup>(17)</sup>。改正コード三・一は、新たな施設等の設計情報の早期提出を定めるものであり、新たな施設の予備的な設計情報は、「建設または建設の許可の決定（いずれか早い方）が行われ次第、できるだけ早期に」提供されるものとされた。イランは、二〇〇三年二月に自国の補助取極につきこの改正を行っていたが、二〇〇七年三月の安保理決議一七四七の採択を受けてその履行を「停止」していたものである<sup>(18)</sup>。しかし、安保理は二〇一〇年の決議一九二九において、憲章第七章の下で改正コード三・一の適用をイランに義務づけており、上記の完全履行は法的には当然のことである<sup>(19)</sup>。

JCPOAでは、以上の追加議定書および包括的保障措置協定にかかるものとは別に、独自の履行監視の手続を設けている<sup>(20)</sup>。附属書I（核関連措置）の第Q節（アクセス）に規定されるこの手続は、その場所および名称からして、イランによるJCPOAの履行の監視を念頭に置いたものであることは明らかであり、その旨は明記されていない<sup>(21)</sup>。それによると、IAEAが、申告場所（包括的保障措置協定や追加議定書に基づく）以外の場所における未申告の核物質・原子力活動またはJCPOAと矛盾する活動について懸念を有する場合には、イランに説明を要請するものとされ、イランによる説明で懸念が解消しない場合には、IAEAは理由を示してアクセスを要請できる

ものとされる<sup>(14)</sup>。イランは代替的な措置を提案することができるとされるが、それによっても疑惑が解消されない場合には、JCPOAに参加するE3/EU+3およびイランからなる「合同委員会」との協議などを経たのち、最終的にイランは、当初のIAEAによるアクセス要請から二四日以内に、IAEAの懸念を解消するため、合同委員会がコンセンサスか五票以上の多数決で提示する「必要な措置」をとるものとされる<sup>(15)</sup>。この手続は一五年間続く<sup>(16)</sup>。

(c) 国連制裁および独自制裁の解除 (JCPOA第一八項、第三三項、附属書II)

イランが核関連活動に対する制限を受け入れるのに対して、その対価としてイランに与えられるのが制裁の解除である。そもそもJCPOAの合意が可能となったのも、基本的にはイランが強力な経済制裁によって疲弊した経済から立ち直りたいというところに大きな動機があったのであり、この点はJCPOAの大きな柱をなすものである。

JCPOAによれば、国連の制裁については、「履行日」(二〇一六年一月一六日(後述))において、JCPOAを承認する安保理決議(すなわち後の決議二二三一)がこれまでのすべてのイラン核問題関連安保理決議(決議一六九六、一七三七、一七四七、一八〇三、一八三五、一九二九および二二二四)を終了させるものとされる<sup>(17)</sup>。ただし、後述のように、それらの国連制裁が復活する可能性も認められており、そのための手続も規定されている。なお、JCPOA合意の六日後に採択された安保理決議二二三一は、国連憲章第四一条の下で行動し、「履行日」に当たる日に上記の安保理七決議のすべての規定を終了させる (shall be terminated) ことを決定 (Decides) している<sup>(18)</sup>。

独自制裁との関連では、EUの独自制裁につき、同じく履行日において、核関連の経済制裁および金融制裁を実施するEU規則のすべての規定を終了させるものとされた<sup>(19)</sup>。そうした終了の対象には、EUの個人・団体とイランの個人・団体との間の資金移転、イラン中央銀行を含む個人・団体に対するSWIFT等の特別金融通信文サービスの提供、イランの石油、石油製品、ガスおよび石油化学製品の輸入・輸送、石油、ガスおよび石油化学部門の重

要機材・技術の輸出<sup>(13)</sup>、イランの貨物飛行のEUの空港へのアクセス、資産凍結および渡航禁止に関する個人・団体の指定（イラン中央銀行を含む<sup>(14)</sup>）など各種分野におけるすべての制裁・制限措置が含まれる<sup>(15)</sup>。またEUは、「採択日」（二〇一五年一月十八日）後述）から八年後の日またはIAEAがイランについて拡大結論（当該国のすべての核物質が平和的原子力活動の下にあるという結論<sup>(16)</sup>）を出す日のうちいずれか早い日（「移行日」という）に、EUの拡散関連のすべての制裁の実施のためのEU規則のすべての規定を終了させるものとされた<sup>(17)</sup>。

アメリカの独自制裁についても、同じく履行日において、附属書IIに定める制裁の適用を停止し、その停止を継続するものとされた<sup>(18)</sup>。そうした停止の対象には、イラン中央銀行を含むイランの銀行・金融機関との金融・銀行取引、イラン通貨リアルでの取引、アメリカの銀行券のイラン政府への提供、イラン原油の販売の縮小努力、イランのエネルギ部門との取引などの分野におけるすべての核関連の制裁が含まれている<sup>(19)</sup>。アメリカはまた、それらの制裁を終了させるための立法を「追求する（seek）」ことも約束した<sup>(20)</sup>。ただし、EUの場合とは異なり、対象となる制裁は非アメリカ人に対する制裁（いわゆる二次制裁）に限定されており、JCPOAによってイランの核問題に関するアメリカの制裁のすべての適用が停止されるのではない点には注意しなければならない。

なお、EUの制裁とアメリカの制裁とでその処理にかかる表現が異なっている点が注目される。EUの場合には制裁実施EU規則の「終了（terminate）」と表現されているのに対して、アメリカの場合には制裁の「適用の終了（cease the application）」と表現されている。この点の相違は、EUとアメリカの国内における法制度および政治状況の相違を反映したものとされる。すなわち、EUは加盟国のすべてが終了を支持するのは確実であるとして「終了」という表現にしたが、アメリカの場合には議会が制裁法の終了に賛成しないのは明らかであるため、上記のような表現となったとされる<sup>(21)</sup>。おそらく同じ理由から、制裁の再導入と新規制裁の実施を禁止する規定でも、アメリカとの関係でのみ「大統領と議会のそれぞれの役割に従って行動して」という留保が付されている<sup>(22)</sup>。

イランは、制裁の解除に関して「JCPOAのいかなる規定もアメリカの制裁に関するイランの立場の変更を反映するものではない<sup>(16)</sup>」としており、独自制裁の部分的・段階的解除について合意することが独自制裁の合法性を認めることを意味しない点を明らかにしている<sup>(16)</sup>。

(d) 紛争解決メカニズム (JCPOA第三六項、附属書IV)

これまで述べてきたイランの核関連活動の制限であれ、対イラン制裁の解除であれ、一定の約束をする以上、その履行に関して紛争が生ずる可能性は否定できない。JCPOAにはそうした紛争をいかに解決するかについての手続が規定されているが、その扱う問題の政治的な重大性、その安全保障上の機微な性格を反映して複雑な手続となっている。

紛争の解決に当たるのは、JCPOAの履行を全体として調整・監視するために設置された「合同委員会」であり、JCPOA参加のE3/EU+3およびイラン(全体として「JCPOA参加国等」(JCPOA participants)という)から構成される。合同委員会の任務には前述のアクセス提供に関するものを含め様々なものがあるが、紛争解決については、E3/EU+3もイランも、JCPOAの約束に違反していると考える問題を合同委員会に付託することができ、次のような手続に従う<sup>(16)</sup>。

まず合同委員会は、付託された問題について一五日間(コンセンサスで延長可)の解決努力を行う。解決しない場合には、JCPOA参加国等は一日間(コンセンサスで延長可)の外相レベルの解決努力に付託することができる。違反疑惑の原告も被告も、外相レベルの解決努力と同時にまたはそれに代えて、三者(紛争当事者+第三者)からなる諮問委員会(Advisory Board)に一五日以内に非拘束的な意見を出すよう求めることができ、合同委員会はその意見を五日以内に検討する。それでもなお原告の満足のいく解決が得られず、かつ原告がその問題を「重大

な不履行 (significant non-performance) であると考える場合には、原告はその問題を JCPPOA に基づく約束の全部または一部の履行を終了する根拠とすることができ、かつ／または、国連安保理にその問題を重大な不履行として「通報」することができる。

(e) 国連制裁の復活 (スナップバック) 手続 (JCPPOA 第三七項、安保理決議二二三一)

右に述べた紛争解決手続を経ても、原告の満足のいく解決が得られず、かつ原告がその問題を重大な不履行であると考えた結果、その問題を安保理に「通報」した場合には、その後の手続は J.C.P.O.A. において次のように規定されている。

「JCPPOA」参加国等」からの「通報」を受領した安保理は、「国連」制裁の解除を継続する」旨の決議に関して投票を行うものとされ、通報から三〇日以内に上記決議が採択されない場合には、(安保理が別段の決定を行わない限り) 解除されていた旧安保理決議が再度適用される (「スナップバック (snapback)」と称される)。ただし、JCPPOA および安保理決議と両立することを条件に、イランまたはイラン人個人がそれらの再適用前に締結した契約に遡及的に適用されることはない。<sup>(10)</sup>

制裁の「解除を継続する」旨の決議を提案してそれが採択されない限り制裁を再開するという手続は、その趣旨が必ずしも理解し易いとはいえないが、その目的と効果は次のようなものである。こうした決議を提案する目的は、背景に重大な不履行の疑惑があることから、いかに迅速かつ効果的に国連制裁を復活させるかということにあるのは明らかである。国連制裁を復活させる通常の方法は、新たに同内容の制裁決議を採択するか、単にかつての決議を復活させる旨の決議を採択するということであろうが、その表決には安保理の手続が適用されることから、常任理事国の拒否権の対象となる。例えばイランと良好な関係にあるロシアが拒否権を行使すれば制裁の復活は不可

能となるし、そうでなくとも拒否権の行使をちらつかせれば、制裁内容を骨抜きにすることも可能である。しかし、上記のJCP OAに定める方式であれば、制裁解除を継続する旨の決議案が否決されるならば、これまでの制裁決議が自動的に復活することになり、そのためには常任理事国の一国(例えばアメリカ)が拒否権を行使しさえすればよいのである。こうして上記の手続は、アメリカが一国でいつでもこれまでの国連制裁のすべてを容易に復活させることができる手続として、さらにはそれによってイランによる重大な不履行を抑止する手段として設定されたものと考えられるのである。

以上のJCP OAの規定を受けた形で決議二・三・二では、その第一項において次のように規定される。すなわち、国連憲章第四一条の下で行動して、「JCP OA参加国」からJCP OAの重大な不履行であると信じる問題の「通報」を受けた場合には、「制裁の」終了の効果を継続させる「旨の決議案を表決に付すことを決定し(Decides)、通報から一〇日以内にそうした決議案が提出されない場合には、安保理議長が決議案を提出して表決に付すことを決定した(Decides)」。その上で第一二項において、同じく国連憲章第四一条の下で行動して、第一項にいう決議が採択されない場合には、第一項にいう通報から三〇日後に、終了していた制裁決議が終了前と同様の態様で適用されることを決定した(Decides)。

こうして、安保理決議二・三・二は、JCP OAの関連規定を受けて、基本的にそれを国連憲章第四一条の下で法的拘束力ある形にして再確認しているように見える。しかし、仔細を見ると、両者は完全に同一の制度を規定している訳ではないことが分かる。すなわち、JCP OAの関連規定では安保理への重大な不履行の通報を行う権限を有するものが「JCP OA」参加国等(JCPOA participant)とされていたのに対して、決議二・三・二の関連規定(第一項)で同様の通報を行う権限を有するものは「JCP OA参加国(JCPOA participant State)」とされているのである。

この点の相違の唯一の直接の帰結は、EUが前者では権限を有するが後者では権限を有しないとされるとされる点である。これは単純な技術的なミスなのか、それとも意図された相違なのか。きわめて重要な内容を有する安保理決議について軽々にミスであると想定することは適当ではなからう。<sup>(15)</sup>しかし、EUを外すだけのために表現を変えたとは考え難い。英仏独の三国が通報を希望しないのに、EUのみが通報を希望するといった事態は考え難いからである。そうすると決議二二三一の手續に独自の意味があるということになるが、決議の関連規定とJCPOAの関連規定を比較すると、それは、決議の下では、JCPOAの紛争解決メカニズムを経ることなく、直接に安保理にJCPOAの重大な不履行疑惑を通報することができるということにあるように思える。

もちろん、そのような解釈に異論はありえる。第一に、決議二二三一の規定は経緯的にも内容的にもJCPOAの関連規定を受けたものであり、別の制度が導入されたとは考え難い。第二に、決議二二三一でJCPOA「参加国」とされたのは、安保理に通報できるのは国連加盟国であって、EUには当然にそのような権利がある訳ではないからであろう。第三に、仮に安保理二二三一の手續が援用できるのがJCPOA参加「国」のみであるとしても、参加国もJCPOAに参加しているのであるから、安保理決議においてJCPOAを離れた別途の手續を創設する意義は見出しがたい。こうした異論が考えられる。

しかし第一に、JCPOAはイランを含めて合意された枠組みであるのに対して、決議二二三一が採択された安保理にはJCPOA参加のE3/EU+3とイランのうち安保理常任理事国である五か国のみが参加していた（イランもドイツも理事国ではなかった）のであり、安保理で別途の枠組みが組み込まれたという可能性も排除されないであろう。実際、決議二二三一にはイラン以外のJCPOA参加国等のみによる「声明」が附属書Bとして添付されており、しかもその多くが決議本文において法的拘束力を付与されている。<sup>(16)</sup>その意味で、決議二二三一には、明らかにJCPOAとは異なる重要な規定が現に組み込まれているのである。

第二に、たしかに国連憲章は、国連「加盟国」に対して安保理の注意を促す権限を与えている（第三五条）が、これは国連憲章が国家間の条約であるからであって、安保理自体が認めれば国家以外の機関による同様の行為が可能という訳ではなく、憲章の関連規定もそれを排除する規定ぶりとはなっていない。実際、JCPOAの関連規定では、紛争解決メカニズムを経ても問題が解決しない場合には、EUも安保理に問題を付託できることが前提の規定ぶりとなっていた。そうすると、決議二二三一でJCPOAとは付託主体が異なっているのは、異なる手続が意図されたからだと考えることができよう。わずか六日後に同一の問題について同一の手続を規定するはずであった安保理決議で技術的なミスが起こったと考えるのは無理があるのであって、両者に相違があるのであれば（部分的に）異なる手続として理解すべきであろう。

前述のようにJCPOAの第三六項では、JCPOAの違反の疑惑がある場合には、まず合同委員会に付託して解決の努力をするものとされ、それでも原告の満足のいく解決が得られず、かつ原告がその問題を重大な不履行であると考える場合には、その問題を国連安保理に通報することができるとされており、安保理への通報の前提として合同委員会による紛争解決努力が予定されている。これに対して決議二二三一では、安保理への付託について、JCPOAの紛争解決メカニズムを経ることが要件として規定されていないだけでなく、その第一〇項では、JCPOAの参加国等（ここは「参加国」ではない<sup>(16)</sup>）がJCPOAの履行に関して生ずる問題をJCPOAの手続を通じて解決することを「奨励(Encourages)」しているに過ぎない<sup>(17)</sup>（スナップバックの手続を規定する第一一項と第一二項が国連憲章第四一条に言及した上で「決定(Decides)」しているのとは対照的である）。その意味では、決議二二三一においては、スナップバックはJCPOAの紛争解決メカニズムを試みた後にもみ援用可能であるとするのは正しくない。少なくとも、紛争解決メカニズムを尽くすことがスナップバックの手続開始のための法的な要件とされている、とは断言できないであろう。



JCPPOAと決議二二三一との間のさらなる手続上の相違として、前者では安保理への「通報」においてJCPPOAの紛争解決プロセスを尽くすために行った誠実な努力について記述することが求められている（それは紛争解決メカニズムを尽くすことが要件とされていることを含意する）のに対して、後者にはそれに対応する規定は含まれていない（それは紛争解決メカニズムを尽くすことが要件とされていないことを含意する）。逆に、JCPPOAには含まれていないが、決議二二三一において含まれている手続上の相違として、決議二二三二においては、「通報」が行われた後一〇日以内に制裁解除継続の決議案が提出されない場合には安保理議長にその提出を義務づける規定が含まれている。こうした点も、根拠としての説得力には程度差があるものの、上記の結論（決議二二三一はJCPPOAの制度を全く変更することなくそのまま反映させたのではない）を支持する相違点ということができよう。

第三に、では決議二二三一においてJCPPOAとは異なる手続を規定したとして、それにいかなる意味があるのか。一つは、JCPPOAの紛争解決のプロセスが複雑で長期にわたる可能性がある（三〇日〜三五日ほど）ことから、迅速な対応を要する重大な不履行の事態が発生した場合には、そうした紛争解決メカニズムを迂回して直ちに安保理に制裁の復活を求めることを可能にしたいと考えたという可能性がある。これは、核兵器の開発という対象となるべき事態の重大性を考えれば、あり得ないことではなからう。実際、後述のように、紛争解決メカニズムが何らかの理由で機能しなくなり、その結果、制裁の復活の道が閉ざされる、という事態は回避したいと考えたということもありうるであろう。

いずれにしても、決議二二三一の関連規定は、JCPPOAの紛争解決メカニズムを経ずして安保理で制裁復活の手続をとることもできるという解釈が可能な規定ぶりであるという事実は否定できないし、後述のアメリカによる

JCPPOA脱退後の決議二・三・一に基づく制裁復活手続援用の際に、JCPPOAの紛争解決メカニズムを經由していないので違法無効であるとの批判は関係国からほとんど発せられなかったのも事実である<sup>(10)</sup>。

なお、このスナップバックの制度は、JCPPOAの場合も決議二・三・一の場合も、採択日から一〇年間(二〇二五年一月一八日まで)適用されるが、E3/EU+3は、一〇年の経過の後、スナップバックの制度を五年間延長する決議を提案するとの意図を表明している(もちろん延長には改めてその旨の決議の採択が必要<sup>(11)</sup>)。

また、こうした手続の最終的な目的と効果が制裁の再開にある以上、ここで想定されているのは、ほとんど専らイランによるJCPPOAの重大な不履行ということになる。この点に関連してイランは、制裁が全部であれ一部であれ復活することになれば、JCPPOAに基づく自国の約束の全部または一部の履行を終了する根拠として扱う旨を、JCPPOA自体において明らかにしている<sup>(12)</sup>。

以上は、国連制裁のスナップバックにかかる制度であるが、JCPPOAには、独自制裁の再導入や制裁(国連制裁と独自制裁)の新規導入を扱う規定もある<sup>(13)</sup>。すなわち、EUは「JCPPOAに基づいて履行を終了した制裁を再導入」しないとして、制裁の再導入を禁止する規定があるほか、「核関連の新たな国連安全保障理事会の制裁も、核関連の新たなEUの制裁も制限措置もない」として、国連制裁と独自制裁につき、今後核関連の新たな制裁を実施しないことが約束されている。同様のことは、アメリカ議会の立場に配慮した文言が加わってはいるものの、アメリカについても当てはまり、「JCPPOAに基づいて適用を終了した附属書IIに定める制裁を再導入」したり、「核関連の新たな制裁を課」したりしないとして、制裁の再導入と核関連の新たな制裁を実施しないことが約束されている。もつとも、上記においては、反対解釈の結果として、核関連以外であれば新たな制裁の導入も排除されないということになる<sup>(14)</sup>。

なお、この文脈でもイランは、制裁の復活や核関連の新たな制裁の導入があれば、JCPPOAに基づく自国の約

束の全部または一部の履行を終了する根拠として扱う旨を明らかにしている。<sup>(18)</sup>

(2) 関連する期日と時間枠

以上、JCPOAの主要規定と安保理決議二二三一の関連規定を詳細に見てきたが、JCPOAで用いられている時間枠がやや複雑かつ特殊であるので、以下で簡単にその点を整理しておきたい。JCPOAでは、附属書V(履行計画)が、特定の措置等の開始・終了に関して五つの日を特別な名称を付して定めている。<sup>(19)</sup> それらは、完成日、採択日、履行日、移行日および国連安保理決議終了日である。

まず「完成日(Finalisation Day)」とは、JCPOAの交渉が完了した日のことで、二〇一五年七月一四日である。次に「採択日(Adoption Day)」とは、JCPOAが安保理決議によって承認されてから九〇日が経過した日か、または、それよりも早い日とすることがすべてのJCPOA参加国等の間で合意された場合にはその日(合意はなされなかった)とされる。<sup>(20)</sup> 具体的には、JCPOAを承認する安保理決議二二三一の採択が二〇一五年七月二〇日であるので、採択日は二〇一五年一〇月一八日ということになる。JCPOAは、採択日に効力を生ずる(coming into effect)とされる。<sup>(21)</sup> このようにJCPOAが合意された後にそれが発効するまで一定の期間を置いたのは、JCPOAは条約ではないにしても、極めて重要な文書であり、関係国の議会の支持なくしては効果的な実施ができないと考えられたからであろう。この点は特にアメリカとイランについて当てはまる。アメリカはJCPOAの骨子が合意された後の二〇一五年五月に「イラン核合意検討法(Iran Nuclear Agreement Review Act)」を制定し、議会が六〇日間のJCPOA検討の期間を持つことを定めた。<sup>(22)</sup> イラン議会も同様に、八〇日間の検討期間を設けることに議会が合意した。<sup>(23)</sup> そしてアメリカとイランの議会において、それぞれ二〇一五年九月一七日と一〇月一三日に承認が得られた。<sup>(24)</sup>

「履行日 (Implementation Day)」とは、I A E A がイランによる核関連措置の履行を検認する報告書を提出する日であり、具体的には二〇一六年一月一六日であった。<sup>(19)</sup>この日、I A E A の事務局長は、「イランが J C P O A の附属書 V の第一五・一項ないし第一五・二一項に定める行動をとったことを I A E A が検認したことを確認」した。<sup>(20)</sup>同日にアメリカと E U は、制裁解除の措置をとるものとされる。国連制裁については、安保理決議に従って措置がとられるものとされるが、前述の通り、決議二二三一において国連制裁の終了が決定されている。イランはこの日に追加議定書の暫定的適用を開始し、改正コード三・一を完全に履行するものとされる。<sup>(21)</sup>

なお、J C P O A 「履行日」とは直接のリンクはないが、J C P O A が合意された二〇一五年七月一四日に、イランと I A E A が「ロードマップ」に合意している。これは「軍事的な側面の可能性 (Possible Military Dimensions)」(P M D) と呼ばれてきたイランの核兵器開発疑惑に関する問題を、I A E A として最終的に解決するための工程表である。このロードマップに従ったイランによる説明、I A E A による照会、技術専門家会合、討議などを経て、二〇一五年二月二日に I A E A 事務局長から I A E A 理事会に提出された最終報告によれば、「イランにおいて核爆発装置の開発に関連した一連の活動は二〇〇三年末より前に行われ」、若干の活動は二〇〇三年後にも行われたが、「二〇〇九年後にイランにおける核爆発装置の開発に関連した活動の確実な兆候 (credible indications) はない」と評価された。<sup>(22)</sup>これを受けて I A E A 理事会は、二月一五日にこの問題の検討は完了したとする決議を採択した。<sup>(23)</sup>以上は、ロードマップに関する J C P O A の規定<sup>(24)</sup>に概ね沿った日程で行われ、J C P O A が無事に履行日を迎える上で良好な雰囲気醸成したといえよう。

「移行日 (Transition Day)」とは、採択日から八年後の日 (二〇二三年一月一八日) または I A E A がイランについて拡大結論を出す日のうちいずれか早い日をいう。この日にアメリカと E U は、履行日に解除されなかった制裁のうち特定のものについて解除を行い (E U)、または、適用が停止されていた制定法に基づく制裁を終了させ

るための立法措置を追求し（アメリカ）、イランは、大統領および議会の憲法上の役割に従って追加議定書の批准を追求するものとされる。<sup>(26)</sup>

「国連安保理決議終了日（UNSCR Termination Day）」とは、（以前の安保理決議が復活しない限り）採択日から一〇年後の日（二〇二五年一月一八日）であり、EUは所定の理事会規則・理事会決定の残りの規定をすべて終了させる。この日をもって決議二二三一の規定と措置は終了し、その後安保理はそれ以上イラン核問題には関与しなくなる。<sup>(26)</sup> ただし、JCPOAでその後も存続するものとされている約束は別である。<sup>(27)</sup>（表3参照）。

#### 第四節 包括的共同作業計画の評価

以上がJCPOAの主要規定の整理である。極めて複雑ではあるが、詳細かつ入念な内容となっている。これによつてイランの核兵器開発疑惑との関係でいかなる効果が得られることになったのであるうか。イランはプルトニウム利用のための再処理は実用化していないので、イランの核開発への制限の中心はウラン濃縮能力と濃縮ウランの貯蔵量に置かれているといつてよからう。

イランにおけるウラン濃縮は、それまでウラン二三五の濃度にして二〇%まで行われていたものが、<sup>(28)</sup> JCPOAにおいては三、六七%までに制限された。ウラン濃縮は天然ウランに〇、七%含まれるウラン二三五の濃度を高め、<sup>(29)</sup> ていく作業であるが、通常、大きく三段階に分けて考えられる。第一段階は原発の燃料に利用される濃縮度三〜五%、第二段階は医療用に利用される濃縮度二〇%、そして第三段階が核兵器に利用される濃縮度九〇%以上である。この濃縮度の上昇の数字からは想像し難いが、天然ウランから第一段階までの濃縮で核兵器用の高濃縮ウラン製造の全作業量の七割が完了し、第二段階で九割が完了するといわれる。<sup>(29)</sup> したがって低濃縮度であれ、濃縮の制限は核兵器開発の抑制には重要なのである。

濃縮ウランの貯蔵量に関しては、JCP O Aでは、上記濃縮度上限の範囲内で六フツ化ウランにして三〇〇キログラム(ウランで二〇二・八キログラム相当)までに制限された。これは、JCP O A前のイランにおける濃縮ウランの貯蔵量(約一二トン)のわずかに二・五%であり、言い換えれば、これまでの貯蔵濃縮ウランの九七%を売却するか国外で貯蔵するために国外に搬出しなければならなかったということの意味する<sup>(20)</sup>。また、核兵器一発に必要な兵器級核物質の製造には、濃縮度三・六七%の六フツ化ウランで一〇五キログラムが必要であるとされており、上記貯蔵量の制限は、核兵器一発の製造に必要な高濃縮ウランの製造に必要とされる低濃縮ウランの約四分の一に相当するものとされる<sup>(21)</sup>。

濃縮に使用される遠心分離機の「設置」に関しては、それまでの約二万基から六一〇四基へと三分の一に制限され、そのうち「稼働」できるものについては、それまでの約一万基から五〇六〇基へと半減させるものとされた。後者の数の遠心分離機(旧型に限定される)を稼働し続ければ、一か月に一〇〇キログラムの三・六七%の低濃縮ウラン(六フツ化ウラン)を生産できるとされ<sup>(22)</sup>、上限の三〇〇キログラムの低濃縮ウランを、核兵器の製造に必要な一トン余りの低濃縮ウランにするには七〜八か月を要することになる。さらにそれを九〇%以上に濃縮する必要がある<sup>(23)</sup>ので、全体としてJCP O Aにおける制限を前提とする場合には、イランによる核兵器一発の製造に必要な濃縮度と量のウラン取得までの期間(「ブレイクアウト・タイム(breakout time)」という)は、それまでの二〜三か月から少なくとも一年に延長されることになったといわれるのである<sup>(24)</sup>。

なお、イランはプルトニウム型の核兵器の製造に利用される再処理については、JCP O Aにおいて事実上無期限の放棄を約束しており、この側面においてはイランによる核兵器保有への道に大きな制限が課されている。

以上の実体規定に加えて、手続的な規定においてもJCP O Aは注目される。先に見たように、JCP O Aの紛争解決メカニズムは、紛争解決機関としての機能も付与された合同委員会を中心に、極めて詳細な時間枠に従って、

他の参加国等がJCPOAの約束に違反していると考える問題の解決を図るものである。さらに、そうした紛争解決メカニズムを尽くしても問題が解決せず、JCPOAの約束の「重大な不履行」があると考える場合には、参加国等には、最終的に（しかも容易に）国連制裁の復活へとつながる手続も用意されており、これはまさに違反に対する「執行」そのものである。こうしてJCPOAの約束は、とりわけ手続面において、とても「自発的措置」を定めているとは言い難い厳格な制度を備えており、実質的には条約に近い態勢をとっているとさえいえることができるのであって、制度的には政治的拘束力を有する約束と捉えるべきではないかと思われる。いずれにせよ、これによってイランの核問題は大きな改善を見ることが期待された。しかし、問題はイランからではなく、アメリカにおける政権交代から生じた。

#### 第五章 アメリカによる包括的共同作業計画からの脱退と諸国の反応

JCPOAは、オバマ政権の時代（二〇一七年一月まで）には無難に採択日、履行日を迎え、イランによる履行についても、二〇一六年一月以降、IAEA事務局長によるイランのJCPOA遵守の確認が継続的になされてきた<sup>(26)</sup>（若干の上限超過があったが直ちに是正措置がとられた<sup>(27)</sup>）。しかし、すでに二〇一六年のアメリカ大統領選挙の段階から、共和党の候補であるドナルド・トランプは、「ひどい合意である」としてJCPOAからの脱退を第一優先位と主張し<sup>(28)</sup>、大統領に当選した後、JCPOAからの正式な脱退表明を行うことになる。

トランプ大統領が問題としたのは、次のような点である。第一に、JCPOAによるイランの原子力活動への制限には期限があること（いわゆる「サンセット条項」の存在）である。例えば、ウランの濃縮度や低濃縮ウランの貯蔵量に対する制限は、一五年経過すれば解除され、イランはそれらの制限に縛られることなく、ウラン濃縮を行うことができるという点である。NPT上は、平和利用である限りウランの濃縮に対する制限はなく、高濃縮ウラ

ンの製造・保有も認められる(前述のエルバラダイ構想参照)のである。第二に、JCPOAはイランの核問題は扱っているが、イランの弾道ミサイルの問題は扱っていない点である。この問題は、決議二二三一の附属書Bとして決議に添付されているE3/EU+3による「声明」には含まれている。それによれば、イランは、移行日(採択日から八年後)まで核兵器運搬能力のある弾道ミサイル関連の活動を行わないよう「要請」されており、決議においてその要請は繰り返されているが、その点に法的拘束力は付与されていない。そのためイランは、トランプ政権発足の数日後に中距離弾道ミサイル実験を行うなど実験を継続しているのである<sup>(29)</sup>。

大統領就任の初年である二〇一七年の当初、トランプ大統領は二〇一五年のイラン核合意検討法に基づいて、JCPOAに従ったイランに対する制裁の停止が適切であるとする証明を議会宛に行っていたが、二〇一七年一〇月以降、その証明を行うことをやめ、二〇一八年一月には、これが「最後のチャンス」であり、JCPOAの欠陥を矯正する補充的合意が不可能と判断すれば直ちに脱退するとして、上記の二つの懸念とより強力な査察体制に焦点を合わせた協議をE3諸国と行った。しかし、具体的な成果を得るには至らなかった<sup>(29)</sup>。

二〇一八年五月八日、トランプ大統領は正式にJCPOAからの脱退を表明すると共に、JCPOAに基づいて停止されていた制裁の復活を命じた。すなわち、「合意のサンセット規定は全く受け入れることができない」、「合意の査察規定には違反を防止し、探知し、そして処罰する十分なメカニズムを欠いている」、「イランの」政権による核弾頭を運搬可能な弾道ミサイルの開発を取り扱っていない」、「合意はテロリズムの支援を含むイランによる不安定化活動を何ら抑圧していない」などとしてJCPOAを批判した後、「したがって、本日、合衆国がイラン核合意から脱退することを表明する」と述べると共に、同盟国との間で「イランの核の脅威に対する真の包括的で永続的な解決」を追求し、それまでの間「強力な制裁が完全な効果を生ずることになる」と述べた<sup>(29)</sup>。参加国等の間の政治的な合意としてのJCPOAには脱退に関する規定は存在しないことから、こうした一方的な宣言となったものである。



同日、トランプ大統領は、国務長官と財務長官に対して、JCPOAに関連して解除ないし放棄されていた合衆国によるすべての制裁の復活のための措置を直ちに開始するよう命ずる内容を含む「大統領覚書 (Presidential Memorandum)」に署名した。<sup>(20)</sup> 同覚書によれば、制裁の復活は可及的速やかに、遅くともその発出から一八〇日以内に完了するものとされ、より具体的には国務省の記者ブリーフにおいて、制裁の復活は九〇日間の段階的縮小と六か月間の段階的縮小という二段階の形で行われるものと説明された。<sup>(21)</sup> 同覚書では、イランの問題行動として、イランが追加議定書に反する形で軍事施設へのアクセスを拒否するとの宣言を行ったこと、およびイランが二〇一六年にJCPOAによる重水貯蔵の上限を二度超えたことが言及されている。<sup>(22)</sup> その後五月二日には、ポンペオ国務長官が、新たなイランとの合意に含めるべきとして一二項目の要求を行っている。<sup>(23)</sup>

これに対して、イスラエルやサウジアラビアなど一部の国は脱退を支持する声明を發出したが、欧州からJCPOAに参加の英仏独の三国は、アメリカによる脱退表明の当日、「JCPOAに対し引き続きコミットする」ことを強調する共同声明を發し、IAEAによればイランはJCPOAを引き続き遵守しているのであるから、JCPOAへの参加を続けるとし、同時にイランに対して、「アメリカの決定に対する反応を自制するよう (show restraint)」求めた。<sup>(24)</sup>

他方、イランのザリフ外相は、二日後の五月一〇日付グテーレス国連事務総長宛書簡において、トランプ大統領による決定と覚書を「安保理決議二二三一の明確な違反 (clear non-compliance)」であり、国際法と国連憲章の完全な無視であって、非妥協と違法を奨励するものとして非難した。<sup>(25)</sup> 同日、イランは、JCPOA合同委員会のコーディネーター宛書簡によって、JCPOA第三六項に基づく紛争解決メカニズムを開始した。<sup>(26)</sup> その後二〇一九年四月には、アメリカによるイラン革命防衛隊の外国テロ組織としての指定などに対して、ザリフ外相がNPTからの脱退を「選択肢の一つ」と発言するなどしている。<sup>(27)</sup>

アメリカによる脱退からまる一年が経過した二〇一九年五月八日、イランの最高国家安全保障会議（SNSC）は声明を発して、イラン国民の安全と国益を守るため、JCPOA第二六項および第三六項の権利を行使して、同日よりJCPOAに基づくイランの措置の一部を停止する命令を発したことを明らかにし、同時に、アメリカによる制裁を埋め合わせるメカニズムが設定されない限り、今後段階的にJCPOAにおける約束を縮小していく旨を表明した。<sup>(26)</sup>

具体的には、まず二〇一九年五月に第一段階として、低濃縮ウランの貯蔵量三〇〇キログラムの上限を撤廃し、七月には第二段階としてウラン濃縮度の上限三・六七%を撤廃した。<sup>(27)</sup>その後九月には第三段階として、JCPOAにおける研究開発活動の制限に拘束されないことを決定し、一月には第四段階として、フォルドウの地下施設でのウラン濃縮を再開した。<sup>(28)</sup>さらに二〇二〇年一月五日には、米軍によるスレイマニ革命防衛隊司令官の殺害（一月三日）などを受けた第五段階の措置として、もはやJCPOAの制限には拘束されない旨を表明するに至った（ただし、IAEAの査察は引き続き受けるとしている）。<sup>(29)</sup>

最後のJCPOAの制限に拘束されないという宣言は、JCPOAからの脱退を意味するようにも見えるが、そうは言っていない。<sup>(30)</sup>当初の段階からJCPOAの第二六項と第三六項を援用して履行しないとしていることから推測されるように、イランはあくまでJCPOAの規定に従って行動しており、アメリカとは異なりJCPOAに留まっているといえる。JCPOAからの脱退は、（その後の安保理のプロセスはあるものの）イランの核関連資機材の調達を行う合同委員会からの脱退をも意味するのであり、また、E3/EUを含む国際社会との関係を考えた場合にも、イランにとってむしろマイナスであるとの判断であろう。

以上の結果、二〇二〇年一月現在、イランの低濃縮ウランの貯蔵量は（濃縮度四・五%までのものを含む）二四四・九キログラムとなり、<sup>(31)</sup>JCPOAの上限の約二倍となっている。科学国際安全保障研究所（ISIIS）の

試算によると、これによってイランのブレイクアウト・タイムは三か月半になったとされ、濃縮ウランの量は核兵器二発分に相当する<sup>(23)</sup>。他方でイランは、JCPOAに従う形で、アラクにおける当初の設計に基づく重水炉の建設は行っていないし、再処理関連の活動も行っていない<sup>(24)</sup>。また、JCPOAに基づくIAEAによる検証措置を引き続き受け入れている<sup>(25)</sup>。これが、イランにおける核関連活動の現状である。

## 第六章 アメリカによる国連制裁復活（スナップバック）の試み

### 第一節 武器禁輸決議の不発とアメリカによるスナップバック手続の援用

JCPOAの規定ではないが、決議二二三一に附属書Bとして添付されているE3/EU+3による「声明」に含まれており、決議二二三一によって法的拘束力を付与された規定として、イランに対する武器禁輸の問題がある。それによると、JCPOAの採択日から五年後（またはIAEAがイランについて拡大結論を確認する報告を提出する日のいずれか早い日<sup>(26)</sup>）までのあいだ適用される制度として、戦車、戦闘用航空機、軍用艦艇、ミサイルなど国連通常兵器登録制度の対象となっている大型通常兵器（大型武器）または関連物資のイランへの移転<sup>(27)</sup>について、安保理によるケーズごとの事前承認を必要とするものとされており、また、同じ期間、同様の手続の下で、「武器または関連物資」のイランからの調達を原則として防止するものとされていた<sup>(28)</sup>。言い換えれば、採択日から五年後の二〇二〇年一〇月一八日には、こうした武器禁輸の原則が解除されることになっていた。

そこでアメリカは、イランに対する武器禁輸等を継続するための決議案を提出し、その決議案は二〇二〇年八月一四日に表決に付されたが、二（米、ドミニカ共和国）対二（中露）棄権一で否決された<sup>(29)</sup>。この否決を受けて、アメリカは、JCPOAに定める国連制裁の復活（スナップバック）手続の援用を実行に移すことになるのである<sup>(30)</sup>。アメリカは、二〇二〇年八月二〇日に次のような内容の書簡を安保理議長宛に送り、スナップバックの手続を開

始した。すなわち、安保理決議二二三一の第一項に従い、イランが「JCPOAに基づく約束の重大な不履行」を犯していることを安全保障理事会に「通報」するとした上で、この通報により、安保理決議二二三一の第一項および第一二項に定めるプロセスが開始され、同決議第七項(a)の下で終了させられていた措置(国連制裁)が再度課されることになる、と述べた。同時に、アメリカによるこの通報は、イランによる重大な不履行を是正するための加盟国による相当な努力の後にのみ行われたとして、E3諸国によるJCPOA合同委員会へのイランの違反問題の付託(後述)などに言及し、にもかかわらずイランの重大な不履行は継続したので、他に選択肢がなく安保理に通報したと述べた。その上で、イランによる重大な不履行とされる内容(濃縮度の三・六七%超え、濃縮ウランの貯蔵量の三〇〇キログラム超えなど)を列挙した<sup>(20)</sup>。

E3諸国によるイランの重大な不履行の合同委員会への付託については、若干補足説明が必要であろう。E3諸国は、二〇二〇年一月一日にイランによるJCPOA違反を解決すべくJCPOAの合同委員会に問題を付託した。E3諸国のJCPOAに対する態度(アメリカの脱退にも拘らず存続させたい)からして、また、JCPOAの紛争解決メカニズムが究極的には国連制裁の復活(それはJCPOAの消滅につながりかねない)を見据えていることを想起すれば、なぜE3諸国がこうした行動に出たのか訝しいかもしれない。しかし、EUのボレル外務・安全保障政策上級代表によると、三国が紛争解決メカニズムを開始させた動機は、まさにJCPOAの維持にあったとされる。すなわち、紛争解決メカニズムの時間枠を利用することによってその進展を継続的に遅らせ、それによってイランの違反問題が安保理に付託されて制裁が復活することとならないようにすることが意図されていた<sup>(21)</sup>というのである(もちろんE3諸国にはイランにJCPOAの遵守を求める意図もあった)。アメリカは、安保理決議二二三一が制裁復活手続に関連してJCPOA参加国等に対し、JCPOAの履行に関して生ずる問題をJCPOAに定める手続を通じて解決するよう「奨励」している(第一〇項)ことを意識して、このE3による(異なる意

図を含むものであったにも拘らず）合同委員会への問題の付託に言及したのではないかと思われる。

いずれにせよ、E3諸国を含めJCPOAの参加国等とアメリカとの立場の相違はまさに対照的である。二〇二〇年八月二〇日のアメリカによるスナップバック手続の開始に対して、E3諸国は同日に安保理の議長に書簡を送り、「アメリカは二〇一八年にJCPOAの参加国等であることをやめたのであるから」その通報は無効であると主張した。<sup>(26)</sup>同様に、他のJCPOA参加国のロシアと中国も、「合衆国は二〇一八年に自らの意思で正式にJCPOAから脱退したのであるから：第一一項を含む決議二二三二に規定する手段を利用する権利を失っている」(ロシア)、「合衆国はもはやJCPOAの参加国等 (Participant) ではない」のであるから、スナップバックのメカニズムが援用されたと考えてはならない」(中国)と主張した。イランは八月二〇日になって長文の事実と法に関する見解を安保理に送付して、アメリカはJCPOAへの参加を終了しており、アメリカによる「通報」は安保理決議二二三一の手続を乱用したもので、アメリカにスナップバックの権利はないと主張した。<sup>(26)</sup>

しかし、通報から三〇日が経過した二〇二〇年九月一九日に、アメリカのポンペオ國務長官は、「合衆国は、本日、以前終了していたイラン・イスラム共和国に対する事実上すべての国連制裁が復活したことを歓迎する」と述べた。これに対してE3の外相は、翌日、共同声明を發して、「アメリカは二〇一八年五月八日に合意から脱退した後「JCPOA」の参加国等ではなくなった」のであり、その結果「安保理決議」二二三一の第一一項に基づく通報の意図は法的な効果を生ずることができない」と主張した。<sup>(26)</sup>こうしてアメリカは、スナップバックは機能していると主張し、他の関係国はそれを拒否するという、「不思議の国の安保理」の様相を呈することとなったのである。

二〇二〇年八月に安保理の議長を務めたインドネシアは、理事国と協議し、多くの理事国から書簡を受領した後、一理事国がこの問題に関して特別な立場をとり、相当数の理事国は異なる見解をとっていることは明らかである。「安保理にはコンセンサスがなく、したがって議長はさらなる行動をとる立場にはないと考える」と述べた。<sup>(26)</sup>九月の

議長国であるニジュールも同様の立場をとった。<sup>(26)</sup>「さらなる行動」とは、決議二二三一の第一一項にいう議長による決議案の提出などを意味するものと思われる。

## 第二節 アメリカによる法的正当化

右の二つの対立する主張は、一見して明らかにアメリカの主張の方が説得力を欠いているように思える。スナックパックの前提としての制裁解除を継続する旨の決議案の否決という事実がないという一事からして、そういうほかない。さらにそれ以前の問題として、安保理の理事国の大勢も、アメリカはスナックパック手続を援用する権利を失っており、その行為は無効であると主張していた。<sup>(26)</sup>学説上も同様の意見が強い。<sup>(26)</sup>

では、アメリカはいかにしてその主張を法的に正当化したのであろうか。アメリカは二〇二〇年八月二一日付の国連事務総長宛の書簡に添付して「合衆国は安保理決議二二三一に基づいてスナックパックを開始する明確な権利を有する」と題する文書を送付した。それによるとアメリカがスナックパックを開始した法的根拠は次のような点にあるとされる。<sup>(26)</sup>

第一に、決議二二三一で設定された「JCPPOA参加国等 (CPOA participants)」と「J」用語は、「内容において確定しており、時間を超えて固定して (fixed in content and fixed over time)」<sup>(26)</sup>おり、アメリカを含むそこで特定された国に対してスナックパックを開始する権利を与えているという。<sup>(26)</sup>すなわち、決議二二三一の第一〇項は「JCPPOA参加国等」を定義しているが、そこでは「合衆国」がJCPPOA参加国等の一つとして明記されている。また、同決議の第一一項はスナックパックを開始するための要件を定めているが、それはJCPPOA参加国が安保理に対してJCPPOAに基づく約束の「重大な不履行」と考える問題を通報することである。<sup>(26)</sup>そこにおいて、現にJCPPOAに参加しているとか、JCPPOAの約束を完全に履行しているといった要件を課すことは可能であった

が、そのような追加の要件は課されていない。実際、第一一項ではEUを除外する形で主体の点では要件を厳しくしている。<sup>(20)</sup> 安保理の定義した用語の意味を変え、安保理が創設した権利を変えることができるのは、安保理が後の決議を採択することによってのみである、とする。<sup>(21)</sup>

第二に、決議二二三一の採択後の事態はアメリカがスナップバックを開始する権利に影響しないという。すなわち、JCPOAの下における「非拘束的な政治的約束 (non-binding political commitments)」は、決議二二三一に基づきスナップバックを開始する「法的権利 (legal right)」とは別物 (separate and distinct) であるとした上で、JCPOAからの脱退の宣言は、非拘束的な政治的取決めであるJCPOAに対してのみ効果を有するのであり、法的には、決議二二三一にも、同決議に基づくアメリカのスナップバックの権利にも法的効果を及ぼすことはできない、とする。<sup>(22)</sup>

以上のような説明は、一言でいえば詭弁の類であろう。第一に、いったん安保理決議で定められた定義を変更するには新たな安保理決議が必要である、との一般論の正しさは否定できないが、安保理決議で定められた定義はいかなる意味でも確定して固定され、その後の状況の変化の影響をまったく受けないというのは誤りであろう。そうした定義であっても、後の事態の変化によって影響を受けることはある。「JCPOA参加国」の定義はまさにそのようなものである。ラリー・ジョンソン元法務担当国連事務次長補が述べるように、決議二二三一の第一〇項における「合衆国」への言及は純粋に事実の記述 (descriptive) であって、事実の問題として、決議採択時の参加国等を列記しているに過ぎない。

安保理決議の解釈は必ずしも条約解釈と同一の規則に従う訳ではないが、条約法条約の解釈規則は安保理決議の解釈において指針 (guidance) を提供するとされる。<sup>(23)</sup> ICJのコソボ事件勧告的意見) と同様、決議二二三一の第一一項にいう「JCPOA参加国 (JCPOA participant State)」を「文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして

与えられる通常の意味」(条約法条約第三二条一項)に解釈するならば、それは当然、JPCPOAに参加している国を意味するということになるであろう。条約と安保理決議の解釈規則の違いを考慮しても、この点に異論はあるまい。アメリカは二〇一八年五月八日にJPCPOAからの脱退を表明したが、その日にトランプ大統領が署名した大統領覚書にも、「合衆国による「JPCPOA」への参加の終了(Ending United States Participation in the JCPOA)」(傍点引用者)と明記されている。<sup>(26)</sup>アメリカのJPCPOAへの参加が終了した点は、国際司法裁判所においてアメリカによって明言されてもいる。<sup>(27)</sup>参加を終了した国が「参加国」であるとすると解釈は、いかなる解釈手段を駆使しても到達することのできない結論というほかない。自国を含む国を列挙する「参加国等(participants)」の定義を變更する安保理決議がないので自国は「参加国(participant State)」であるとすると主張は、国連憲章第二三条が改正されていないので、中華民国(台湾)はいまなお安保理の常任理事国であるというに近い響きがある。

第二に、JPCPOAと決議二二三一は法的性格を異にする別文書であるのは確かである。その点は、決議二二三一によってJPCPOAに全体として法的拘束力が付与されていないことから確認できる。しかし、両者が無関係であると考えるのは誤りである。JPCPOAは決議二二三一の採択を予定しており、決議の採択が基本的にJPCPOAの発効の前提とされていた。また、決議二二三一にはJPCPOAを前提とした規定が多数含まれており、その第一六項と第二〇項には「JPCPOAの履行」というタイトルまで付されている。両者は相互に連結(intertwine; interconnect)しているのである。<sup>(28)</sup>もちろん両者が完全に一致しているかについては個々の規定を精査する必要があるが、両者は「別物(separate and distinct)」であるとして、JPCPOAにかかる事態が決議二二三一にまったく影響を与えないとするのは正しくない。そして、ある国が「JPCPOA参加国」であるか否かはJPCPOAから離れては決定できないのである。

アメリカのボルトン前国家安全保障担当大統領補佐官も、現役の補佐官時代に(JPCPOAから脱退した日の記



者会見で)「我々は「イラン核」合意から出たのであるから、「決議二二三二」は使わない<sup>(25)</sup>」と述べていたし、また退職後も、上記のアメリカの主張は「法的に誤りである (incorrect legally)」と断じている<sup>(26)</sup>。

なお、アメリカの主張に対する追加的な反論として提起されることがあるのが、イランとロシアの援用した信義誠実の原則と「クリーン・ハンズ (clean hands)」の原則である<sup>(27)</sup>。それが国際法上の原則として確立しているといえるか否かは別として、クリーン・ハンズの原則とは、「違法な行為を行った国は、他の国の側における対応する違法について異議申立てを行うに必要な司法上の原告適格 (locus standi in iudicio) を奪われることがある」(フィッツモーリス)という原則である<sup>(28)</sup>。あるいは英米法上は、「信義誠実などの衡平原則に違反した当事者は、衡平な救済を求めまたは衡平な防禦を主張することができない」という原則である<sup>(29)</sup>。イランもロシアも、明示的には「クリーン・ハンズ」の原則に言及してはいないが、両国が援用するICJのナミビア事件勧告的意見の一節(「自らの義務を否認しまたは履行しない当事者は、その関係から生ずると主張する権利を保持しているとは認めることができる<sup>(30)</sup>」)からして、その主張は同原則を念頭に置いてなされたと理解することができるであろう。

この原則の本件への当てはめについては、アメリカはJCPOAを脱退しているのであるから、JCPOAに基づく異議申立てを行うことができないのは当然であるし、決議二二三一との関係においても、上述のように、アメリカは「JCPOA参加国」ではないのでスナップバックの手続を援用することができないのは(クリーン・ハンズの原則を援用するまでもなく)当然である。また、厳密に法的にいえば、JCPOAは法的な合意ではないことに加えて、アメリカがJCPOAや決議二二三二に違反したかといえば、アメリカによる(JCPOAが終了させた)制裁の復活はJCPOAからの脱退後のことであり、また決議二二三一は国連加盟国にJCPOAの履行を支持するために適当な行動をとるよう「要請」したのみであって、そのことを法的に義務づけてはいないのであるから、必ずしもアメリカは「違法な行為」を行ったとはいえない。したがって、クリーン・ハンズの原則を本件

に当てはめる必要はないだけでなく、現在のアメリカの地位からして、厳密に法的な観点からこの原則を本件に当てはめることができるかといえ、そこには疑問がない訳ではない。

とはいえ、JCPOAから脱退してその約束の内容を無視する行動をとることと、JCPOAに留まってそれに違反することとの間に、(とりわけ違反の対象となった国にとっては) 実質的に異なるところはないであろう。クリーン・ハンズの原則を広義に捉えて、衡平の原則との関係でいえば、アメリカの行為が衡平の原則にもとめるのは明らかである。同じことは、イランやロシアの主張した「信義誠実」の原則(信義則)との関係でもいえる。ただ、信義誠実の原則は、それ自体として国際法上の権利義務の源泉となるものではなく、既存の国際法規則の背景となるべき原則に過ぎない<sup>(20)</sup>。そうした意味からは、これらの主張は、法的にはあくまで補足的な位置づけを与えられるに留まるといわざるを得ない。

### 第三節 アメリカの行動への疑問

以上のアメリカの主張の不可思議さに加えて、アメリカの行った行動にも若干理解困難なところがある。第一に、なぜアメリカは、まずスナップバック手続によって制裁を復活させ、しかる後にJCPOAから脱退するという手順をとらなかつたのか。第二に、なぜアメリカは、決議二二三一に従った権利の行使といながら、決議第一一項に従ったイランによる重大な不履行の「通報」を行った後に、同項に定める「制裁の」終了の効果を継続させる<sup>(20)</sup>旨の決議案を提出しなかつたのか。第三に、トランプ大統領は二〇一八年五月のJCPOAからの脱退と同時に、解除していた制裁の復活のための措置を直ちにとるよう命じたにも拘らず、なぜさらに国連制裁の再開のためのスナップバック手続にこだわつたのか。

第一の疑問(なぜ脱退前にスナップバックを求めなかつたのか)には、上記のアメリカによる説明を基礎とすれ

ば、次のように回答することができよう。すなわち、アメリカは脱退後にもスナップバックを開始することができる<sup>(20)</sup>と理解していたので、順番は問題とはならないと考えたということであろう。もちろんこれは、関係する事実と主張を整合的に理解するとすればそのようになるというだけであって、実際にはアメリカは、スナップバック手続を援用することなくJCPOAから脱退するという戦略的な誤りを犯したのであって、誤りに気づいた時にはすでに手遅れで、そのため上記のような極めて疑わしい法論理を捻出したというのが実情であろう。性急な脱退は、トランプ大統領の強い反JCPOA感情が深慮なく脱退へと直結したということであろう。また、イランのいうように<sup>(20)</sup>、イラン政府の崩壊か、その屈服か、イランによる同様なJCPOAからの脱退を狙ったものであったのかもしれない。

第二の疑問（なぜ決議案を提出しなかったのか）については次のように考えることができる。アメリカはイランの重大な不履行について安保理に「通報」したのであるから、決議二二三一によれば、アメリカは国連制裁の終了を継続する決議案を提出し、それに対して拒否権を行使して、国連制裁の復活という目的を達成することができる<sup>(20)</sup>と考えていたはずである。しかし、そうはしなかった。インドネシア（二〇二〇年八月の安保理議長）かニジェール（同年九月の安保理議長）が提出する<sup>(20)</sup>と<sup>(20)</sup>考えていたともいわれるが、両国は提出しなかったし、最終的にアメリカも提出しなかった。なぜか。

アメリカがインドネシアやニジェールといった安保理議長が決議案を提出するのを期待したというのは、恐らく事実であろう。決議二二三一においても、「通報」から一〇日以内に理事国から決議案が提出されない場合には安保理の議長が決議案を提出することが「決定」されており、議長にはそのような提出が義務づけられているし、何よりも議長による決議案の提出が実現すれば、この問題を正式な安保理の手続に乗せることができるのであり、それによってそれまでの手続的な不備（アメリカがもはやスナップバックを援用できるJCPOA参加国ではない点）

が外見上治癒したかのように見えるからである。しかし、議長は動かなかつた。そのような中でアメリカが決議案を提出した場合、どのような経緯を辿ることになるのか。

八月や九月の議長の対応からして、議長が(当該決議案の提出につき決議二二三一に反する決議案の提出であるとする理事国からの異議申立てを受けて)規則違反の裁定を下す可能性は低くはない。もちろん規則違反という裁定にアメリカがチャレンジすることになるが、その場合、その裁定は手続事項として即時に安保理の表決に付されることになる(安保理仮手続規則の規則三〇<sup>(20)</sup>)。安保理の手続事項の表決においては拒否権の制度は適用されず、九理事国の賛成投票によって行われ(国連憲章第二七条二項)、安保理の現理事国一五か国のうち一三か国がアメリカの主張に反対していることから、アメリカのチャレンジが支持される可能性はほぼない。そうすると、アメリカのスナッフバックにかかる試みは安保理の手続において正式に拒否された、という事実のみが残ることになる。アメリカとしては、そのような完全な敗北よりも、正当性は疑わしいものの重大な不履行の「通報」から三〇日後に国連制裁の復活を一方的に宣言するとの選択肢の方がまだ「マシ」だと考えたのかもしれない。あるいは、アメリカによる決議案提出の前段階の手続事項としての「議題の採択」(安保理仮手続規則の規則九<sup>(20)</sup>)において、同様な過程を経ることも考えられる。むしろこちらの方が、可能性が高いかもしれない。

以上の状況は、アメリカが安保理の議長国となっても変わらないであろう。前述のように、決議二二三一によれば、「通報」後に制裁解除継続の決議案が提出されない場合には、安保理の議長が決議案を提出するものとされているから、アメリカが議長として決議二二三一に従って決議案を提出したということになれば、決議に則った行為として正当性の外観を示すことになるのかも知れない。しかしその場合でも、そもそもその前提としての「通報」自体が無権利者によるものであるという点に問題があるのであるから、それに対して異議が申し立てられるのは必定であり、その点について手続事項として表決が行われ、上記と同様の過程を辿ることになるであろう。可能

性の問題としても、制裁解除継続の決議案は安保理の議長しか提出できないというのではなく、むしろ議長による提出は予備的なものであって、いずれの理事国であれ提出できるし、何よりも「通報」を行った理事国が提出に利益を有するはずであるから、そのアメリカが議長になるまで決議案を提出しなかったのに、議長になった途端に決議案を提出するということは考え難いであろう。なお、ここでもまた、「議題の採択」の段階における否決という可能性の方が高いといえるかも知れない。

第三の疑問（なぜ国連制裁にこだわるのか）については次のように回答できる。制裁には主として安保理決議に基づく国連の制裁と国連の枠外におけるいわゆる独自制裁（一方的制裁ともいう）とがある。両者の相違は、前者が法的拘束力を伴う安保理の「決定」の形をとる場合には、すべての国連加盟国がその履行を義務づけられ、法的拘束力を伴わない「要請」の形をとる場合であっても、形式上違法な措置の違法性を阻却する効果をもつことになり、<sup>(25)</sup>形式上違法でない措置については法的・政治的正当性の外観を示すことになる。これに対して独自制裁の合法性に関しては、国際社会に必ずしも一致した見解がある訳ではなく、違法であるとする見解も根強い。<sup>(26)</sup>この点は、その合法性・正当性にまつた疑義がないといつてよい国連制裁とは大きく異なる。

また、独自制裁の場合には、一国ないし同志国のみによる制裁となるのが通常であり、経済制裁がすべての関係国が一致して実施してはじめて効果があがることを想起すれば、一般論としては実効性が劣るということになる。<sup>(27)</sup>アメリカが、アメリカによる制裁の対象となっている団体等と取引を継続する第三国の団体等に対して、いわゆる二次制裁としてアメリカの金融システムの利用を禁止・制限する等の措置をとることによって、後者の団体等を実質的に制裁に組み込む試みを多用するのにも、経済制裁が一部の国のみのものであり、効果が限定されることの証左である。対イラン制裁についていえば、終了していた国連制裁に含まれていた措置を多くの国が独自制裁として自発的に再開するといった可能性は（二次制裁などの圧力がない限り）あまり考えられないであろう。<sup>(28)</sup>しかし、スナップパツ

クによって国連制裁が再開されたということになれば、その多くは国連加盟国に義務づけられた法的拘束力のある制裁であることから、諸国に制裁措置の履行を強く求めることができるのである。

また、間接強制ともいえる二次制裁はすでに二〇一八年五月のアメリカのJCPOAからの脱退後に復活しているはずであるから、にも拘らずスナップバック手続を援用したということは、二次制裁では必ずしも重要な目的を達することができていなかったということを含意するように思われる。<sup>(28)</sup> アメリカの動機が奈辺にあったかは、スナップバックの契機となった問題が何であったかを想起すれば自ずと知ることができる。アメリカによるスナップバック発動の直接の契機は、対イラン武器禁輸継続の失敗にあったのであり、イランに対する武器禁輸は、主要な武器調達先であるロシアを含むすべての国連加盟国が義務づけられなければならない十分に目的を達成することができないという事情があった。こうしてアメリカは、武器禁輸継続決議案が否決された後、法論理的に破綻しているとさえいえる主張まで行って、国連制裁の復活を通じて武器禁輸を確保しようとしたものと考えられる。

では、その試みが失敗に終わったことはいかなる法的な効果を持つのであろうか。この点を最後に考えてみよう。

#### 第四節 スナップバック失敗の効果

アメリカによる国連制裁の復活（スナップバック）の失敗が意味するところは、端的に、国連制裁が復活しないということである。つまり、以前の対イラン国連制裁で課されていた措置、とりわけ「決定」の形で課されていた措置について、国連加盟国はそれらを実施する法的義務を負わないことになったのである。

では、国連制裁の復活に失敗した後に、イランに対して国連の外において独自制裁を実施することは認められるか。先に述べたようにそもそも独自制裁は違法であるとの立場をとる場合は別であるが、そうでない場合には（以下ではその前提で論を進める）、今回のスナップバックの失敗の結果として独自制裁が認められなくなるといこと

ではないように思える。この問題については、過去の国連制裁に含まれていた措置をとる場合とそれ以外の措置をとる場合に分けて考えるのが便宜であろう。

過去の国連制裁に含まれていなかった措置を独自制裁としてとることとの関係で、今回のスナップバックの失敗が影響を及ぼさないのは自明である。スナップバックの失敗は国連制裁との関係における事態であることから、国連制裁に含まれていた措置とは無関係な独自制裁の法的地位に影響が及ぶことはそもそも考え難い。

では、過去の国連制裁に含まれていた措置（安保理決議二二三一で終了した措置）を独自制裁としてとることは許されるか。この点についても、結論は国連制裁に含まれていなかった措置の場合と異なるように思える。なぜなら、国連制裁のスナップバックの失敗とは、国連加盟国がそれらの制裁措置をとることを義務づけられないことを意味するだけだからである。

もっともこの点は、安保理決議の「決定」についていえることであって、安保理決議で「要請」されていた措置については当てはまらない。しかし、「要請」されていた措置についても結論は同じであろう。なぜならスナップバックに失敗したということは、ここでも単に措置をとることが「要請」されることにはならなかったということの意味するだけであって、それらの措置をとることが禁止されることにはならないからである。

そもそもスナップバックに失敗したということは、国連制裁に関しては基本的にJCPOAや決議二二三一に定めるままということになるが、アメリカは、JCPOAから脱退する前、つまり国連制裁を終了したJCPOAや決議二二三一の下においても、累次の安保理決議に定める国連制裁に含まれる措置を維持していた<sup>(9)</sup>。しかしそのと自体、特段問題とはされてこなかったのである。それは、JCPOAの下におけるアメリカによる制裁解除の対象が基本的に同国による二次制裁であったからであろう。アメリカがスナップバック失敗後に、以前の安保理決議に定める措置（「決定」であれ「要請」であれ）をとったとしても、JCPOAの下でさえ許容されていたことがJ

CPOAから脱退後には認められなくなるということにはなるまい。そのことは、スナップバックに失敗してももちろん変わらない。

以上を要するに、スナップバックに失敗した後の現在の制裁をめぐる法状況は、イランに対する国連制裁を実施する義務はなく、その要請に応ずる必要もなく、国連制裁に定める措置を独自制裁として実施することも禁止されていないことである。そして事実としても、アメリカは、「通報」から三〇日余りが経過した二〇二〇年九月二一日に「国連制裁を復活させる」行政命令を出したほか<sup>(30)</sup>（アメリカにとっては「国連制裁の復活」である）、その後も新たな制裁を実施している<sup>(30)</sup>。なお、前述のように、そもそも独自制裁なるものが国際法上合法かという問題はあるし、それを肯定する場合にも、本件との関係でアメリカが独自制裁を実施する「適格」を有するかという問題があるが、そうした問題は別稿で検討したことがあるので、そちらを参照願いたい<sup>(30)</sup>。

おわりに

以上、二〇〇二年八月のイランの反体制組織によるイランの未申告関連活動の告発に端を発し、およそ二〇一〇年にも及ぶイランの核問題をめぐる経緯を見てきた。とりわけ、この問題に包括的な解決をもたらすべく作成された二〇一五年七月の「包括的共同作業計画（JCPOA）」の合意と、JCPOAと密接に関連するものとして採択された安保理決議二二三一について、その内容の詳細な分析を試みた。JCPOAは複雑で難解な合意文書であるが、細部にまで入念に練られた文書である。同じことは決議二二三一についてもいえる。もちろん問題がない訳ではないが、当時において望み得た最善の合意といえることができるかも知れない。

しかし、この合意のその後の行方は必ずしも芳しいものではなかったし、その将来における展望も必ずしも明るいものではない。二〇一七年に登場したアメリカのトランプ政権は、オバマ前政権の外交上の最大の成果ともいえ



るJCPOAを「史上最悪の合意 (worst deal ever negotiated)」であるとして、二〇一八年五月に合意からの脱退を宣言した。さらに二〇二〇年八月には、決議二二三二に基づいて、JCPOAと同決議において終了していた国連制裁の復活の手续をとった。決議二二三一においてJCPOAの参加国のみ認められている手续を、JCPOAから脱退したアメリカが援用したことについては、法的に大きな疑義がある。しかし、たとえそれが無権限者の行為であつて無効であるとしても、それは国連制裁が復活しないことを意味するだけであつて、それによってアメリカが独自制裁をとることができなくなる訳ではない（独自制裁一般の評価は別として）。

いずれにせよ、こうしたアメリカによる一連の措置に対して、イランはアメリカによるJCPOAからの脱退から一年が経過した二〇一九年五月以降、段階的にJCPOAにおける約束に違反する措置をとってきた。こうした措置はそれ自体、イランがJCPOAにおいて繰り返し実施を警告していたことであるが、イランの核問題の解決を困難にするものであることもまた明らかである。

二〇二〇年一月のアメリカ大統領選挙においてトランプ大統領が敗北し、民主党のバイデン候補が当選したことよつて、この問題には新たな展開が予想される。二〇二二年一月二〇日に大統領に就任したバイデンは、就任前からJCPOAへの「復帰」の可能性を繰り返し語つてきた。<sup>(35)</sup>しかし、それは無条件の復帰ではなく、「イランがJCPOAの厳格な遵守に回帰すれば」という条件つきである。イランも同様であつて、JCPOAの再交渉はしないが、「アメリカとヨーロッパがJCPOAの遵守に回帰すれば：我々も完全な遵守に回帰する」と述べている。<sup>(36)</sup>いずれも相手側の遵守を条件としているが、現行JCPOAを修正するといふものではない。EUの外相も、JCPOAの復活に新たな前提条件を付けたり、それを強化したりすることなく、イランとアメリカが現行の合意に完全に復帰することを求めている。<sup>(37)</sup>

JCPOAは政治的合意であるが、条約においても、一旦加入した条約から脱退し、その後再度加入するという

ことは一般的に禁止されてはならず、実際にそのような例も存在するのであり、条約よりも要式性の低い政治的合意においては、同様なことは当然に認められてしかるべきであろう。ただし、個々の合意、関連する事情などによっては、そうした一般論が当てはまらないこともありうる。その点で、イランの発言に微妙なニュアンスが含まれている点に注意しなければならぬ。イランのザリフ外相によれば、「もしバイデン氏にアメリカの約束を履行する意思があるのであれば、我々も直ちに「イラン核」合意における完全な約束に回帰することができる」とする一方で、「我々は、アメリカがいかにして合意に復帰することができるかについて議論する用意がある」というのである。<sup>(30)</sup>この後者の発言の意味するところは直ちには明らかでないが、イランはアメリカのJCPOAへの事実上の復帰と正式な復帰とを区別しているようにも思える。イランとアメリカの双方が事実上JCPOAにおける約束を遵守する状況に回帰することを前者とすれば、後者においては、イランとアメリカがJCPOA（およびそれに関連した安保理決議二二三一）のすべての規定に基づく権利義務を（再度）保持することになるということを意味する。後者にはアメリカによるスナップバックの権利の回復やイランによる核関連の調達の可否を検討する合同委員会への復帰も含まれるであろうから、イランとしては、そうした正式な復帰を諸手を挙げて歓迎するということにはならないのかも知れない。

イランでは、同国の核開発において重要な役割を果たしてきた核科学者ファクリザデの暗殺（二〇二〇年一月二七日）という事態を受けて、二〇二〇年一月二日に「制裁を解除しイランの国益を擁護するための戦略的行動計画 (Strategic Action Plan to Lift Sanctions and Protect Iranian Nation's Interests)」と題する法律が制定された。同法は、「イラン原子力機構 (Atomic Energy Organization of Iran) は平和的目的のために毎年二〇%の純度の濃縮ウランを少なくとも二二〇キログラム生産し貯蔵することを義務づけられる」(第一条)として、政府に原子力活動の加速化を義務づけた。<sup>(31)</sup>そして実際イランは、二〇二〇年一月末日、法律を遵守するためとして、フォル

ドウの施設で濃縮度二〇%のウランの生産に着手する方針（それまでは四・五%以下）をIAEAに伝えた後、二〇二一年一月四日の作業着手から一二時間以内に二〇%の濃縮を行ったと発表した<sup>(38)</sup>。さらに一月下旬には、イランがアメリカとの核交渉に七つの条件を提示したとの報道もある<sup>(39)</sup>。

こうした動きを見ると、そして二〇二一年六月にイランの大統領選挙（二期を終えたロウハニ現大統領は立候補できない）が予定されていることを考えると、今後短期のうちにイランの核問題との関係で様々なことが起こることが予想される。しかし、それを予測するのが本稿の目的ではない<sup>(40)</sup>。今後の事態の推移を見守りつつ、その分析については別稿に譲りたい。

（付記） 本稿は、科学研究費補助金基盤研究A（二〇一六年度～二〇二〇年度）（研究代表者・浅田正彦）の研究成果の一部である。また、筆者が二〇二〇年一月二六日に行った第五回ハンス・ケルゼン記念講演（ケルン大学）の内容の一部を含んでいる。

- (1) フランスはJCPOAを承認する安保理の会合において、イランの核問題を「過去二〇年で最も深刻な危機の一つ」と表現した。UN Doc. S/PV.7488, 20 July 2015, p. 5.
- (2) 薬師寺公夫・坂元茂樹・浅田正彦編集代表『ハッシュック条約集二〇二〇』（東信堂、二〇二〇年）一三三頁。
- (3) JCPOAのテキストに「see UN Docs. S/2015/544, 16 July 2015; S/RES/2231(2015), 20 July 2015, Annex A (hereinafter cited as “JCPOA”).
- (4) この提訴は、一九五五年のアメリカとイランとの間の「友好、経済関係および領事権に関する条約」の第二条二項を基礎に行われたが、ICJによる仮保全措置の指示が出された二〇一八年一〇月三日にアメリカはこの条約を廃棄している。See Michael R. Pompeo, “Remarks to the Media,” 3 October 2018, at <https://www.state.gov/remarks-to-the-media-3/> (accessed on 10 October 2018).
- (5) 経緯に「see <https://www.icj-cij.org/en/case/175> (accessed on 20 December 2020).
- (6) Daniel H. Joyner, *Iran's Nuclear Program and International Law: From Confrontation to Accord* (Oxford U.P., 2016), pp. 4-5.

- (7) Richard Nephew, *The Art of Sanctions: A View from the Field* (Columbia U.P., 2018), pp. 28-29.
- (8) See <http://disarmamentun.org/treaties/v/npt> (accessed on 20 December 2020).
- (9) IAEA Doc. INF/CIRC/214, 13 December 1974; <https://www.iaea.org/sites/default/files/20/01/sg-agreements-comprehensive-status.pdf> (accessed on 25 January 2021).
- (10) 瀬川高央『核軍縮の現代史——北朝鮮・ウクライナ・イラン——』(吉川弘文館、二〇一九年)一七三、一七五頁。
- (11) 北野充『核拡散防止の比較政治——核保有に至った国、断念した国——』(ミネルヴァ書房、二〇一六年)二五五―二五六頁。
- (12) 包括的保障措置(NPT当事国である非核兵器国用で、当該国のすべての平和的原子力活動にかかるとするすべての核物質を対象)の基礎となる INF/CIRC/153より、個別的保障措置(NPT非当事国である非核兵器国用で、移転された当該資機材を対象)の基礎となる INF/CIRC/66による。
- (13) UN Doc. S/23122, 8 October 1991, Annex, paras. 3, 4-6; Garry B. Dillon, "The IAEA in Iraq: Past Activities and Findings," *IAEA Bulletin*, Vol. 44, No. 2 (2002), pp. 13-14.
- (14) Lawrence Scheinman, "The Current Status of IAEA Safeguards," in David Fischer, Ben Sanders, Lawrence Scheinman and George Bunn, *A New Nuclear Triad: The Non-Proliferation of Nuclear Weapons, International Verification and the International Atomic Energy Agency* (Programme for Promoting Nuclear Non-Proliferation, 1992), p. 21.
- (15) 追加議定書の概要につき、浅田正彦「NPT・IAEA体制の新展開——保障措置強化策を中心に——」『世界法年報』第一八号(一九九九年三月)一九―二二頁参照。
- (16) Masahiko Asada, "The NPT and the IAEA Additional Protocol," in Jonathan Black-Branch and Dieter Fleck (eds.), *Nuclear Non-Proliferation in International Law, Vol. II: Verification and Compliance* (Asser Press, 2016), pp. 98-113.
- (17) 最終文書がコンセンサス採択された最後のNPT再検討会議である二〇一〇年再検討会議の最終文書(該当部分は議長が所感をまとめ、会議が留意した点)では、「追加議定書の締結はそれぞれの国においてもその主権的な決定であることに留意」し、2.8° NPT Doc. NPT/CONF.2010/50(Vol. I), 2010, p. 4, para. 17.
- (18) See Mohamed ElBaradei, "Towards a Sater World," *The Economist*, 18 October 2003, pp. 51-52.
- (19) White House, "President Announces New Measures to Counter the Threat of WMD: Remarks by the President on Weapons of Mass Destruction Proliferation," National Defense University, 11 February 2004.
- (20) IAEA Doc. INF/CIRC/539/Rev.7, 5 November 2019, paras. 3-15; 牧野守邦「核兵器関連の輸出管理レジーム」浅田正彦編「輸

- 出管理——制度と実践——」（有信堂、二〇一二年）二二頁。
- (21) Wade Boese, "U.S. Nuclear Trade Restriction Initiatives Still on Hold," *Arms Control Today*, Vol. 34, No. 10 (December 2004), p. 19; idem, "Nuclear Suppliers Pass on U.S. Proposals," *Arms Control Today*, Vol. 34, No. 6 (July/August 2004), p. 43.
- (22) IAEA Doc. INF/CIRC/254/Rev.10/Part 1, July 2011, para. 6.
- (23) イランに対する取組みが特別のものである点は、後述のJCPOAとそれを「承認」した安保理決議二二三三においても明記されており、同決議は、JCPOAに含まれるすべての規定が合意した関係国間の履行のためだけのものであり、「他のいずれの国にとっても、また国際法上の原則および「NPT」その他の関連文書に基づく権利義務にとっても、さらには国際的に承認された原則と実行にとっても、前例とみなすことを考えるべきではない」として「決定 (Decides)」している。UN Doc. S/RES/2231(2015), op. cit., para. 27. See also JCPOA, Preamble and General Provisions, para. xi.
- (24) イランは、も「IAEAへの」協力を遅れがあったとすれば、それはアメリカによる妨害への懸念からであったと述べている。IAEA Doc. GOV/OR.1081, 12 September 2003, para. 8, reproduced in Yael Ronen, *The Iran Nuclear Issue* (Hart, 2010), p. 272.
- (25) Mohamed ElBaradei, *The Age of Deception: Nuclear Diplomacy in Treacherous Times* (Bloomsbury Qatar Foundation Pub., 2011), pp. 112-113.
- (26) IAEA Doc. GOV/2003/40, 6 June 2003, para. 5.
- (27) IAEA Media Advisory 2003/72, 19 June 2003.
- (28) IAEA Doc. GOV/2003/69, 12 September 2003, paras. 3, 4, 6.
- (29) この略称はハリ合意において使用された。
- (30) "Statement by the Iranian Government and visiting EU Foreign Ministers," 21 October 2003.
- (31) David Patrikarakos, *Nuclear Iran: The Birth of an Atomic State*, 2nd ed. (I.B. Tauris, 2021), p. 202. 岩田修一郎『核拡散の論理——主権と国益をめぐる国家の攻防——』（勁草書房、二〇一〇年）八八頁。IAEAによるナタンズのウラン濃縮施設の査察の結果、遠心分離機技術がパキスタンによって提供されていたことが判明し、それがカーン博士の逮捕につながったとされる。Alireza Jafarzadeh, *The Iran Threat: President Ahmadinejad and the Coming Nuclear Crisis* (Macmillan, 2008), p. 135.
- (32) IAEAへのアクセス提供の観点からイランの協力が完全に、時宜を得た、かつ積極的なものではないことや、イランが理事会決議の要請に従ってすべての濃縮関連活動および再処理活動の停止を自発的に決定したことに関連して、イランがその約

束を包括的には実施していかないことについて遺憾であるとする内容を含んで了。IAEA Doc. GOV/2004/49, 18 June 2004, paras. 2, 7.

- (33) Paul Kerr, "IAEA Puts Off Showdown with Iran," *Arms Control Today*, Vol. 34, No. 8 (October 2004), pp. 27-28; idem, "Iran Considers EU Compromise Proposal," *Arms Control Today*, Vol. 34, No. 9 (November 2004), pp. 29-30; idem, "IAEA Cites Iran Progress, Raises Questions," *Arms Control Today*, Vol. 34, No. 10 (December 2004), p. 29; *Associated Press*, 6 October 2004.
- (34) 当初の段階はE3/シラナEU外務・安全保障政策上級代表が参加し始めた二〇〇四年からはE3/EUと表現される。
- (35) IAEA Doc. INF/CIRC/637, 26 November 2004, pp. 3-4.
- (36) 長期的な取決めは、①イランの原子力計画が専ら平和目的であることの客観的な保証、②原子力協力、技術協力および経済協力に関する確固とした保証、③安全保障問題に関する確固とした約束、を含むものとされた。
- (37) ガス遠心分離機およびその部品の製造および輸入、ガス遠心分離機の組立て、設置、実験または運転、あらゆるプルトニウム分離の作業またはあらゆるプルトニウム分離施設の建設もしくは運転の作業、ならびにあらゆるウラン転換施設におけるすべての実験または生産が列記されている。
- (38) 回旨の主張と「Michael Spies, "Iran and the Limits of the Nuclear Non-Proliferation Regime," *American University International Law Review*, Vol. 22, No. 3 (2007), p. 439.
- (39) E3/EUの包括的提案は、E3/EUが、①イランのNPT第四条に基づく権利を承認する、②イランの民生用原子力計画を支持する、③イランによる国際原子力技術市場へのアクセスに協力する、④イランの原子炉への燃料供給保証の枠組みの策定を提案する、⑤EU・イラン間の長期的な政治安全保障関係協議協力メカニズムおよび経済技術協力計画の策定を検討する、⑥地域的安全保障取決めの策定への協力を約束する、⑦イランのWTO加盟への政治的支持を確認する、イランが、①軽水炉と実験炉以外の燃料サイクル活動を追求しないという拘束力ある約束を行う、②NPTから脱退しないという法的な約束を行う、③追加議定書を二〇〇五年末までに批准し、批准までの間それを完全に実施する、④すべての未解決の問題を解決するためIAEAと協力する、⑤イラン国外からの燃料の供給取決めに合意し使用済燃料の返還を約束する、というものであった。IAEA Doc. INF/CIRC/651, 8 August 2005, pp. 13, 14, 17, 12, 23, 9, 25, 20, 21. イランの反応は、「国際法と国連憲章、NPT、テヘラン合意声明、パリ合意に明確に反するもの」で、イランに対する侮辱である、と主張したのであった。See "Response of the Islamic Republic of Iran to the Framework Agreement proposed by E3/EU" (date not given).
- (40) Patrkarakos, *Nuclear Iran*, 2nd ed., op. cit., p. 217.
- (41) 事務局長の報告は、イランが一八年間遠心分離によるウラン濃縮計画を実施し、一二年間レーザによる濃縮計画を実施し

- てきたこと、その関連で少量の低濃縮ウランを生産したことを認め、核物質を用いた多数の転換・加工・照射活動を報告しなかったことを認めたとして、イランが長期にわたって多くの保障措置協定上の義務違反を行ってきた (Failed: : to meet its obligations under its Safeguards Agreement) などは明らかである」と述べた。IAEA Doc. GOV/2003/75, 10 November 2003, pp. 8-9.
- (42) IAEA Doc. GOV/2005/77, 24 September 2005 (二二対一(ベネズエラ)棄権二二(ロシア、中国を含む)).
- (43) IAEA Doc. GOV/2006/14, 4 February 2006 (二七(ロシア、中国を含む)対三(キューバ、シリア、ベネズエラ)棄権五). IAEA理事會が保障措置協定違反を認定した例は、イランを含めて五例あるが(一九九一年のイラク、一九九二年のルーマニア、一九九三年の北朝鮮、二〇〇四年のリビア、二〇〇五年のイラン)、そのうち安保理へ付託されたのはイラク、北朝鮮、イランの三例である。Ronen, *The Iran Nuclear Issue*, op. cit., p. 19.
- (44) 外務省「イランの核問題(概要及び我が国の立場)」二〇〇六年二月七日。
- (45) 『毎日新聞』二〇〇六年二月一四日。
- (46) 本節には、浅田正彦「イランの核問題と国際社会の対応」『法学論叢』第一七〇巻四・五・六号(二〇一二年三月)一四二—一五二頁と重複するところがある。
- (47) UN Doc. S/PRST/2006/15, 29 March 2006.
- (48) 『読売新聞』二〇〇六年七月一九日。
- (49) 包括的提案は、「長期的な合意の要素」の表題の下、交渉促進のためとして次の諸点を列挙する。①E3/EU+3は、イランの原子力の平和利用の権利を再確認し、イランにおける新たな軽水炉の建設を積極的に支持することを約束し、交渉の開と共に安保理での討議を停止することに同意し、②イランは、未解決の問題の解決のためIAEAと完全に協力することを約束し、すべての濃縮関連活動・再処理活動を停止しIAEAによる検認を受け、交渉期間中のその継続を約束し、追加議定書の実施を再開する。また、「長期的な合意に関する交渉の対象となる将来の協力分野」の表題の下、E3/EU+3がとる措置として、①核分野では、イランの原子力の平和利用の権利の再確認、イランにおける新たな軽水炉の建設の積極的な支持、研究開発協力の提供、イランに対する法的拘束力ある燃料保証の提供、合意の再検討の可能性(すべての未解決問題の解決のIAEAによる確認、イランにおける未申告の原子力活動・核物質の不存在の確認などが条件)が列挙され、②政治・経済分野では、WTOを含む国際枠組みへの完全参加の支持、民間航空協力、長期的エネルギー・パートナーシップの創設、イランの電気通信インフラの近代化支持、ハイテク協力、イランにおける農業開発の支持などが列挙されている。UN Docs. S/2006/521, 13 July 2006; S/RES/1747(2007), 24 March 2007, Annex II. See also Paul Kerr, "Iran Rejects Security Council

- Demand.” *Arms Control Today*, Vol. 36, No. 7 (September 2006), p. 31. 包括的提案に対するイランの反応について、UN Doc. A/61/514/S/2006/806, 12 October 2006, なお、この包括的提案のイランにとってのメリットをハイライトした提案が、二〇〇八年六月一四日にE3/EJ.D+Cによるイラン政府に提示されて了る。UN Doc. S/RES/1929(2010), 9 June 2010. Annex IV, Peter Crail, “Iran Nuclear Brief: Charting a Diplomatic Path on the Iran Nuclear Challenge.” *Arms Control Association*, 25 January 2012, p. 5.
- (50) 『読売新聞』二〇〇六年七月一九日。
- (51) UN Doc. S/RES/1696(2006), 31 July 2006.
- (52) カタールは、イランが包括的提案を拒否していない以上、もう少し時間をかけて外交努力をすべきであるという理由で反対した。UN Doc. S/PV.5500, 31 July 2006, pp. 2-3.
- (53) 国連憲章第一〇三条は、国連憲章上の義務が他の国際協定上の「義務」に優先することのみを規定するが、他の国際協定上の義務にさえ優先するのであれば、他の国際協定上の権利に優先するのは当然といえよう。学説上もそのように考えられている(see, e.g. Erika de Wet, *The Chapter VII Powers of the United Nations Security Council* (Hart, 2004), p. 183)。<sup>1)</sup> 国連の実行においても、法的拘束力のある安保理決議との関係でそのような扱いがなされて了る(see, e.g. UN Doc. S/RES/670(1990), 25 September 1990, para. 3)。
- (54) 前稿(浅田「イランの核問題と国際社会の対応」)では、安保理の扱いと異なる扱いをすれば誤解や混乱を招きかねないとして、安保理の扱いに従い、決議一六九六第五項のような法的拘束力を有しない措置は憲章第四一条の措置(経済制裁)の範疇から外して論じたが、ここでも指摘したように、同種の措置であるにも拘らず法的拘束力の有無によって経済制裁であると評価したりしなかったりするのは合理的ではない(浅田「イランの核問題と国際社会の対応」一四四―一四五頁参照)。
- (55) UN Doc. S/RES/2231(2015), op. cit., Annex A, para. 18.
- (56) See Paul Kerr, “Iran Ignores Deadline; Security Council Split.” *Arms Control Today*, Vol. 36, No. 9 (November 2006), p. 34.
- (57) UN Doc. S/RES/1737(2006), 23 December 2006.
- (58) この点の意義については、市川とみ子「大量破壊兵器の不拡散と国連安保理の役割」村瀬信也編『国連安保理の機能変化』(東信堂、二〇〇九年)六七頁参照。
- (59) Paul Kerr, “UN Security Council Sanctions Iran.” *Arms Control Today*, Vol. 37, No. 1 (January/February 2007), p. 24.
- (60) 浅田正彦「ミサイル関連の輸出管理レジーム」浅田正彦編『輸出管理：制度と実践』(有信堂、二〇一二年)八三―八四頁。
- (61) UN Doc. S/RES/1737(2006), op. cit., para. 18.



- (62) UN Doc. S/RES/1747(2007), op. cit.
- (63) 戦車のほか、装甲戦闘車両、大口径火炮システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイルまたはミサイルシステムの七種の大規模通常兵器である。UN Doc. A/RES/46/36L, 9 December 1991.
- (64) UN Doc. S/RES/1803(2008), 3 March 2008.
- (65) インドネシアの棄権は、イランがIAEAに協力しつつあるときに制裁を強化するのは適当でないということを理由とするものであった。UN Doc. S/PV.5848, 3 March 2008, pp. 11, 12.
- (66) IAEA Doc. GOV/2010/10, 18 February 2010, para. 12.
- (67) UN Doc. S/RES/1929(2010), op. cit.
- (68) フラジルとトルコは、二〇一〇年五月にイランとの間で、イランの二二〇〇キログラムの低濃縮ウラン(LEU)を国外(トルコ)に持ち出し、代わりに二〇%濃縮ウラン(イランの医療用研究炉の燃料用)をイランに提供するという合意(テヘラン宣言)に達したばかりであり、制裁は効果的でなく、外交的努力を害するとして反対した。UN Doc. S/PV.6335, 9 June 2010, pp. 24. “UN Approves New Sanctions to Deter Iran,” *New York Times*, 9 June 2010. この合意は、二〇〇九年一〇月に「ウイーン・グループ」(米仏露およびIAEA)がイランとの間に原則合意していた提案に類似している。後者の提案は、イランのLEU二二〇〇キログラムをロシアに輸出して二〇%まで濃縮し、その後フランスでイランの研究炉用の燃料に加工するというものであった(同研究炉は二〇%濃縮ウランで運転されており、その燃料の製造はフランスとアルゼンチンでのみ可能とされる)。しかし、イランが燃料を受け取る一〇〇%の保証が必要であるとしてこの提案を拒否したので、エルバダIIAEA事務局長がイランのLEUをトルコに第三者寄託することを提案し、トルコがそれに同意したという経緯がある。しかし、二〇一〇年五月のテヘラン宣言には二つの問題点があると指摘される。第一に、イランがこの取決めに拘らず国内で二〇%濃縮を継続すると主張している点(そもそもイランに二〇%の濃縮をさせないというのがウイーン・グループの提案の目的であった)、第二に、イラン国外に持ち出される二二〇〇キログラムのLEUは、二〇〇九年一〇月の時点では、当時のイランのLEUの約七五%を当てるものであったが、その後の濃縮活動継続の結果、二〇一〇年五月の時点では、その五〇%ほどに留まる点(残される二二〇〇キログラムのLEUは核兵器一発分に当るとされる)である。イランはブラジル・トルコの提案にも難色を示していたが、安保理で追加制裁が合意されるのを阻止するために土壇場で同意したと見られており、実際テヘラン宣言への合意は、安保理常任理事国が新たな制裁に関する決議案を非常任理事国(ブラジル・トルコを含む)に提示する前日になされた。Peter Crail, “Brazil, Turkey Broker Fuel Swap with Iran,” *Arms Control Today*, Vol. 40, No. 5 (June 2010), pp. 25-27; idem, “Iranian Fuel Swap Still Up for Discussion,” *Arms Control Today*, Vol. 40, No. 6 (July/August

- 2010), pp. 36-37.
- (69) 外国為替の決済は、外国の銀行に預金口座を開設して、その口座に入出金することによって実施されるが、より具体的には、外国為替業務を行う銀行同士で個別に契約を締結して、清算方法などを取り決めることになる。こうした関係をコルレス関係という。一つの銀行が外国のすべての銀行に口座を開設することは事実上不可能であるので、外国との送金取引において送金先の銀行が自らのコルレス先ではない場合には、その銀行と取引のあるコルレス銀行に指示して、間接的にその銀行に送金するようになる。
- (70) Security Council Committee Established pursuant to Resolution 1737 (2006), "Individuals and Entities Designated as Subject to the Travel Ban and Assets Freeze pursuant to Resolutions 1737 (2006) of 23 December 2006, 1747 (2007) of 24 March 2007, 1803 (2008) of 3 March 2008 and 1929 (2010) of 9 June 2010," consolidated on 19 August 2010.
- (71) See "The List Established and Maintained pursuant to Security Council Resolution 1718(2006)," 31 August 2016.
- (72) Public Law 111-195: Comprehensive Iran Sanctions, Accountability, and Divestment Act of 2010, 1 July 2010. See also Department of State, "Fact Sheet: Comprehensive Iran Sanctions, Accountability, and Divestment Act (CISADA)," 23 May 2011, at <https://2009-2017.state.gov/e/eb/esc/transanctions/docs/160710.htm> (accessed on 30 December 2020).
- (73) Kazuto Suzuki, "Iran: The Role and Effectiveness of UN Sanctions," in Masahiko Asada (ed.), *Economic Sanctions in International Law and Practice* (Routledge, 2020), p. 186.
- (74) 「二次制裁は「ドジャーズ」 see Dow Jones, "What are Secondary Sanctions?," at <https://professional.dowjones.com/risk/glossary/sanctions/secondary-sanctions/> (accessed on 4 January 2021).
- (75) EU Doc. Council Decision 2010/413/CFSP, 26 July 2010, Arts. 4, 6. See also EU Doc. Council Regulation (EU) No 961/2010, 25 October 2010, Arts. 8, 11.
- (76) 基本的に石油化学製品の禁輸は同年五月から、原油・石油製品の禁輸は同年七月から実施されるものとされた。EU Doc. Council Regulation (EU) No 267/2012, 23 March 2012, Arts. 11-14.
- (77) Nephew, *The Art of Sanctions*, op. cit., pp. 108-109.
- (78) Suzanne Maloney, "Why Iran Style Sanctions Worked against Tehran (And Why They Might Not Succeed with Moscow)", Brookings Institution, Middle East Politics and Policy, 21 March 2014, at <https://www.brookings.edu/blog/markaz/2014/03/21/why-iran-style-sanctions-worked-against-tehran-and-why-they-might-not-succeed-with-moscow/> (accessed on 12 August 2020); Nephew, *The Art of Sanctions*, op. cit., p. 113.

- (79) 二〇一三年の「JCOVJCS」 see Kelsey Davenport, Daryl G. Kimball and Greg Thielmann, *Solving the Iranian Nuclear Puzzle: The Joint Comprehensive Plan of Action*, 4<sup>th</sup> ed. (Arms Control Association, August 2015), pp. 10–12; Kelsey Davenport, “Implementation of the Joint Plan of Action at a Glance,” Arms Control Association, November 2020, at <https://www.armscontrol.org/Implementation-of-the-Joint-Plan-of-Action-At-A-Glance> (accessed on 24 January 2021).
- (80) 外務省「イラン・イスラム共和国：基礎データ」 at <https://www.mofago.jp/mofaj/area/iran/data.html> (accessed on 30 December 2020).
- (81) “Iran Nuclear Framework Agreement Reached: Congress Seeks to Influence Negotiation,” *American Journal of International Law*, Vol. 109, No. 2 (April 2015), p. 408.
- (82) See UN Doc. S/RES/2231(2015), op. cit., pre. para. 4.
- (83) 制裁を含む圧力により「JCPOAの合意が可能となった」とする「国家」による発言を「UN Doc. S/PV.7488, op. cit., p. 11(Lithuania).
- (84) UN Doc. S/2015/544, op. cit.
- (85) その典型は、欧州安全保障協力会議（CSCE/OSCE）関連の文書に見られる。
- (86) “Iran Nuclear Framework Agreement Reached: Congress Seeks to Influence Negotiation,” op. cit., p. 411; “P5+1 and Iran Reach Agreement on Iranian Nuclear Program: Obama Administration Seeks Congressional Approval,” *American Journal of International Law*, Vol. 109, No. 3 (July 2015), pp. 654–655.
- (87) *Ibid.*, p. 654.
- (88) Joyner, *Iran’s Nuclear Program and International Law*, op. cit., pp. 228–229.
- (89) 化学兵器禁止条約は「安保理文書と同様の体裁の軍縮会議文書として七六頁ある」CD Doc. CD/1170, 26 August 1992, Appendix.
- (90) アメリカ合衆国憲法第二條二節二項参照。
- (91) 当時の上院は民主党（党派を含む）四六人、共和党五四人という構成であった。
- (92) “P5+1 and Iran Reach Agreement on Iranian Nuclear Program: Obama Administration Seeks Congressional Approval,” op. cit., pp. 654–655.
- (93) UN Doc. S/PV.7488, op. cit., p. 2.
- (94) 「発効（come into effect）」と云う英語表現は「法的拘束力のなす文書において使用される」の多く表現である。Anthony Aust, *Modern Treaty Law and Practice*, 3<sup>rd</sup> ed. (Cambridge U.P., 2013), p. 31.

- (95) JCPQA, para. 34ii; JCPQA, Annex V, para. 6.
- (96) UN Doc. S/RES/2231(2015), op. cit., paras. 1, 2.
- (97) 安保理決議が、非拘束的な文書を「承認 (endorse)」し、および/または、そのような文書を添付しながら、それらに法的拘束力を与えてはこなかった例は多数ある。See UN Doc. S/2020/822, 24 August 2020, p. 5, n. 6.
- (98) 例えばシリアの化学兵器の廃棄に関する安保理決議二一八は、前文で安保理の「決定」の法的拘束力を定める国連憲章第二五条を強調した上で、シリアによる化学兵器禁止機関(OPCW)執行理事会の決定(それ自体は法的拘束力を持たない)のすべての側面の遵守を「決定 (Decides)」すること、それに法的拘束力を付与した。UN Doc. S/RES/2118(2013), 27 September 2013, para. 6. 阿部達也「シリアの化学兵器廃棄」『法学教室』第四〇二号(二〇一四年三月)八三頁、浅田正彦「化学兵器使用禁止規範の歴史的展開とシリア内戦——国際法の視点から——」『日本軍縮学会ニュースレター』第一六号(二〇一四年三月二〇日)七頁。
- (99) こうした国際立法の問題点につき、浅田正彦「安保理決議一五四〇と国際立法——大量破壊兵器テロの新しい脅威をめぐって——」『国際問題』第五四七号(二〇〇五年一〇月)五三一―五五頁参照。
- (100) アメリカでは、上院による否決のため未発効の包括的核実験禁止条約(CTBT)との関係で、政府が法的拘束力のある安保理決議を利用して、核実験禁止を義務づける可能性を模索したことがあるが、条約締結にかかる議会の権限を無視するものであるとの批判もあり、断念した経緯がある。浅田正彦「条約法条約第一八条に定める義務の不確実性——CTBTとの関係を素材に——」芹田健太郎ほか編「実証の国際法学の継承(安藤仁介先生追悼)」(信山社、二〇一九年)六五一頁注53参照。Josh Rogin, "Obama Will Bypass Congress, Seek UN Resolution on Nuclear Testing," *Washington Post*, 5 August 2016, at <https://www.washingtonpost.com/news/josh-rugin/wp/2016/08/04/obama-will-bypass-congress-seek-u-n-resolution-on-nuclear-testing/> (accessed on 31 January 2021).
- (101) UN Doc. S/2020/816, 20 August 2020, p. 3. See also UN Doc. S/2020/451, 28 May 2020, p. 2.
- (102) 同項では、附属書Bの第一項、第二項、第四項、第五項、第六項について、すべての国による遵守を「決定 (Decides)」する一方、第三項(弾道ミサイル関連活動)と第七項(イラン貨物の検査)については、その遵守を「要請 (called upon)」するに留まるところ。
- (103) Marc Weller, "The Controversy about the Iranian Nuclear Sanctions Snapshot," *ASIL Insights*, Vol. 24, Issue 27 (19 October 2020), <https://www.asil.org/insights/volume/24/issue/27/controversy-about-iranian-nuclear-sanctions-snapshot> (accessed on 31 December 2020). ウェラー教授は、①禁反言の原則のほか、②JCPQAが決議二二三に添付されてその一

- 部となっている(少なくとも解釈における文脈を構成すること)、③決議の制裁に関する規定は国連憲章第四一条に従って採択されているので、制裁に関する規定はJCPOAからの脱退後もアメリカを拘束することに言及し、さらに④JCPOAは独自制裁を復活させない明示的な義務を含んでいることに触れた後、決議は国連憲章第二五条に明示的に言及しているとする。関連する事実と自己の主張が必ずしも整理されないままに列挙されており、論理の流れが不明確であるが、ロシアの主張と類似の主張を多く含んでおり、それらについては同様の批判が当てはまるであろう。
- (104) 国際法における禁反言の原則について、櫻井大三「国際法における禁反言の概念」『国際法外交雑誌』第一一六卷三号(二〇一七年十一月)一三三頁、若狭彰室「国際法における禁反言法理の正当化原理」『世界法年報』第三十九号(二〇二〇年三月)一一六一―一四五頁参照。
- (105) これまでもICJをはじめとする国際裁判所は、禁反言の原則の適用に厳格な要件を課してきた。Thomas Cotter and Jörg Paul Müller “Estoppel” in Rüdiger Wolfrum (ed), *Max Planck Encyclopedia of Public International Law*, Vol. III (Oxford U.P., 2012), pp. 673–674. 最近の例として、*Obiligation to Negotiate Access to the Pacific Ocean (Bolivia v. Chile)*, Judgment, *ICJ Reports 2018*, pp. 558–559, para. 159; *Chagos Marine Protected Area Arbitration*, PCA Case No. 2011–03, Award, 2015, para. 438.
- (106) See *Temple of Preah Vihear (Cambodia v. Thailand)*, Separate Opinion of Sir Gerald Fitzmaurice, *ICJ Reports 1962*, p. 63; *Chagos Marine Protected Area Arbitration*, op. cit., para. 446.
- (107) *Ibid.*, para. 445. チャトス仲裁判断は、この点を禁反言援用における「正当性 (legitimate)」の問題とする。 *Ibid.*, para. 445.
- (108) この声明も別途、安保理文書となることである。 UN Doc. S/2015/545, 16 July 2015.
- (109) UN Doc. S./RES/2231(2015), op. cit., Annex B.
- (110) UN Doc. S./RES/2231(2015), op. cit., para. 7(b).
- (111) JCPOA, Preamble and General Provisions, para. iii.
- (112) UN Doc. S./RES/2231(2015), op. cit., pre. para. 5.
- (113) JCPOA, para. 16.
- (114) See, e.g., IAEA Doc. GOV/2017/48, 13 November 2017, para. 12.
- (115) JCPOA, para. 7.
- (116) JCPOA, para. 2.
- (117) JCPOA, para. 6; JCPOA, Annex I, paras. 45–46.
- (118) 二〇一五年七月時点におけるイランの遠心分離機の設置・稼働の内訳については、see Davenport, Kimball and Thielmann,

*Solving the Iranian Nuclear Puzzle*, op. cit., p. 7.

- (119) JCPoA, para. 2; JCPoA, Annex I, paras. 47-48.
- (120) JCPoA, paras. 3-5, JCPoA, Annex I, paras. 32-43.
- (121) JCPoA, para. 8; JCPoA, Annex I, para. 11.
- (122) JCPoA, para. 11; JCPoA, Annex I, para. 17.
- (123) JCPoA, paras. 9-10.
- (124) JCPoA, para. 12; JCPoA, Annex I, paras. 18-20.
- (125) ただし、医療および産業用の放射性同位体の生産は例外的に認められる。JCPoA, para. 12。医療用の放射性同位体としては、高濃縮ウランの照射（ウラン二三五の核分裂）によって製造されるモリブデン九九がその代表例である。
- (126) JCPoA, Annex I, para. 14.
- (127) JCPoA, Annex IV, paras. 6.1, 6.2, 6.4.
- (128) JCPoA, Annex IV, paras. 4.1, 4.5.
- (129) UN Doc. S/RES/2231(2015), op. cit., para. 16.
- (130) JCPoA, Annex IV, paras. 6.4.5, 6.5; UN Doc. S/RES/2231(2015), op. cit., paras. 7(b), 16-17; *ibid.*, Annex B, para. 2。JCPOAの「移行日」はJCPOAを承認する安保理決議の規定に従って「明記されなければならない」。JCPoA, Annex IV, para. 6.1.
- (131) UN Doc. S/RES/2231(2015), op. cit., Annex B, para. 2.
- (132) JCPoA, para. 13; JCPoA, Annex V, para. 8。インゼー JCPOAの「移行日」（後述）に追加議定書の批准を追求する（seek）努力を約束した。JCPoA, Annex V, para. 22.1.
- (133) IAEA Doc. GOV/2016/8, 26 February 2016, paras. 28, 32; IAEA, "Status List: Conclusion of Additional Protocols, Status as of 18 September 2020," p. 5, n. 4, at <https://www.iaea.org/sites/default/files/20/01/sg-ap-status.pdf> (accessed on 23 December 2020).
- (134) JCPoA, para. 13.
- (135) 国際機関条約法条約第二五条二項。
- (136) 国連国際法委員会が二〇一八年に第一読を採択した「条約の暫定的適用に関するガイド案」のガイドライン五によれば、条約の暫定的適用は、あなたも条約が発効しているかのような「法的拘束力のある義務」を生じさせる「とされる」。“The Draft Guide to Provisional Application of Treaties,” Guideline 5, in UN Doc. A/73/10, 2018, pp. 203-204.

- (137) See IAEA Doc. GOV/2016/8, op. cit., para. 29.
- (138) IAEA Docs. GOV/2020/15, 3 March 2020, para. 6; GOV/2020/30, 5 June 2020, paras. 5-6, 11; GOV/2020/41, 4 September 2020, para. 31; GOV/2020/47, 4 September 2020, paras. 11, 12; GOV/2020/51, 11 November 2020, para. 32.
- (139) JCPOA, para. 13; JCPOA, Annex I, para. 65; JCPOA, Annex V, paras. 8, 15, 10.
- (140) IAEA Doc. GOV/2007/22, 23 May 2007, para. 12.
- (141) UN Doc. S/RES/1929(2010), op. cit., para. 5, その意味では、改正ロードマップの完全履行はすべてにイランの法的義務とされており、それが「履行口」におおむね求められるところであるとすれば(そのようである)。See JCPOA, Annex V, para. 15.10) 法的には疑問のある規定といふことになる。なお、浅田「イランの核問題と国際社会の対応」一四一―一四二頁参照。
- (142) オバマ元大統領は「これをめもつ『軍備管理の合意で史上最も遠大な査察・検証制度 (the most far-reaching inspections and verification regime ever negotiated in an arms control deal)』をめぐり述べた」。Barack Obama, “Quitting the Iran Nuclear Deal: ‘A Serious Mistake.’”, *Arms Control Today*, Vol. 48, No. 5 (June 2018), p. 36.
- (143) JCPOA, Annex I, para. 74.
- (144) JCPOA, Annex I, paras. 75, 76.
- (145) 一四日もあれば核開発の証拠がすべて消去されるのではないかとの懸念があったが、アメリカのエネルギー省が行った実験によれば、三週間も放射性情質を完全に消去するのはとても無理とのことである。Darius Dixon, “Monitor: Test Results Back Up Assurances on Iran Deal.”, *Pohitico*, 22 July 2015, at <https://www.politico.com/story/2015/07/monitor-test-results-back-up-assurances-on-iran-deal-120507> (accessed on 23 December 2020).
- (146) JCPOA, Annex I, para. 78, 五票以上の多数決とは、イラン、ロシア、中国の三国が反対しても、アクセスの提供を「必要な措置」を行う提示を必要とする意味である。“P5+1 and Iran Reach Agreement on Iranian Nuclear Program: Obama Administration Seeks Congressional Approval.” op. cit., p. 652. なお、合同委員会におけるそれ以外の議事はすべてロンドンサミットで決められる。JCPOA, Annex IV, paras. 4.1, 4.4.
- (147) かつ「必要な措置」は合同委員会が提示するものであるが、当該場所へのアクセスが含まれることになる。
- (148) JCPOA, Annex I, paras. 77, 78.
- (149) JCPOA, para. 15.
- (150) JCPOA, para. 18.
- (151) UN Doc. S/RES/2231(2015), op. cit., para. 7.(a).

- (152) JCPOA, para. 19.
- (153) JCPOA, Annex II, para. 1.21-1.23.
- (154) JCPOA, Annex II, para. 1.91.1.
- (155) JCPOA, para. 1.9. See also JCPOA, Annex II, paras. 1-3.
- (156) 通常、追加議定書の実施に必要で当該国全体として未申告の核物質・原子力活動がなされたことが判明した後に出される。IAEA, *IAEA Safeguards Glossary 2001 Edition* (IAEA, 2002), p. 100.
- (157) JCPOA, para. 20.
- (158) JCPOA, para. 21.
- (159) JCPOA, para. 21. See also JCPOA, Annex II, paras. 4, 6.
- (160) JCPOA, Annex II, para. 4.
- (161) 非アメリカ人 (non-US person) とは、①合衆国市民、永住者、合衆国内の管轄の下で組織された団体（外国支店を含む）、合衆国にあるあらゆる者、および②アメリカ人 (US person) の所有しまたは管理する団体、を除くあらゆる個人・団体をさすもの定義される。JCPOA, Annex II, para. 4, n. 6.
- (162) JCPOA, Annex II, para. 4, n. 6, para. 7. See also Doug Jacobson, Michael Burton and Glen Kelley, “A View from the Trenches: The Practical Impact of the Iran JCPOA on US and Non-US Companies,” *International Trade Law News*, 22 January 2016, at <http://tradelawnews.blogspot.com/2016/01/a-view-from-trenches-practical-impact.html> (accessed on 24 December 2020).
- (163) Email from Richard Nephew, Senior Research Scholar, Columbia University (a former Principal Deputy Negotiator for Sanctions Policy at the Department of State from 2013-2015, during which he served as the lead sanctions expert for the US team negotiating with Iran), 14 December 2015.
- (164) JCPOA, para. 26.
- (165) JCPOA, Annex II, para. 7.1, n. 14.
- (166) 独自制裁に対するイランの法的立場について Kazem Gharib Abadi, “Unilateral Sanctions against Iran and International Law,” paper presented at the symposium on unilateral sanctions under international law, The Hague, 11 July 2013, at <http://iranianembassy.nl/en/akhbar/40.pdf> (accessed on 20 December 2015).
- (167) See JCPOA, Annex IV, para. 2.



- (168) JCPOA, para. 36.
- (169) JCPOA, para. 37. 同時に安保理は、関係国の見解および諮問委員会の意見を考慮する意図を明らかにすると共に、通報の対象となった問題がこの間に解決すれば制裁の再適用は行わない意図を明らかにするものとされている。Ibid., para. 37.
- (170) UN Doc. S/RES/2231(2015), op. cit., para. 11.
- (171) 安保理決議二二三一の第二二項で復活するとされる安保理決議は、同決議の第七項(a)で終了するとされる安保理決議と一致せず、終了するとされる決議二二三二四が復活する決議の中に含まれていない。決議二二三二四は、イラン制裁専門家パネルの任期 (mandate) の二〇一六年七月までの延長を決定するものである。それが復活しないことによる実際上の不都合は大きくないが、一年以内のパネルの再結成は現実的でないと考えたのか、それは改めて検討すべき事項と考えたのか、理由は明らかでない。なお、本稿第三章(国連安全保障理事会による制裁)では紹介しなかったが、決議二二三二一において終了する(スナックパックで復活する)安保理決議に含まれているもう一つの決議として二〇〇八年の決議一八三五がある。これは決議一六九六、一七三七、一七四七、一八〇三を再確認し、イランに対してそれらに含まれる義務の完全遵守を要請するものである。UN Doc. S/RES/1835(2008), 27 September 2008, paras. 1, 4.
- (172) 決議二二三一の第二二項では、スナックパックの結果として、第七項および第八項の措置も(安保理が別段の決定を行わない限り)終了するものとされている。したがって、国連制裁決議の復活と併せて、決議二二三一の附属書Bとして掲げられていたE3/EU+3の「声明」に関する規定(核関連資機材の調達に関する規定や武器禁輸の解除を法的なものとする規定など)も、また「採択日」(二〇一五年一月一日)後述)から一〇年後に安保理はイランの核問題への関与を終了するとの規定も、(安保理が別段の決定を行わない限り)終了することになる。UN Doc. S/RES/2231(2015), op. cit., para. 12. See also *ibid.*, para. 9.
- (173) 後述のように、アメリカもこの点の相違を指摘している。
- (174) See UN Doc. S/PV.7488, op. cit.
- (175) UN Doc. S/RES/2231(2015), op. cit., para. 7(b).
- (176) 第一〇項と第二二項とこう連続している項において使用されている「JCPOA 参加国等 (JCPOA participants)」と「JCPOA 参加国 (JCPOA participant State)」という異なる表記が、単なるミスの結果として異なる表現となったということも考え難いであろう。また、第一〇項が「JCPOA 参加国等」の語を使用しているのは、同項がJCPOAの枠組みにおける紛争解決努力(その点はEUにも当てはまる)を奨励しているからであろう。
- (177) UN Doc. S/RES/2231(2015), op. cit., para. 10. 決議二二三一の第一一項において、安保理は諮問委員会 (JCPOA の紛争解

決メカニズムにおいて選択的に利用できることとされている(手続)の意見を考慮する意図を表明しており、イランは、これをもってスナップバックとの関係で諮問委員会の設置が要求されていると示唆するが(UN Doc. S/2020/814, 20 December 2020, p. 9)、諮問委員会の設置はそもそも選択的なものであって、その手続が利用された場合にはその意見を考慮する意図を表明しているだけであって、これをもってJCPOAの紛争解決メカニズムを尽くすことがスナップバックの手続を開始する要件であるというにはならぬ。

(178) Cf. Weller, "The Controversy about the Iranian Nuclear Sanctions Snapback," *op. cit.*

(179) JCPOA, para. 37.

(180) 管見の限り、この点に触れたのはイランとロシアのみである。UN Docs. S/2020/814 (Iran) *op. cit.*, p. 9; S/2020/816 (Russia), *op. cit.*, pp. 4, 6; S/2020/828 (Russia), 24 August 2020, p. 2. Cf. UN Doc. S/2020/817 (China), 21 August 2020, p. 1; Thomas R. Pickering and William Luers, "What You Need to Know about 'Snapback': Political Significance and Legal Problems," (21 September 2020), pp. 1, 6 at <https://www.justsecurity.org/wp-content/uploads/2020/09/pickering-memo-snapback.pdf> (accessed on 30 December 2020). このうちロシアは、前述のように、JCPOAは決議二三三二によって法的義務となったという立場であり、したがってスナップバックの前に紛争解決メカニズムを尽くすことを求めるJCPOAの規定も法的な義務となったということになるのであって、そうした主張を行うのは当然ともいえる。そうすると、JCPOAが法的義務だという立場でないにも拘らず、紛争解決メカニズム前置の問題を提起したのはイランだけということになるであろう。

(181) そうした批判が少くない背景として、そもそもアメリカがJCPOAから脱退したという事実を指摘するのみで十分だと考えたということも考えられるし、JCPOAからの脱退を理由に批判しつつ、JCPOAの手続を尽くしていないので無効であると主張することは自己矛盾を来すと考えたということも考えられる。しかし、多くの国がアメリカによるスナップバックの試みを批判しながら、JCPOAの手続を踏んでいない点に言及する国がほとんどいなかったという事実は、決議二三三二を基礎としたスナップバックでは、JCPOAの紛争解決メカニズムを事前に尽くすことが要件であると認識されてはいなかったことを示唆すると考えることもできよう。

(182) UN Doc. S/RES/2231(2015), *op. cit.*, paras. 8, 9. ただし、いったん決議二三三二の第二項に従って制裁が復活した後に、再度制裁が解除されることとなった場合、その後はたして(いつまで)スナップバックの制度が適用されることになるのかについては、決議の第八項と第九項のみからは必ずしも判断としない。この点は、再度の解除の際に改めて定めることになるのであろう。

(183) E 3 / E U + 3 は二〇一五年七月一四日にその旨の書簡を国連事務総長に送付した。Somini Sengupta, "Snapback: Is an

- Easy Way to Reimpose Iran Penalties." *New York Times*, 16 July 2015; "Security Council Resolution on Iran Nuclear Agreement." *Security Council Report*, 19 July 2015, at <https://www.securitycouncilreport.org/whatsinblue/2015/07/security-council-resolution-on-iran-nuclear-agreement.php> (accessed on 26 January 2021). See UN Doc. S/2015/538 (text not available at the UN website). See also "P5+1 and Iran Reach Agreement on Iranian Nuclear Program: Obama Administration Seeks Congressional Approval," *op. cit.*, p. 653.
- (187) JCPOA, para. 37.
- (188) JCPOA, para. 26.
- (189) ただし、JCPOAの紛争解決メカニズムの適用の場合について留保している。
- (190) アメリカは制裁を再導入したり核関連の新たな制裁を課したりしないとの約束には、「大統領と議会のそれぞれの役割に従って行動して」という文言が追加されている。
- (191) ただし、JCPOAの紛争解決メカニズムの適用の場合について留保している。
- (192) JCPOA, para. 26.
- (193) JCPOA, para. 34; JCPOA, Annex V.
- (194) JCPOA, Annex V, para. 6.
- (195) JCPOA, para. 34.ii; JCPOA, Annex V, para. 6.
- (196) Public Law 114-17: Act to Provide for Congressional Review and Oversight of Agreements relating to Iran's Nuclear Program, and for Other Purposes (hereinafter cited as the "Iran Nuclear Agreement Review Act of 2015"), 22 May 2015, at <https://www.congress.gov/114/plaws/publ17/PLAW-114publ17.pdf> (accessed on 28 December 2020).
- (197) *Ibid.*, Sec. 2 (Atomic Energy Act of 1954, Sec. 135, (b)). See also "P5+1 and Iran Reach Agreement on Iranian Nuclear Program: Obama Administration Seeks Congressional Approval," *op. cit.*, pp. 655-656; "Iran Nuclear Framework Agreement Reached: Congress Seeks to Influence Negotiation," *op. cit.*, p. 412.
- (198) Davenport, Kimball and Thielmann, *Solving the Iranian Nuclear Puzzle*, *op. cit.*, p. 23.
- (199) Kelsey Davenport, "Iran, P5+1 Formally Adopt Nuclear Deal," *Arms Control Today*, Vol. 45, No. 9 (November 2015), p. 21.
- (200) IAEA Doc. GOV/INF/2016/1, 16 January 2016, para. 3.
- (201) *Ibid.*, para. 2.
- (202) JCPOA, Annex V, para. 8.

- (200) “Road-map for the Clarification of Past and Present Outstanding Issues regarding Iran’s Nuclear Programme.” in IAEA Doc. GOV/2015/68, 2 December 2015. Annex I.
- (201) “Possible Military Dimensions to Iran’s Nuclear Programme.” in IAEA Doc. GOV/2011/65, 8 November 2011. Annex.
- (202) IAEA Doc. GOV/2015/68, op. cit., para. 87. なお、アメリカ政府も、二〇〇七年に発表した「国家情報評価 (National Intelligence Estimate)」に於いて、高確信を有するイランは二〇〇三年秋に核兵器計画を停止したとの結論を出していた。National Intelligence Council, *National Intelligence Estimate, Iran: Nuclear Intentions and Capabilities* (November 2007).
- (203) IAEA Doc. GOV/2015/72, 15 December 2015, para. 9.
- (204) JCPoA, para. 14.
- (205) JCPoA, Annex V, paras. 20-22.
- (206) JCPoA, Annex V, para. 24.
- (207) JCPoA, Annex V, para. 26. これは、イランの再処理をしようとする約束などが含まれる。
- (208) See, e.g., IAEA Doc. GOV/2010/10, 18 February 2010, para. 12.
- (209) 石黒穰「核保有」を最低一年」『読売新聞』二〇一九年七月八日。
- (210) Davenport, Kimball and Thielmann, *Solving the Iranian Nuclear Puzzle*, op. cit., p. 2. See also Obama, “Quitting the Iran Nuclear Deal.” op. cit., p. 36. イランは、二〇一五年一月月末に濃縮度二〇%の低濃縮ウランのサブプを含む一トン以上の低濃縮ウランをロンドンに向けて搬出した。“United States Achieves Progress in Iran Relations with Nuclear Agreement Implementation, Prisoner Swap, and Hague Claims Tribunal Resolutions.” *American Journal of International Law*, Vol. 110, No. 2 (April 2016), p. 348.
- (211) Kelsey Davenport, “Iran Moves toward Breaching Nuclear Limits.” *Arms Control Today*, Vol. 49, No. 6 (July/August 2019), p. 25.
- (212) Davenport, Kimball and Thielmann, *Solving the Iranian Nuclear Puzzle*, op. cit., p. 16.
- (213) 石黒「核保有」を最低一年」。
- (214) “United States Achieves Progress in Iran Relations with Nuclear Agreement Implementation, Prisoner Swap, and Hague Claims Tribunal Resolutions.” op. cit., p. 348.
- (215) IAEA事務局長のこの任務は、安理会が決議二二三三を要請し、IAEA理事会が事務局長に授権したものである。See UN Doc. S/RES/2231(2015), op. cit., paras. 3-6; IAEA Docs. GOV/2015/53, 14 August 2015, paras. 8, 11; GOV/INF/2016/1, op.

- cit. para. 1. 二〇一六年から二〇一九年にかけて IAEA が行った同様な査察の九二%以上がイランで行われていたとされる。UN Doc. S/2020/814, op. cit. p. 9.
- (216) IAEA は、イランにおけるウランの濃縮度が三・六七%以下であることを、貯蔵濃縮ウランの総量が(トプック化ウラン)三〇〇キログラム以下であることを報告した。See, e.g. IAEA Docs. GOV/INF/2016/1, op. cit., para. 3; GOV/2016/8, 26 February 2016, para. 19; GOV/2016/23, 27 May 2016, paras. 10, 13; GOV/2016/46, 8 September 2016, paras. 9, 11; GOV/2016/55, 9 November 2016, paras. 9, 11. イランによれば、JCPOA の合意がアメリカの脱退の一年後までの間、IAEA は一五回に亘ってイランによる JCPOA の完全遵守を報告してきたとされる。UN Doc. S/2020/814, op. cit., p. 18, citing IAEA reports to the Security Council: UN Docs. S/2016/57, 19 January 2016; S/2016/250, 15 March 2016; S/2016/535, 13 June 2016; S/2016/808, 22 September 2016; S/2016/983, 21 November 2016; S/2017/234, 20 March 2017; S/2017/502, 14 June 2017; S/2017/777, 13 September 2017; S/2017/994, 28 November 2017; S/2018/205, 8 March 2018; S/2018/540, 6 June 2018; S/2018/835, 12 September 2018; S/2018/1048, 26 November 2018; S/2019/212, 6 March 2019; S/2019/496, 14 June 2019. 国連事務総長も同様の報告を行った。See, e.g. UN Doc. S/2018/602, 12 June 2018, paras. 2, 3.
- (217) IAEA の二〇一六年二月と十一月の報告は、イランが JCPOA を設定された一三〇トンを一時わずかに超える(それぞれ一三〇・九トンおよび一三〇・一トン)重水を貯蔵していたが、その後の一定量の国外搬出で上限以下となった旨を報告した。See IAEA Docs. GOV/2016/8, op. cit., para. 16; GOV/INF/2016/13, 6 December 2016, para. 5.
- (218) Kelsey Davenport, "Trump Election Puts Iran Deal in Doubt," Arms Control Association, December 2016, at <https://www.armscontrol.org/act/2016-11/news/trump-election-puts-iran-deal-doubt> (accessed on 28 December 2020).
- (219) イランの国防相は、実験は JCPOA にも安保理決議にも違反しなかったと主張した。"Trump Administration Maintains Nuclear Deal with Iran, Despite Persistent Skepticism," *American Journal of International Law*, Vol. 111, No. 3 (July 2017), p. 777.
- (220) 二〇一八年一月と四月にも証明を拒否した。"President Trump Withdraws the United States from the Iran Deal and Announces the Reimposition of Sanctions," *American Journal of International Law*, Vol. 112, No. 3 (July 2018), p. 515. See Iran Nuclear Agreement Review Act of 2015, Sec 2 (Atomic Energy Act of 1954, Sec. 135, (d)(6)).
- (221) "President Trump Withdraws the United States from the Iran Deal and Announces the Reimposition of Sanctions," op. cit., pp. 515-516.

- (222) Donald J. Trump, “Remarks on the Joint Comprehensive Plan of Action to Prevent Iran from Obtaining a Nuclear Weapon and an Exchange with Reporters.” 8 May 2018, at <https://www.govinfo.gov/content/pkg/DCPD-201800310/pdf/DCPD-201800310.pdf> (accessed on 29 December 2020).
- (223) “Ceasing U.S. Participation in the JCPOA and Taking Additional Action to Counter Iran’s Malign Influence and Deny Iran All Paths to a Nuclear Weapon.” 8 May 2020, at <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/ceasing-u-s-participation-jcpoa-taking-additional-action-counter-irans-malign-influence-deny-iran-paths-nuclear-weapon/> (accessed on 29 December 2020).
- (224) “Background Briefing on President Trump’s Decision to Withdraw from the JCPOA.” 9 May 2018, at <https://www.iranwatch.org/library/governments/united-states/executive-branch/departments/state/background-briefing-president-trumps-decision-withdraw-jcpoa> (accessed on 26 January 2021).
- (225) See Ahmad Mafidgar, “Iran Rejects IAEA Chiefs Claim about Inspection of Military Sites.” Middle East Institute, 12 September 2017, at <https://www.mei.edu/publications/iran-rejects-iaea-chiefs-claim-about-inspection-military-sites> (accessed on 30 January 2021).
- (226) 重水の上限超えは僅かなもので、ほとんどは止まっている。前出注(21)参照。
- (227) 例えば次のような要求が含まれていた。①以前に行った軍事的側面 (military dimensions) に関する完全な説明、②濃縮の停止と再処理の放棄 (重水炉の閉鎖を含む)、③ IAEA に対するイラン全土のすべてのサイトへの無制限のアクセスの付与、④核兵器運搬能力を有するミサイルシステムのさらなる発射または開発の停止など。これに対し、イランのロウハニ大統領は、即日拒否の声明を發した。Gardiner Harris, “In Hard-Line Speech, Pompeo Criticizes Iran’s Behavior.” *New York Times*, 21 May 2018, at <https://www.nytimes.com/2018/05/21/world/middleeast/pompeo-iran-government-speech.html> (accessed on 12 January 2021); “Mike Pompeo Speech: What are the 12 Demands Given to Iran?.” *Aljazeera*, 21 May 2018, at <https://www.aljazeera.com/news/2018/5/21/mike-pompeo-speech-what-are-the-12-demands-given-to-iran> (accessed on 12 January 2021).
- (228) “President Trump Withdraws the United States from the Iran Deal and Announces the Reimposition of Sanctions.” op. cit., p. 520.
- (229) “Joint Statement from Prime Minister Theresa May, Chancellor Angela Merkel and President Emmanuel Macron Following President Trump’s Statement on Iran.” 8 May 2018, at <https://www.gov.uk/government/news/joint-statement-from-prime-minister-may-chancellor-merkel-and-president-macron-following-president-trumps-statement-on-iran> (accessed on 29 December 2020). “トランプ氏、イランとの核協定を撤回し、制裁の再開を宣言” 朝日新聞 2018年5月21日。 “Declaration by the High Representative on behalf

- of the EU following US President Trump's announcement on the Iran nuclear deal (JCPOA)," at <https://www.constitium.europa.eu/en/press/press-releases/2018/05/09/declaration-by-the-high-representative-on-behalf-of-the-eu-following-us-president-trump-s-announcement-on-the-iran-nuclear-deal-jcpoa/> (accessed on 29 December 2020).
- (230) UN Doc. A/72/869/S/2018/453, 22 May 2018, Annex, p. 2.
- (231) UN Doc. S/2020/814, op. cit., p. 8.
- (232) "Iran Says Leaving Nuclear Treaty One of Many Options after U.S. Sanctions Move," *Reuters*, 28 April 2019. See also "The State Department Designates Iran's Islamic Revolutionary Guards Corps as a Foreign Terrorist Organization," *American Journal of International Law*, Vol. 113, No. 3 (July 2019), p. 609.
- (233) JCPOA第二六項において、イランは、制裁が復活するなどの場合には、JCPOAに基づく自国の約束の全部または一部の履行を終了する根拠として扱う旨を表明していた。JCPOA, para. 26. See also *ibid.*, para. 37. またJCPOA第三六項は、JCPOAにかかる紛争が紛争解決メカニズムによって原告の満足のいく形では解決せず、かつ原告がその問題を重大な不履行であると考ええる場合には、原告はその問題をJCPOAに基づく約束の全部または一部の履行を終了する根拠とすることができると規定している。Ibid., para. 36. イランによれば、アメリカによる脱退表明からの一年のあいだに紛争のレベルで合同委員会が二回開催されたこと。"Iran Stops Some of its Measures under JCPOA/We are No Longer Committed to Limitations on Keeping Enriched Uranium, Heavy Water Deposits, 60-day Deadline to Remaining Parties to Live Up to Their Commitments, esp. in Banking, Oil Sectors," at <http://president.ir/en/109588> (accessed on 29 December 2020).
- (234) EUは二〇一九年一月に、アメリカの制裁を迂回する形でのドル以外、SWIFTを通わない取引を促進するための金融システム (Instrument in Support of Trade Exchanges, INSTEX) をフランスに設立したが、取引品目が人道支援助物資に限られているなど不十分であると批判され、実際の取引が行われたのも二〇二〇年三月になってからである。Hugo Vazey, "Instrument in Support of Trade Exchanges (INSTEX)," 12 August 2020, at <https://rdc.com/sanctions-screening/blog/instrument-in-support-of-trade-exchanges-instex/> (accessed on 31 January 2021). UK Foreign and Commonwealth Office, "INSTEX Successfully Concludes First Transaction," 31 March 2020, at <https://www.gov.uk/government/news/instex-successfully-concludes-first-transaction> (accessed on 31 January 2021). 「インテック：INSTEXを通じた初の貿易取引実現」の意義 [「中東かわら版」二〇二〇年四月二日]。
- (235) "Iran Stops Some of its Measures under JCPOA/We are No Longer Committed to Limitations on Keeping Enriched Uranium, Heavy Water Deposits, 60-day Deadline to Remaining Parties to Live Up to Their Commitments, esp. in Banking,

- Oil Sectors.” op. cit.
- (236) IAEAは二〇一九年七月一日、イランの三六七%までの低濃縮ウラン保有量が二〇五キログラムとなり、JCPOAの上限を超えたことを明らかにした。IAEA Doc. GOV/INF/2019/8, 1 July 2019, paras. 2-3.
- (237) イランは二〇一九年七月八日、ウランの濃縮度が約四・五%になったことをIAEAに通報し、IAEAも同日、濃縮度が三六七%を超えたことを検認した。IAEA Doc. GOV/INF/2019/9, 8 July 2019, para. 2.
- (238) イランのロウハニ大統領は二〇一九年九月五日、JCPOAに基づく研究開発に関するすべての約束は完全に撤廃されると表明した。IAEA Doc. GOV/INF/2019/10, 8 September 2019, para. 2。その後、実際に研究開発が開始された。IAEA Doc. GOV/INF/2019/12, 26 September 2019, paras. 4-6.
- (239) イランは二〇一九年十一月九日、JCPOA附属書I第四五項に違反してフォルドゥにおけるウラン濃縮を開始した。IAEA Doc. GOV/2019/55, 11 November 2019, para. 15.
- (240) “Iran Will No Longer Abide by Nuclear Deal Limits.” *D/M*, 5 January 2020, at <https://www.dw.com/en/iran-will-no-longer-abide-by-nuclear-deal-limits/a-51894168> (accessed on 20 January 2021). Kelsey Davenport, “Europe Seeks to Avoid UN Iran Sanctions.” *Arms Control Today*, Vol. 50, No. 2 (March 2020), p. 28.
- (241) イランは二〇一九年五月にJCPOA遵守の縮小を表明した際にも、JCPOAから脱退するのではなく目を強調しつつあった。Kelsey Davenport, “Iran Threatens to Breach Nuclear Deal.” *Arms Control Today*, Vol. 49, No. 5 (June 2019), p. 27.
- (242) IAEA Doc. GOV/2020/51, 11 November 2020, paras. 28-29.
- (243) David Albright, Sarah Burkhard, and Andrea Stricker, “Analysis of IAEA Iran Verification and Monitoring Report.” Institute for Science and International Security, 12 November 2020, p. 1, 4f.
- (244) IAEA Doc. GOV/2020/51, op. cit., paras. 9, 11.
- (245) *Ibid.*, para. 39.
- (246) イランのごとく、IAEAの拡大結論は出されてきた。
- (247) UN Doc. S/RES/2231(2015), op. cit., para. 7(b); *ibid.*, Annex B (Statement), paras. 5, 6(b), それらの大型兵器および関連物資のイランへの「移転」とあらゆる兵器および関連物資のイランからの「調達」のごとくは、それぞれ安保理決議一九二九と一七四七のごとく禁止された。UN Docs. S/RES/1929(2010), op. cit., para. 8; S/RES/1747(2007), op. cit., para. 5.
- (248) UN Doc. S/2020/797, 17 August 2020. 決議案は、「声明」の第五項、第六項(b)および(c)において「安全保障理事会が別段の決定を行うまで」のあいだ適用を継続することを決定するようのものであった。なお、第五項および第六項(b)は武器禁輸を



- 第六項(c)は一七三七委員会が指定した個人等の入国・通過の防止を定めている。
- (249) UN Docs. S/2020/803, 17 August 2020; S/2020/805, 17 August 2020.
- (250) フック国務省イラン担当特別代表は、二〇二〇年五月の段階ですべて、武器禁輸継続との関係で、もしアメリカ外交が拒否権により阻止されるならば、スナップバック手続に訴える用意を示唆していた。Brian Hook (Special Representative for Iran and Senior Policy Advisor to the Secretary of State), "We're Ready to 'Snap Back' Sanctions," *Wall Street Journal*, 13 May 2020. See also Julian Borger, "US Sees Embarrassing UN Defeat over Iran Arms Embargo Proposal," *Guardian*, 15 August 2020.
- (251) UN Doc. S/2020/815, 24 August 2020.
- (252) Davenport, "Europe Seeks to Avoid UN Iran Sanctions," op. cit., p. 27.
- (253) UN Doc. S/2020/837, 28 August 2020, pp. 16 (France), 18 (Germany), 32 (UK).
- (254) 二〇二〇年九月一日開催の合同委員会(アメリカを除くJCPOA参加国等が参加)では、アメリカはJCPOA参加国と考えることができず、安保理決議二二三一に基づく国連制裁の復活プロセスを開始することはできなことが再確認されている。"Chair's Statement Following the 1 September Meeting of the Joint Commission of the Joint Comprehensive Plan of Action," 1 September 2020, at [https://eas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage/84643/chairs-statement-following-1-september-meeting-joint-commission-joint-comprehensive-plan\\_en](https://eas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage/84643/chairs-statement-following-1-september-meeting-joint-commission-joint-comprehensive-plan_en) (accessed on 31 December 2020).
- (255) Kelsey Davenport, "Nations Rebuff U.S. on Iran," *Arms Control Today*, Vol. 50, No. 7 (September 2020), p. 25.
- (256) UN Doc. S/2020/816, op. cit., pp. 1, 6.
- (257) UN Doc. S/2020/837, op. cit., p. 10. See also UN Doc. S/2020/817, op. cit., p. 1. 中国は、すでにアメリカによるJCPOA脱退の時点で、アメリカは脱退しつゆは参加国等(participant)でなくなったのであるから、スナップバックを要求する権利を失ったと主張している。UN Doc. S/2020/517, 8 June 2020, p. 2.
- (258) UN Doc. S/2020/814, op. cit., pp. 2, 9.
- (259) Mickael R. Pompeo, "Press Statement: The Return of UN Sanctions on the Islamic Republic of Iran," 19 September 2020.
- (260) "Iran - JCPOA - Joint Statement by the Foreign Ministers of France, Germany and the United Kingdom," 20 September 2020, at <https://www.diplomatie.gouv.fr/en/country-files/iran/news/article/iran-jcpoa-joint-statement-by-the-foreign-ministers-of-france-germany-and-the> (accessed on 30 December 2020).
- (261) Borger, "US Sees Embarrassing UN Defeat over Iran Arms Embargo Proposal," op. cit.

- (262) UN Doc. S/2020/837, op. cit., p. 20 (Indonesia as the President). See also “UNSC Dismisses US Demand to Impose Sanctions on Iran,” *Aljazeera*, 25 August 2020, at <https://www.aljazeera.com/news/2020/8/25/uns-dismisses-us-demand-to-impose-sanctions-on-iran> (accessed on 31 December 2020); Weller, “The Controversy about the Iranian Nuclear Sanctions Snapshot,” op. cit., p. 1. ニュースは「理事国とっては」「合衆国は包括的共同作業計画から撤退したのであるから」、決議11331に基くスナップショットのメカニズムを援用するのでは「おぼろしい」「合衆国の送った書簡は決議11331の第一項の意味における通報と等しくないのでは」という立場であった。UN Doc. S/2020/824, 24 August 2020, p. 1.
- (263) “Niger Rejects U.S. Bid to Restore UN Sanctions on Iran,” *Tehran Times*, 4 September 2020, at <https://www.tehrantimes.com/news/452003/Niger-rejects-U-S-bid-to-restore-UN-sanctions-on-Iran> (accessed on 31 December 2020); Michelle Nichols, “New Council President Stands by Dismissal of U.S. Sanctions Move on Iran,” *Reuters*, 2 September 2020.
- (264) See, e.g., UN Docs. S/2020/817 (China), op. cit.; S/2020/828 (Russia), op. cit.; S/2020/821 (Niger, Saint Vincent and the Grenadines, South Africa, and Tunisia), 26 August 2020; S/2020/824 (Indonesia), 24 August 2020; S/2020/839 (Belgium, Estonia, France and Germany), 26 August 2020; S/2020/837, op. cit., pp. 8 (Belgium), 10 (China), 14 (Estonia), 16 (France), 18 (Germany), 24 (Russia), 26 (Saint Vincent and the Grenadines), 28 (South Africa), 32 (UK), 37 (Viet Nam). 安保理の15か国中アメリカ以外の14か国を除く13か国が、アメリカにはスナップショットを開始する権利はないという立場であった。Michelle Nichols, “Thirteen of 15-Member U.N. Security Council Oppose U.S. Push for Iran Sanction,” *Reuters*, 21 August 2020.
- (265) “Note on the United States’ Claim to Activate the Snapshot Mechanism under Security Council Resolution 2231,” 28 August 2020, at <https://voelkerrechtsblog.org/wp-content/uploads/2020/09/Legal-Note-signatures-updated-4-September-2020.pdf> (accessed on 31 December 2020). 世界の111名の国際法学者が署名したこの覚書には筆者も当初から参加している。その後、九月四日までに111名が署名している。
- (266) UN Doc. S/2020/822, 24 August 2020.
- (267) *Ibid.*, p. 2.
- (268) *Ibid.*, para. A.1.
- (269) *Ibid.*, para. A.2.
- (270) *Ibid.*, para. A.3.
- (271) *Ibid.*, para. A.
- (272) *Ibid.*, p. 2; *ibid.*, para. B.2.

- (273) See <https://twitter.com/MarkTFitz/status/1296221037684838402> (dated 20 August 2020) (accessed on 31 December 2020). See also UN Doc. S/2020/814, op. cit., p. 5.
- (274) *Accordance with International Law of the Unilateral Declaration of Independence in Respect of Kosovo*, Advisory Opinion, *ICJ Reports* 2010, para. 94.
- (275) 安保理決議と条約の相違から、安保理決議の解釈には他の要素も考慮する必要があるとされ、安保理決議は単一の集合体によって発出され、条約締結とは異なる過程を経て起草されること、安保理決議は投票プロセスの産物であり、機関としての安保理の見解を表現したものであることが指摘される。また安保理決議の解釈には、採択時における理事国代表の発言、同一の問題に関する他の安保理決議、関連国連機関や決議によって影響を受ける諸国の後の慣行の分析が必要かもしれないとされる。Ibid., para. 94.
- (276) "Ceasing U.S. Participation in the JCPOA and Taking Additional Action to Counter Iran's Malign Influence and Deny Iran All Paths to a Nuclear Weapon," op. cit., Sec. 2.
- (277) アメリカ側弁護団のグロッシュ國務省法律顧問補 (Lisa J. Grosh, Assistant Legal Adviser) に於て「アメリカのJCPOAへの参加終了の決定」への言及参照。ICJ, *Alleged Violations of the 1955 Treaty of Amity, Economic Relations, and Consular Rights (Islamic Republic of Iran v. United States of America)*, CR/19, 30 August 2018, para. 25.
- (278) Pickering and Luers, "What You Need to Know about - Snapback: Political Significance and Legal Problems," op. cit., pp. 3, 5. Cf. UN Doc. S/2020/816, op. cit., p. 3.
- (279) White House, "Press Briefing by National Security Advisor John Bolton on Iran," 8 May 2018, at <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/press-briefing-national-security-advisor-john-bolton-iran/> (accessed on 31 December 2020).
- (280) John Bolton, "Trump Is Bringing the Iran Nuclear Deal Back to Life," *Bloomberg*, 26 August 2020, at <https://www.bloomberg.com/opinion/articles/2020-08-26/trump-helps-biden-by-bringing-the-iran-nuclear-deal-back-to-life> (accessed on 31 December 2020).
- (281) UN Docs. S/2020/814 (Iran), op. cit., pp. 6, 7; S/2020/816 (Russia), op. cit., pp. 4-5, 6.
- (282) この原則は「これらる国際裁判におおつしは援用されつゝるが、少なへともICJにおおつ適用された例はなご。Stephen M. Schwabel, "Clean Hands, Principle," Rüdiger Wolfrum (ed.), *Max Planck Encyclopedia of Public International Law*, Vol. II (Oxford U.P., 2012), pp. 232-235; James Crawford (ed.), *Brownlie's Principles of Public International Law*, 9<sup>th</sup> ed. (Oxford U.P., 2019), p. 675, n. 67; UN Doc. A/CN.4/546 (Dugard's Sixth Report on Diplomatic Protection), 11 August 2004, paras. 5-6.

- (283) Gerald Fitzmaurice, "The General Principles of International Law Considered from the Standpoint of the Rule of Law," *Recueil des Cours*, tome 92 (1957-II), p. 119.
- (284) "Clean-hands Doctrine," in *Black's Law Dictionary*, 10<sup>th</sup> ed. (Thomson Reuters, 2014), p. 306. 田中英夫編集代表『英米法辞典』(東京大学出版会、一九九一年)一五二頁によれば、「clean hands」とは、「当該の事案に関連して原告側に良心に反する行為、信義誠実を欠く行為、その他衡平の原理にもとる行為がある場合には、たとえこのような行為がなければ原告の主張に正当性が認められる場合であっても、救済を拒否する」という原則とされる。
- (285) UN Docs. S/2020/814 (Iran), op. cit., p. 7; S/2020/816 (Russia), op. cit., pp. 5, 6. *Legal Consequences for States of the Continued Presence of South Africa in Namibia (South West Africa) notwithstanding Security Council Resolution 276 (1970)*, Advisory Opinion, ICJ Reports 1971, para. 91. Voir aussi Opinion individuelle de M. Hudson, *Affaire des prises d'eau à la Mense*, 1937, C.P.I.I. série A/B, No. 70, p. 77. See also Pictet and Luers, "What You Need to Know about Snapback: Political Significance and Legal Problems" op. cit., p. 8. なお、ロシアは「アメリカによるJCPOAからの脱退表明の時点におつすべし」にシビア事件勧告の意見に言及しつつ、「アメリカは、安保理決議二三三二に違反し、包括的共同作業計画の履行を拒否したのであるから、同決議の特に第一項と第二三項に定めるメカニズムを利用する可能性を失った」と述べつつ、UN Doc. S/2020/451, op. cit., pp. 3-4.
- (286) 脱退当日に発出された大統領覚書は、国務長官と財務長官に対して、「JCPOAに関連して解除ないし放棄されていた合衆国によるすべての制裁の復活のための措置を直ちに開始するよう」命じた。「Ceasing U.S. Participation in the JCPOA and Taking Additional Action to Counter Iran's Malign Influence and Deny Iran All Paths to a Nuclear Weapon」, op. cit., Sec. 3.
- (287) Malcolm N. Shaw, *International Law*, 7<sup>th</sup> ed. (Cambridge U.P., 2014), p. 74.
- (288) 実際、ニジェール(二〇二〇年九月の安保理議長国)のアバリ大使も「制裁終了」の継続に関する決議案提出の可能性を否定すると共に、他のいずれの理事国も提出できると述べている。「Niger Rejects U.S. Bid to Restore UN Sanctions on Iran」, op. cit.
- (289) 前述参照。なお、イランが示した「トランプ政権下の二〇一七年一月〜二〇二〇年八月にアメリカが行った対イラン制裁のリスタート案」UN Doc. S/2020/814, op. cit., pp. 11-21.
- (290) UN Doc. S/2020/814, op. cit., p. 4.
- (291) Nichols, "Thirteen of 15-Member U.N. Security Council Oppose U.S. Push for Iran Sanction," op. cit.
- (292) Provisional Rules of Procedure of the Security Council, in UN Doc. S/96/Rev.7, 1983, p. 6, Rule 30. 規則三〇(4)「代表者が

議事手続に関する異議を提出した場合には、議長は、直ちに自己の裁定を述べなければならない。その裁定に対して異議が申し立てられた場合には、議長はその裁定を安全保障理事会の即時の表決に付さなければならぬ。その裁定は否決されない限り、効力を維持する」と規定する。本件のように形式に係わる規則違反と主張されうる決議案提出の可否をめぐる表決は手続事項であるとの規定がある訳ではないが、そのように考えることができよう。

(293) *Ibid.*, p. 2 Rule 9 規則九は、「安全保障理事会の各会合の仮議題の最初の項目は、議題の採択とする」と規定する。

(294) この点について、浅田正彦「国際法における制裁とその法的正当化」『国際関係と国際法』（信山社、近刊）参照。

(295) 例えば、二〇一六年六月に中国とロシアが発出した「国際法の促進に関する共同声明」は、「一方的制裁として知られる国際法に基づかない、一方的な強制措置」は「一般に承認された国際法の原則および規則の誠実な履行」に反すると述べている。

“The Declaration of the Russian Federation and the People’s Republic of China on the Promotion of International Law.” 25 June 2016, para. 6. 中国とロシアは「イランとの関係にも独自制裁の違法性を主張している」。UN Docs. S/2020/517 (China), op. cit., p. 2; S/2020/817 (China), op. cit., p. 1; S/2020/451 (Russia), op. cit., p. 3. ロシアは「途上国に対する政治的・経済的強制の手段としての一方的な経済的措置」と題する国連総会決議七二〇一（さうした措置を非難して拒否するよう国際社会に要請。一三〇対二、棄権四八で採択）に言及してその違法性を主張した。See UN Doc. A/RES/72/201, 20 December 2017, para. 2. See also UN Doc. S/PV.7488, op. cit., p. 9 (Venezuela).

(296) See Richard Nephew, “The Implications of an Iran Sanctions Snapback,” Columbia SIPA Center on Energy Policy, 3 September 2020.

(297) もちろん一般的にはアメリカの制裁に同調する国がない訳ではなく、例えば韓国は、二〇一八年のアメリカによるJCPOAからの脱退後の制裁復活に同調して、韓国国内の銀行にあるイラン中央銀行の口座を凍結し、イランから輸入した原油の代金七〇億ドルを凍結する措置をとったとされる。『読売新聞』二〇二二年一月七日。

(298) 二〇一八年五月のアメリカによるJCPOAからの脱退が二次制裁の復活に重点の一つがあった点、および、これに対してEU諸国が直ちにいわゆる対抗立法（EUの企業等に対して特定の外国法の域外適用に従うことを禁止する）で応じた点につき、see “President Trump Withdraws the United States from the Iran Deal and Announces the Reimposition of Sanctions,” op. cit., pp. 519, 521; “Blocking Statute,” at [https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/banking-and-finance/international-relations/blocking-statute\\_en](https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/banking-and-finance/international-relations/blocking-statute_en) (accessed on 26 January 2021). 同様に、対抗立法にも拘らず、アメリカの二次制裁のゆえに大部分の企業はイランから撤退したとされる。Davenport, “Iran Threatens to Breach Nuclear Deal,” op. cit., p. 28.

- (299) Kelsey Davenport, "Biden Victory May Save Iran Nuclear Deal," *Arms Control Today*, Vol. 50, No. 10 (December 2020), p. 29.
- (300) Email from Richard Nephew, 4 November 2019.
- (301) White House, "Statement by the President regarding New Restrictions on Iran's Nuclear, Ballistic Missile, and Conventional Weapons Pursuits," 21 September 2020, at <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/statement-president-regarding-new-restrictions-irans-nuclear-ballistic-missile-conventional-weapons-pursuits/> (accessed on 25 October 2020).
- (302) "U.S. Issues Fresh Iran-related Sanctions Targeting State Oil Sector," *Reuters*, 27 October 2020, at <https://www.reuters.com/article/iran-nuclear-usa-sanctions/us-issues-fresh-iran-related-sanctions-targeting-state-oil-sector-idUSKBN27C069> (accessed on 28 October 2020).
- (303) 浅田正彦「国家責任条文における対抗措置と対イラン独自制裁——相互依存的義務の違反をめぐって——」『国際法研究』第五号(二〇一七年三月)三二—六九頁。
- (304) Shahin Nabidavoodi, "The 'Worst Deal Ever Negotiated' Is Still Untouched," *New America*, 5 October 2017, at <https://www.newamerica.org/weekly/worst-deal-ever-negotiated-still-untouched/> (accessed on 30 January 2021).
- (305) ただ「これは「出発点」としてあり、その後「CO2削減」を強化し延長する交渉を行うことが重要である。" Joe Biden: There's a Smarter Way to be Tough on Iran," *CNN*, 13 September 2020, at <https://edition.cnn.com/2020/09/13/opinions/smarter-way-to-be-tough-on-iran-joe-biden/index.html> (accessed on 30 December 2020); Malcolm Davis, "The Risks in Returning to the Iran Nuclear Agreement," *The Strategist*, 17 December 2020, at <https://www.aspistrategist.org.au/the-risks-in-returning-to-the-iran-nuclear-agreement/> (accessed on 30 December 2020).
- (306) Crispian Balmer, "Iran Ready to Show Goodwill if U.S., Europe Abide by Nuclear Deal, Zarif," *Reuters*, 3 December 2020.
- (307) Patrick Wintour, "EU Foreign Ministers Pave Way for Revival of Iran Nuclear Deal," *Guardian*, 21 December 2020. See also "Joint Ministerial Statement on the Joint Comprehensive Plan of Action," 21 December 2020, at [https://ec.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage\\_en/90907/joint%20Ministerial%20Statement%20on%20the%20Joint%20Comprehensive%20Plan%20of%20Action](https://ec.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage_en/90907/joint%20Ministerial%20Statement%20on%20the%20Joint%20Comprehensive%20Plan%20of%20Action) (accessed on 30 December 2020).
- (308) こうした実行としてよく知られているのが、自由権規約選択議定書を廃棄した後、留保を付して再加入したトリニダード・トバゴの例であろう。ロウル・ケネディ事件において、同国の留保を議定書の趣旨・目的と両立しないとした自由権規約委員会は、脱退後に再加入した国家自体を問題とはしてはならない。See UN Doc. CCPR/C/67/D/845/1999, 31 December 1999, para. 6.7.
- (309) "Iran's Zarif Says Biden Can Lift Sanctions with 'Three Executive Orders,'" *Reuters*, 18 November 2020, at <https://jp>

- reuters.com/article/iran-usa-zarif/irans-zarif-says-biden-can-lift-sanctions-with-three-executive-orders-idUKI8N2136FV (accessed on 8 January 2021).
- (310) See Davenport, "Biden Victory May Save Iran Nuclear Deal," op. cit., p. 28.
- (311) National Iranian American Council (NIAC), "Iranian Parliament Bill on Nuclear Program: Full Text in English," 3 December 2020, at <https://www.niacouncil.org/publications/iranian-parliament-bill-on-nuclear-program-full-text-in-english/?locale=en> (accessed on 30 December 2020). 同法（英訳に不明確な部分はあるが）はさらに、イラン原子力機構に対し、①二〇％を超える濃縮を行うこと（第一条）、②少なくとも毎月五〇〇キログラムの濃縮ウランを生産できるよう濃縮能力の向上を開始すること（第二条）、③三か月以内に少なくとも一〇〇〇基の第二世代の先進遠心分離機の運転を開始すること（第三条）、④五か月以内にイスファハンにおいて金属ウラン製造プラントを稼働させること（第四条）、⑤アラクの四〇メガワット重水炉を運転すること（第五条）を義務づけたほか、⑥イラン政府に、他のJCPOA参加国がJCPOA上のイランに対する約束につき完全には結果を出さず、銀行業務関係が正常化せず、輸出および石油製品の販売への障害が完全には除去されず、販売からの外国為替上の収益が直ちにかつ完全には返還されない場合には、二か月後に、追加議定書の実施を含め（包括的）保障措置協定を超える査察の受入れを停止すること（第六条）を義務づけ、そして、この法律の履行を拒否する者は罰せられる（第九条）と規定する。Ibid.
- (312) Francois Murphy, "Iran Tells IAEA It Plans to Enrich Uranium to up to 20% at Fordow Site," *Reuters*, 2 January 2021, at <https://jp.reuters.com/article/uk-iran-nuclear-iaea-idUKKBN2962KX> (accessed on 29 January 2021).
- (313) 『読売新聞』二〇二一年一月六日。
- (314) Jason Dunn, "Iran Will Reportedly Issue Seven Demands to President Biden before Re-Entering Nuclear Deal Talks," *Sputnik International*, 25 January 2021, at <https://sputniknews.com/us/202101241081867291-iran-will-reportedly-issue-seven-demands-to-president-biden-before-re-entering-nuclear-deal-talks/> (accessed on 30 January 2021).
- (315) JCPOAが消滅することはあるのか、とこの興味深い問いである。本稿の目的を超えるとした「予測」の域を出ないが、法的な観点を含めて考えた場合、次のようにいうことができるように思える。JCPOAの主要な参加国であるアメリカが脱退し、もう一方の主要な参加国であるイランもJCPOAの制限には拘束されないとしている以上、脱退ではないにしても実質的にはそれに近いともいえる。その結果、政治的合意に過ぎないJCPOAは自然消滅する方向なのかといえ、次のような理由から、そうではないように思える。JCPOAが消滅すれば、必然的に「JCPOA参加国」は存在しなくなる。そうすると、決議二二三一に定めるスナップバックを行う主体も存在しなくなり、法的には、決議二二三一における国連制裁

の終了だけが残る。そして、国連制裁を復活させるには、新たな制裁決議を採択するしかないことになる。それは政治的には容易なことではなからう。それゆえ、JCPOAに留まっているE3諸国が、国連制裁というイランに対する梃子を失うこととなるJCPOAの自然消滅という道を選択するということは考え難く、形式のみであつてもJCPOAを存続させ、イランに対する梃子としてのスナックバック制度を存続させる体制を維持するように思える。もつとも、予測不能な政治の世界は、よりラディカルな変化を求めるかも知れない。